令和７年度

# 杉並区の放置自転車対策
# 事業概要

令和８年 10 月

杉 並 区

# 杉並区の放置自転車対策　事業概要（令和７年度版）

目　　次


１　自転車条例の概要 …… １
２　自転車駐車場等・自転車集積所 …… ３
（１）自転車駐車場等整備推移の総括表 …… ３
（２）年度別自転車駐車場等整備内訳 …… ４
（３）自転車駐車場等駅別設置箇所調書 …… ８
（４）自転車集積所整備状況 ……１０
３　有料制自転車駐車場 ……１１
◇　自転車駐車場施設一覧 ……１５
４　放置自転車の撤去・返還・処分・再利用 ……１６
（１）放置自転車と自転車放置禁止区域 ……１６
（２）撤去・保管・返還・処分 ……１７
（３）撤去自転車の再利用 ……１７
◇　杉並区自転車放置禁止区域指定経過 ……１９
◇　撤去・返還・処分・再利用の流れ図 ……２０
５　放置防止啓発活動 ……２１
６　放置自転車クリーンキャンペーン ……２２
７　自転車駐車場の附置義務 ……２３
８　民営自転車駐車場の育成 ……２６
９　民営バイク駐車場の育成 ……２８
10　自転車対策事業に関する委託業務 ……３０
11　組　　織 ……３２
12　杉並区自転車等駐車対策協議会 ……３３
13　杉並区自転車活用推進計画 ……３４


参考資料


１　駅周辺自転車駐車状況 ……３６
２　放置自転車の撤去台数 ……３７
３　放置自転車の返還・処分・再利用台数 ……３８
４　年度別自転車対策費の推移 ……３９
５　自転車駐車場平日平均利用率 ……４０

◇　関係法令　‥‥‥

## １　自転車条例の概要

区では、区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的として、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止や自転車駐車場等の整備に関して必要な事項を定めた「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」（自転車条例）を、昭和 60 年 4 月 1 日に施行しました。（以下はその説明です。）

目　　的（第 1 条）

駅周辺等公共の場所（道路・公園・駅前広場等）における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もって区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とします。

放置の定義（第 2 条）

放置とは、自転車の利用者が自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態をいいます。

区長の責務（第 3 条）

区長は、第 1 条の目的を達成するため、自転車駐車場の設置を推進するなど、施策の実施に努めなければなりません。

自転車利用者等の責務（第 5 条、第 9 条）

自転車の利用者等は、公共の場所に自転車を放置することのないようにし、利用する自転車には、住所・氏名を明記するように努めなければなりません。

また、駅周辺の居住者等は、通勤又は通学等のために、駅への交通手段として、自転車を利用することを自粛するよう努めなければなりません。

鉄道事業者の責務（第 6 条）

鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長が実施する施策に積極的に協力しなければなりません。

施設の設置者又は管理者の責務（第 7 条）

公共施設、商業施設、娯楽施設等の設置者又は管理者は、施設利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければなりません。

放置禁止区域の指定等と自転車の放置禁止（第 10 条、第 11 条）

区長は、自転車駐車場の整備が進められている駅周辺の公共の場所を、放置禁止区域として指定することができます。自転車の利用者等は、禁止区域内に自転車を放置してはいけません。

放置自転車に対する措置（第 12 条、第 13 条）

区長は、放置禁止区域内に放置されている自転車を撤去することができます。放置禁止区域外については、自転車の利用者等に対して放置しないよう指導します。指導しても自転車が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、撤去することができます。

撤去した自転車に対する措置と費用の徴収（第 14 条、第 15 条）

区長は、自転車を撤去したときは、その旨を公示し、一定期間保管するとともに当該自転車の利用者等の確認に努め、確認できた自転車については引き取るよう通知をします。引取りのない自転車及び利用者等が明らかでない自転車は廃棄処分の告示後、処分をします。

自転車を返還するときは、撤去に要した費用として自転車の利用者等から 1 台につき 5,000 円を徴収します。

注　平成 26 年 3 月 18 日条例改正　平成 27 年 1 月 1 日から「3,000 円」を「5,000 円」とした。

大規模店舗などの自転車駐車場附置義務（第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条）

区全域のうち、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域において、一定規模以上の百貨店、スーパーマーケットその他の小売店、飲食店、銀行、遊技場、スポーツ施設、学習施設を新築、増築する場合及び当該用途の施設に用途の変更をする場合は、自転車駐車場を設置しなければなりません。自転車駐車場の設置者は、あらかじめ自転車駐車場設置（変更）届出書を、区長へ提出しなければなりません。

民営自転車駐車場の育成（第 30 条）

民営自転車駐車場の整備育成を図るため、民営自転車駐車場の設置者に、予算の範囲内で建設費及び管理費の一部を補助します。

杉並区自転車等駐車対策協議会の設置（第 30 条の 2）

自転車法第 8 条第 1 項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、杉並区自転車等駐車対策協議会を設置しました。

## ２　自転車駐車場等・自転車集積所

(1)　自転車駐車場等整備推移の総括表（自転車集積所を除く。）

| | | 令和元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 設置箇所数（箇所） | | 43 | 45 | 46 | 46 | 46 | 42 | 41 |
| 面　積　（㎡） | | 29,964 | 30,949 | 31,335 | 31,335 | 31,535 | 26,694 | 26,505 |
| 収容台数（台） | | 26,216 | 26,413 | 26,360 | 26,256 | 25,950 | 21,689 | 21,583 |
| 新設 | 設置箇所数 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積（㎡） | 189 | 842 | 103 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 収容台数（台） | 24 | 404 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 増設 | 設置箇所数 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 面積（㎡） | 0 | 143 | 283 | 0 | 200 | 0 | 0 |
| | 収容台数（台） | 18 | 58 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廃止 | 設置箇所数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 |
| | 面積（㎡） | 466 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,841 | 189 |
| | 収容台数（台） | 702 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,218 | 82 |
| 減少 | 設置箇所数 | 4 | 5 | 3 | 0 | 5 | 1 | 1 |
| | 面積（㎡） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 収容台数（台） | 85 | 265 | 110 | 104 | 306 | 43 | 24 |
| 増減 | 設置箇所数 | △1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積（㎡） | △277 | 985 | 386 | 0 | 200 | △4841 | △189 |
| | 収容台数（台） | △745 | 197 | △53 | △104 | △306 | △4261 | △106 |

駐車場等整備推移の総括表（自転車集積所を除く。）

①　本表の年度は４月１日から翌年の３月 31 日までとする。

②　設置箇所の増減数については、「新設」－「廃止」で算出している。

(2)　年度別自転車駐車場等整備内訳（平成 16 年度以降、自転車集積所を除く。）

| | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 平成16年度 | 高井戸東自転車置場（増設、16年5月17日付） | 386 | 386 | 0 | 323 | 345 | 22 | 阿佐ヶ谷西自転車置場（廃止、16年4月26日付） | 249 | 0 | △ 249 | 70 | 0 | △ 70 |
| | 高井戸東自転車置場（増設、16年12月21日付） | 386 | 413 | 27 | 345 | 368 | 23 | 富士見ヶ丘北自転車置場（廃止、17年3月31日付） | 609 | 0 | △ 609 | 259 | 0 | △ 259 |
| | 荻窪西第二自転車駐車場（新設、16年9月1日付） | 0 | 279 | 279 | 0 | 284 | 284 | 富士見ヶ丘自転車置場（廃止、17年3月31日付） | 179 | 0 | △ 179 | 256 | 0 | △ 256 |
| | 荻窪北第三自転車駐車場（新設、17年1月4日付） | 0 | 813 | 813 | 0 | 700 | 700 | | | | | | | |
| | 富士見ヶ丘南駐車指定箇所（増設、17年3月31日付） | 190 | 445 | 255 | 333 | 800 | 467 | | | | | | | |
| | 小　計 | 962 | 2,336 | 1,374 | 1,001 | 2,497 | 1,496 | 小　計 | 1,037 | 0 | △ 1,037 | 585 | 0 | △ 585 |
| | 差引増減 | | | 337 | | | 911 | | | | | | | |
| | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
| 17年度 | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 中野富士見町自転車駐車場（新設、17年11月1日付） | 0 | 230 | 230 | 0 | 240 | 240 | 下井草北第二自転車駐車場（減少、18年3月1日付） | 312 | 150 | △ 162 | 212 | 105 | △ 107 |
| | 明大前北駐車指定箇所（増設、17年11月22日付） | 91 | 175 | 84 | 130 | 244 | 114 | 高井戸西自転車置場（廃止、18年3月31日付） | 310 | 0 | △ 310 | 280 | 0 | △ 280 |
| | 永福北第一自転車駐車場（増設、18年3月15日付） | 326 | 326 | 0 | 280 | 300 | 20 | | | | | | | |
| | 高井戸西臨時置場（新設、18年4月1日付） | 0 | 505 | 505 | 0 | 410 | 410 | | | | | | | |
| | 小　計 | 417 | 1,236 | 819 | 410 | 1,194 | 784 | 小　計 | 622 | 150 | △ 472 | 492 | 105 | △ 387 |
| | 差引増減 | | | 347 | | | 397 | | | | | | | |
| | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
| 18年度 | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 下井草北第二自転車駐車場（増設、19年3月1日付） | 150 | 169 | 19 | 105 | 120 | 15 | 下井草南自転車駐車場（減少、18年7月1日付） | 506 | 506 | 0 | 330 | 305 | △ 25 |
| | 荻窪南第一自転車駐車場（増設、19年3月31日付） | 2,139 | 2,139 | 0 | 2,346 | 2,693 | 347 | 上井草北自転車置場（減少、18年7月1日付） | 697 | 697 | 0 | 724 | 699 | △ 25 |
| | 高井戸東自転車駐車場（増設、19年4月1日付） | 0 | 413 | 413 | 0 | 375 | 375 | 方南町東自転車駐車場（減少、18年7月1日付） | 258 | 258 | 0 | 229 | 204 | △ 25 |
| | | | | | | | | 浜田山南自転車駐車場（減少、18年7月1日付） | 465 | 465 | 0 | 406 | 381 | △ 25 |
| | | | | | | | | 久我山西自転車駐車場（減少、18年7月1日付） | 1,243 | 1,243 | 0 | 1,410 | 1,385 | △ 25 |
| | | | | | | | | 久我山南自転車駐車場（減少、18年7月1日付） | 476 | 476 | 0 | 400 | 375 | △ 25 |
| | | | | | | | | 高井戸東自転車置場（廃止、19年3月31日付） | 413 | 0 | △ 413 | 368 | 0 | △ 368 |
| | | | | | | | | 高井戸東駐車指定箇所（廃止、19年3月31日付） | 80 | 0 | △ 80 | 110 | 0 | △ 110 |
| | | | | | | | | 高井戸西駐車指定箇所（廃止、19年3月31日付） | 111 | 0 | △ 111 | 199 | 0 | △ 199 |
| | | | | | | | | 高井戸西臨時置場（廃止、19年3月31日付） | 505 | 0 | △ 505 | 410 | 0 | △ 410 |
| | | | | | | | | 八幡山駐車指定箇所（廃止、19年3月31日付） | 100 | 0 | △ 100 | 164 | 0 | △ 164 |
| | | | | | | | | 代田橋西駐車指定箇所（廃止、19年3月31日付） | 73 | 0 | △ 73 | 57 | 0 | △ 57 |
| | | | | | | | | 代田橋北第一自転車置場（廃止、19年3月31日付） | 177 | 0 | △ 177 | 143 | 0 | △ 143 |
| | | | | | | | | 代田橋北第二自転車置場（廃止、19年3月31日付） | 125 | 0 | △ 125 | 151 | 0 | △ 151 |
| | 小　計 | 2,289 | 2,721 | 432 | 2,451 | 3,188 | 737 | 小　計 | 4,723 | 3,645 | △ 1,584 | 5,101 | 3,349 | △ 1,752 |
| | 差引増減 | | | △ 1,152 | | | △ 1,015 | | | | | | | |
| | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
| 19年度 | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場（増設、19年5月1日付） | 668 | 668 | 0 | 610 | 634 | 24 | 荻窪東地下自転車駐車場（減少、20年3月31日付） | 706 | 706 | 0 | 531 | 510 | △ 21 |
| | 西荻窪西自転車駐車場（増設、19年5月1日付） | 1,718 | 1,718 | 0 | 1,290 | 1,363 | 73 | 荻窪北第三自転車駐車場（減少、19年5月1日付） | 813 | 813 | 0 | 700 | 660 | △ 40 |
| | 南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場（増設、19年5月1日付） | 266 | 266 | 0 | 270 | 278 | 8 | 中野富士見町自転車駐車場（減少、19年5月1日付） | 230 | 230 | 0 | 240 | 235 | △ 5 |
| | 南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場（増設、19年5月1日付） | 110 | 110 | 0 | 90 | 110 | 20 | 永福町北第二自転車駐車場（減少、19年5月1日付） | 321 | 321 | 0 | 341 | 270 | △ 71 |
| | 高井戸北自転車駐車場（新設、19年7月1日付） | | 658 | 658 | | 500 | 500 | 永福町北第三自転車駐車場（減少、19年5月1日付） | 444 | 444 | 0 | 380 | 315 | △ 65 |
| | 富士見ヶ丘北駐車指定箇所（新設、20年4月1日付） | | 626 | 626 | | 284 | 284 | 富士見ヶ丘南駐車指定箇所（減少、20年4月1日付） | 445 | 177 | △ 268 | 800 | 350 | △ 450 |
| | 明大前北駐車指定箇所（増設、20年4月1日付） | 175 | 236 | 61 | 244 | 310 | 66 | 久我山南自転車駐車場（減少、20年3月1日付） | 476 | 476 | 0 | 375 | 353 | △ 22 |
| | 小　計 | 2,937 | 4,282 | 1,345 | 2,504 | 3,479 | 975 | 小　計 | 3,435 | 3,167 | △ 268 | 3,367 | 2,693 | △ 674 |
| | 差引増減 | | | 1,077 | | | 301 | | | | | | | |
| | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
| 20年度 | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 西荻窪北自転車駐車場（新設、20年7月30日付） | | 443 | 443 | | 207 | 207 | 浜田山北第二自転車駐車場（減少、20年5月1日付） | | | | 600 | 538 | 62 |
| | 東高円寺自転車駐車場（増設、21年3月31日付） | 568 | 1,440 | 872 | 650 | 950 | 300 | 久我山西自転車駐車場（減少、20年5月1日付） | | | | 1,385 | 1,260 | 125 |
| | 小　計 | 568 | 1,883 | 1,315 | 650 | 1,157 | 507 | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 1,985 | 1,798 | △ 187 |
| | 差引増減 | | | 1,315 | | | 320 | | | | | | | |

| 21年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 荻窪東地下自転車駐車場<br>(増設、21年9月1日付) | 706 | 729 | 23 | 510 | 531 | 21 | 東高円寺自転車駐車場<br>(廃止、21年4月1日付) | 1,440 | 0 | △ 1,440 | 950 | 0 | △ 950 |
| | 荻窪南第一自転車駐車場<br>(増設、22年3月31日付) | | | | 2,642 | 2,669 | 27 | 荻窪南第一自転車駐車場<br>(減少、21年4月1日付) | | | | 2,693 | 2,662 | △ 31 |
| | | | | | | | | 西荻窪東自転車駐車場<br>(廃止、21年6月1日付) | 989 | 0 | △ 989 | 930 | 0 | △ 930 |
| | | | | | | | | 方南町東自転車駐車場<br>(減少、21年6月1日付) | | | | 204 | 157 | △ 47 |
| | | | | | | | | 方南町西自転車駐車場<br>(減少、21年6月1日付) | | | | 475 | 466 | △ 9 |
| | | | | | | | | 浜田山北第二自転車駐車場<br>(減少、21年6月1日付) | | | | 538 | 528 | △ 10 |
| | | | | | | | | 高井戸北自転車駐車場<br>(減少、21年8月1日付) | | | | 500 | 470 | △ 30 |
| | | | | | | | | 阿佐ヶ谷東自転車置場<br>(減少、21年11月1日付) | | | | 1,840 | 1,798 | △ 42 |
| | | | | | | | | 荻窪南第一自転車駐車場<br>(減少、22年3月1日付) | | | | 2,662 | 2,642 | △ 20 |
| | | | | | | | | 上井草北自転車駐車場<br>(減少、22年3月1日付) | | | | 699 | 612 | △ 87 |
| | 小　計 | 706 | 729 | 23 | 3,152 | 3,200 | 48 | 小　計 | 2,429 | 0 | △ 2,429 | 11,491 | 9,335 | △ 2,156 |
| | 差引増減 | | | △ 2,406 | | | △ 2,108 | | | | | | | |

| 22年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | | | | | | | | 上井草西駐車指定箇所<br>(廃止、22年6月28日付) | 158 | 0 | △158 | 253 | 0 | △253 |
| | | | | | | | | 井荻北地下自転車駐車場<br>(減少、23年3月31日付) | | | | 350 | 344 | △6 |
| | | | | | | | | 井荻南地下自転車駐車場<br>(減少、23年3月31日付) | | | | 710 | 702 | △8 |
| | | | | | | | | 方南町西自転車駐車場<br>(減少、23年3月31日付) | | | | 466 | 460 | △6 |
| | | | | | | | | 荻窪南第一自転車駐車場<br>(減少、22年10月1日付) | | | | 2,669 | 2,668 | △1 |
| | | | | | | | | 中野富士見町自転車駐車場<br>(減少、22年10月1日付) | | | | 235 | 225 | △10 |
| | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 小　計 | 158 | 0 | △ 158 | 4,683 | 4,399 | △ 284 |
| | 差引増減 | | | △ 158 | | | △ 284 | | | | | | | |

| 23年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | | | | | | | | 高円寺東高架下自転車駐車場<br>(減少、23年9月1日付) | | | | 465 | 449 | △ 16 |
| | | | | | | | | 荻窪北第一自転車駐車場<br>(減少、23年7月1日付) | | | | 936 | 933 | △ 3 |
| | | | | | | | | 荻窪南第二自転車駐車場<br>(減少、23年11月25日付) | | | | 1,150 | 1,145 | △ 5 |
| | | | | | | | | 方南町東自転車駐車場<br>(減少、23年10月3日付) | | | | 157 | 118 | △ 39 |
| | | | | | | | | 浜田山北第二自転車駐車場<br>(減少、23年7月1日付) | | | | 528 | 522 | △ 6 |
| | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 3,236 | 3,167 | △ 69 |
| | 差引増減 | | | 0 | | | △ 69 | | | | | | | |

| 24年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | | | | | | | | 富士見ヶ丘南駐車場<br>(廃止、25年3月31日付) | 177 | 0 | △ 177 | 350 | 0 | △ 350 |
| | | | | | | | | 富士見ヶ丘北駐車場<br>(廃止、25年3月31日付) | 626 | 0 | △ 626 | 284 | 0 | △ 284 |
| | 富士見ヶ丘南自転車駐車場<br>(新設、25年4月1日付) | 0 | 169 | 169 | 0 | 300 | 300 | | | | | | | |
| | 富士見ヶ丘北自転車駐車場<br>(新設、25年4月1日付) | 0 | 626 | 626 | 0 | 300 | 300 | | | | | | | |
| | 高円寺北自転車駐車場<br>(増設、25年4月1日付) | | | | 2,500 | 2,530 | 30 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 荻窪南第二自転車駐車場<br>(減少、24年12月18日付) | | | | 1,145 | 1,133 | △ 12 |
| | | | | | | | | 中野富士見町自転車駐車場<br>(減少、24年12月18日付) | | | | 225 | 215 | △ 10 |
| | | | | | | | | 久我山北自転車駐車場<br>(減少、24年5月31日付) | | | | 340 | 327 | △ 13 |
| | 小　計 | 0 | 795 | 795 | 2,500 | 3,130 | 630 | 小　計 | 803 | 0 | △ 803 | 2,344 | 1,675 | △ 669 |
| | 差引増減 | | | △ 8 | | | △ 39 | | | | | | | |

| 25年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 荻窪西第一自転車駐車場<br>(増設、25年10月1日付) | 1,089 | 1,675 | 586 | 1,240 | 1,772 | 532 | 桜上水北自転車駐車場<br>(減少、25年8月8日付) | 495 | 495 | 0 | 442 | 407 | △ 35 |
| | | | | | | | | 荻窪西第一自転車駐車場<br>(減少、25年10月1日付) | 1,089 | 1,089 | 0 | 1,240 | 1,237 | △ 3 |
| | | | | | | | | 浜田山北第二自転車駐車場<br>(減少、25年10月24日付) | 719 | 719 | 0 | 522 | 508 | △ 14 |
| | | | | | | | | 阿佐ヶ谷東自転車駐車場<br>(減少、25年11月1日付) | 1,862 | 1,862 | 0 | 1,798 | 1,782 | △ 16 |
| | 小　計 | 1,089 | 1,675 | 586 | 1,240 | 1,772 | 532 | 小　計 | 4,165 | 4,165 | 0 | 4,002 | 3,934 | △ 68 |
| | 差引増減 | | | 586 | | | 464 | | | | | | | |

| 26年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 荻窪東地下自転車駐車場<br>(増設、26年9月8日付) | 729 | 781 | 52 | 531 | 571 | 40 | 西荻窪西自転車駐車場<br>(減少、26年5月30日付) | 1,718 | 1,718 | 0 | 1,363 | 1,359 | △ 4 |
| | 久我山南自転車駐車場<br>(増設、26年9月22日付) | 476 | 476 | 0 | 353 | 375 | 22 | 荻窪南第二自転車駐車場<br>(減少、26年12月22日付) | 918 | 918 | 0 | 1,133 | 1,120 | △ 13 |
| | 久我山北自転車駐車場<br>(増設、26年12月10日付) | 436 | 436 | 0 | 327 | 333 | 6 | 中野富士見町自転車駐車場<br>(減少、27年3月12日付) | 230 | 230 | 0 | 215 | 188 | △ 27 |
| | 高井戸北自転車駐車場<br>(増設、26年12月10日付) | 658 | 658 | 0 | 470 | 472 | 2 | 富士見ヶ丘北自転車駐車場<br>(減少、27年3月12日付) | 626 | 626 | 0 | 303 | 280 | △ 23 |
| | | | | | | | | 荻窪南第一自転車駐車場<br>(減少、27年3月24日付) | 2,139 | 2,139 | 0 | 2,668 | 2,650 | △ 18 |
| | | | | | | | | 永福町北第一自転車駐車場<br>(減少、27年3月26日付) | 326 | 326 | 0 | 300 | 295 | △ 5 |
| | 小　計 | 2,299 | 2,351 | 52 | 1,681 | 1,751 | 70 | 小　計 | 5,957 | 5,957 | 0 | 5,982 | 5,892 | △ 90 |
| | 差引増減 | | | 52 | | | △ 20 | | | | | | | |

| 27年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 富士見ヶ丘南自転車駐車場<br>(増設、27年6月16日付) | 169 | 169 | 0 | 300 | 308 | 8 | 新高円寺地下自転車駐車場<br>(減少、27年10月1日付) | 2,360 | 2,360 | 0 | 1,500 | 1,462 | △ 38 |
| | 永福町南自転車駐車場<br>(増設、27年11月1日付) | 0 | 191 | 191 | 0 | 130 | 130 | 永福町南自転車駐車場<br>(廃止、27年10月1日付) | 199 | 0 | 199 | 130 | 0 | △ 130 |
| | 小　計 | 169 | 360 | 191 | 300 | 438 | 138 | 小　計 | 2,559 | 2,360 | △ 199 | 1,630 | 1,462 | △ 168 |
| | 差引増減 | | | △ 8 | | | △ 30 | | | | | | | |

| 28年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 久我山西自転車駐車場<br>(増設、29年3月22日付) | 1,243 | 1,308 | 65 | 1,260 | 1,403 | 143 | 下井草南自転車駐車場<br>(減少、29年3月1日付) | 506 | 506 | 0 | 305 | 220 | △ 85 |
| | | | | | | | | 西荻窪北自転車駐車場<br>(廃止、29年3月1日付) | 443 | 0 | 443 | 207 | 0 | △ 207 |
| | | | | | | | | 浜田山南自転車駐車場<br>(減少、29年3月1日付) | 465 | 465 | 0 | 381 | 331 | △ 50 |
| | | | | | | | | 上井草北自転車駐車場<br>(減少、29年3月22日付) | 697 | 697 | 0 | 612 | 529 | △ 83 |
| | | | | | | | | 下井草北第一自転車駐車場<br>(減少、29年3月31日付) | 375 | 254 | 121 | 292 | 192 | △ 100 |
| | | | | | | | | 久我山南自転車駐車場<br>(減少、29年3月31日付) | 476 | 476 | 0 | 375 | 364 | △ 11 |
| | 小　計 | 1,243 | 1,308 | 65 | 1,260 | 1,403 | 143 | 小　計 | 2,962 | 2,398 | △ 564 | 2,172 | 1,636 | △ 536 |
| | 差引増減 | | | △ 499 | | | △ 393 | | | | | | | |

| 29年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 該当なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 該当なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差引増減 | | | 0 | | | 0 | | | | | | | |

| 30年度 | 増 | | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| | 高円寺北自転車駐車場<br>(増設、30年10月1日付) | 1,997 | 1,997 | 0 | 2,530 | 2,537 | 7 | 井荻北地下自転車駐車場<br>(減少、30年10月1日付) | 545 | 545 | 0 | 344 | 315 | △ 29 |
| | | | | | | | | 荻窪東地下自転車駐車場<br>(減少、30年10月1日付) | 781 | 781 | 0 | 571 | 562 | △ 9 |
| | | | | | | | | 荻窪南第二自転車駐車場<br>(減少、30年10月1日付) | 918 | 905 | △ 13 | 1,120 | 1,075 | △ 45 |
| | | | | | | | | 浜田山北第二自転車駐車場<br>(減少、31年1月4日付) | 719 | 719 | 0 | 508 | 486 | △ 22 |
| | 小　計 | 1,997 | 1,997 | 0 | 2,530 | 2,537 | 7 | 小　計 | 2,963 | 2,950 | △ 13 | 2,543 | 2,438 | △ 105 |
| | 差引増減 | | | △ 13 | | | △ 98 | | | | | | | |

| | 増 | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 令和元年度 | 浜田山北第二自転車駐車場<br>(増設,令和元年10月1日付) | 719 | 719 | 0 | 486 | 504 | 18 | 高円寺東高架下自転車駐車場<br>(減少,令和元年10月1日付) | 593 | 593 | 0 | 449 | 443 | △ 6 |
| | 西永福北自転車駐車場<br>(新設,令和2年2月1日付) | 0 | 189 | 189 | 0 | 24 | 24 | 荻窪南第一自転車駐車場<br>(減少、令和元年10月1日付) | 781 | 781 | 0 | 2,650 | 2,617 | △ 33 |
| | | | | | | | | 浜田山南自転車駐車場<br>(減少、令和元年10月1日付) | 465 | 465 | 0 | 331 | 295 | △ 36 |
| | | | | | | | | 富士見ヶ丘南自転車駐車場<br>(減少、令和2年2月5日付) | 169 | 169 | 0 | 308 | 298 | △ 10 |
| | | | | | | | | 西永福駐車指定箇所<br>(廃止、令和2年3月31日付) | 0 | 304 | △ 304 | 541 | 0 | △ 541 |
| | | | | | | | | 西永福南自転車置場<br>(廃止、令和2年3月31日付) | 0 | 162 | △ 162 | 161 | 0 | △ 161 |
| | 小　計 | 719 | 908 | 189 | 486 | 528 | 42 | 小　計 | 2,008 | 2,474 | △ 466 | 4,440 | 3,653 | △ 787 |
| | 差引増減 | | | △ 277 | | | △ 745 | | | | | | | |

| | 増 | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 2年度 | 西永福北自転車駐車場<br>(増設,2年4月1日付) | 189 | 189 | 0 | 24 | 82 | 58 | 上井草北自転車駐車場<br>(減少,2年7月1日付) | 697 | 697 | 0 | 529 | 492 | △ 37 |
| | 西永福南第一自転車駐車場<br>(新設,2年4月1日付) | 0 | 162 | 162 | 0 | 79 | 79 | 荻窪東地下自転車駐車場<br>(減少、2年12月1日付) | 781 | 781 | 0 | 562 | 555 | △ 7 |
| | 西永福南第二自転車駐車場<br>(新設,2年4月1日付) | 0 | 680 | 680 | 0 | 325 | 325 | 新高円寺地下自転車駐車場<br>(減少、2年12月1日付) | 2,360 | 2,360 | 0 | 1,462 | 1,270 | △ 192 |
| | 高井戸北自転車駐車場<br>(増設、2年4月1日付) | 658 | 801 | 143 | 472 | 472 | 0 | 浜田山北第一自転車駐車場<br>(減少、2年12月1日付) | 224 | 224 | 0 | 240 | 235 | △ 5 |
| | | | | | | | | 桜上水北自転車駐車場<br>(減少、2年12月1日付) | 495 | 495 | 0 | 407 | 383 | △ 24 |
| | 小　計 | 847 | 1,832 | 985 | 496 | 958 | 462 | 小　計 | 4,557 | 4,557 | 0 | 3,200 | 2,935 | △ 265 |
| | 差引増減 | | | 985 | | | 197 | | | | | | | |

| | 増 | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 3年度 | 南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場<br>(新設,3年4月1日付) | 0 | 103 | 103 | 0 | 28 | 28 | 下井草南自転車駐車場<br>(減少,3年8月16日付) | 506 | 506 | 0 | 220 | 166 | △ 54 |
| | 南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場<br>(増設,3年6月30日付) | 103 | 103 | 0 | 28 | 57 | 29 | 上井草北自転車駐車場<br>(移設,3年8月16日付) | | | | 492 | 450 | △ 42 |
| | 上井草北自転車駐車場<br>(移設,3年8月16日付) | 697 | 980 | 283 | | | | 井荻南地下自転車駐車場<br>(減少、4年3月11日付) | 1,125 | 1,125 | 0 | 702 | 688 | △ 14 |
| | 小　計 | 800 | 1,186 | 386 | 28 | 85 | 57 | 小　計 | 1,631 | 1,631 | 0 | 1,414 | 1,304 | △ 110 |
| | 差引増減 | | | 386 | | | △ 53 | | | | | | | |

| | 増 | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 4年度 | | | | | | | | 高井戸北自転車駐車場<br>(減少,5年3月7日付) | 801 | 801 | 0 | 472 | 442 | △ 30 |
| | | | | | | | | 浜田山北第一自転車駐車場<br>(減少,5年3月7日付) | 224 | 224 | 0 | 235 | 215 | △ 20 |
| | | | | | | | | 方南町西自転車駐車場<br>(減少,5年3月31日付) | 572 | 572 | 0 | 460 | 406 | △ 54 |
| | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 小　計 | 1,597 | 1,597 | 0 | 1,167 | 1,063 | △ 104 |
| | 差引増減 | | | 0 | | | △ 104 | | | | | | | |

| | 増 | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 5年度 | 方南町西自転車駐車場<br>(増設,6年3月31日付) | 572 | 572 | 0 | 406 | 416 | 10 | 浜田山南自転車駐車場<br>(増設,6年3月31日付) | 465 | 465 | 0 | 295 | 280 | △ 15 |
| | 久我山西自転車駐車場<br>(減少,5年12月28日付) | 1,308 | 1,508 | 200 | | | | 久我山西自転車駐車場<br>(減少,5年12月28日付) | | | | 1,403 | 1,102 | △ 301 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 |
| | 小　計 | 1,880 | 2,080 | 200 | 406 | 416 | 10 | 小　計 | 465 | 465 | 0 | 1,698 | 1,382 | △ 316 |
| | 差引増減 | | | 200 | | | △ 306 | | | | | | | |

| | 増 | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 6年度 | | | | | | | | 高円寺東高架下自転車駐車場<br>(廃止,6年7月1日付) | 593 | 0 | △ 593 | 443 | 0 | △ 443 |
| | | | | | | | | 阿佐ヶ谷東自転車駐車場<br>(廃止,6年7月1日付) | 1,862 | 0 | △ 1,862 | 1,782 | 0 | △ 1,782 |
| | | | | | | | | 阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場<br>(廃止,6年7月1日付) | 668 | 0 | △ 668 | 634 | 0 | △ 634 |
| | | | | | | | | 西荻窪西自転車駐車場<br>(廃止,6年7月1日付) | 1,718 | 0 | △ 1,718 | 1,359 | 0 | △ 1,359 |
| | | | | | | | | 新高円寺地下自転車駐車場<br>(減少,7年2月28日付) | 2,360 | 2,360 | 0 | 1,270 | 1,227 | △ 43 |
| | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 小　計 | 7,201 | 2,360 | △ 4,841 | 5,488 | 1,227 | △ 4,261 |
| | 差引増減 | | | △ 4,841 | | | △ 4,261 | | | | | | | |

| | 増 | | | | | | 減 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | | 名　称 | 面積(㎡) | | | 台数 | | |
| | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 | | 旧 | 新 | 差引 | 旧 | 新 | 差引 |
| 7年度 | | | | | | | | 荻窪南第二自転車駐車場<br>(減少,8年3月31日付) | 905 | 905 | 0 | 1,075 | 1,051 | △ 24 |
| | | | | | | | | 西永福北自転車駐車場<br>(廃止,8年3月31日付) | 189 | 0 | △ 189 | 82 | 0 | △ 82 |
| | 小　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 小　計 | 1,094 | 905 | △ 189 | 1,157 | 1,051 | △ 106 |
| | 差引増減 | | | △ 189 | | | △ 106 | | | | | | | |

## (3)　自転車駐車場等駅別設置箇所調書

| | 駅名 | 名称 | 設置個所 | 所在地 | 開設年月日 | 有料開設日 | 面積(㎡) | 収容台数 | 有料 | 登録 | 一時利用 | 無料 | バイク125cc以下収容台数 | バイク125cc超過収容台数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 西武線 | 下井草 | 下井草南自転車駐車場 | 区有地 | 下井草2－36－16 | S61.10.1 | H10.4.1 | 506 | 166 | 166 | | | | 28 | 12 |
| | 下井草 | 下井草北第一自転車駐車場 | 都有地 | 井草1－10－17 | H10.4.1 | H10.4.1 | 254 | 192 | 192 | | | | | |
| | 下井草 | 下井草北第二自転車駐車場 | 区有地 | 井草1－2－4 | S62.4.1 | H10.4.1 | 169 | 120 | 120 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 929 | 478 | 478 | 0 | 0 | 0 | 28 | 12 |
| | 井荻 | 井荻南地下自転車駐車場 | 区道(都道と重複認定) | 上井草1－24－16 | H10.4.1 | H10.4.1 | 1,125 | 688 | 688 | | | | | |
| | 井荻 | 井荻北地下自転車駐車場 | 区道(都道と重複認定) | 井草3－3－10 | H10.4.1 | H10.4.1 | 545 | 315 | 315 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 1,670 | 1,003 | 1,003 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上井草 | 上井草北自転車駐車場 | 民有及び土地開発公社所有地 | 井草5－5－2 | H2.1.4 | H7.4.1 | 980 | 450 | 450 | | | | 16 | |
| | 小計 | | | | | | 980 | 450 | 450 | 0 | 0 | 0 | 16 | 0 |
| JR中央線 | 高円寺 | 高円寺北自転車駐車場 | 区有地 | 高円寺北3－20－23 | H3.4.1 | H16.4.1 | 1,997 | 2,065 | 2,065 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 1,997 | 2,065 | 2,065 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 荻窪北口 | 荻窪東地下自転車駐車場 | 民有地、道路敷、水路敷 | 上荻1－2－1 | H5.7.1 | H6.4.1 | 781 | 555 | 555 | | | | | |
| | 荻窪北口 | 荻窪北第一自転車駐車場 | 民有地 | 天沼3－3－19 | H6.4.1 | H6.4.1 | 1,054 | 933 | 933 | | | | | |
| | 荻窪北口 | 荻窪北第ニ自転車駐車場 | 民有地 | 天沼3－2－13 | H13.4.1 | H13.4.1 | 437 | 352 | 352 | | | | | |
| | 荻窪北口 | 荻窪北第三自転車駐車場 | 区有地 | 天沼3－30－40 | H17.1.4 | H17.1.4 | 813 | 660 | 660 | | | | | |
| | 荻窪北口 | 荻窪西第一自転車駐車場 | 民有地 | 上荻1－20－3 | H9.4.1 | H9.4.1 | 1,675 | 1,769 | 1,769 | | | | | |
| | 荻窪北口 | 荻窪西第二自転車駐車場 | 区有地 | 上荻1－21－25 | H16.9.1 | H16.9.1 | 279 | 284 | 284 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 5,039 | 4,553 | 4,553 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 荻窪南口 | 荻窪南第一自転車駐車場 | 区有地 | 荻窪4－21－16 | H7.4.1 | H7.4.1 | 2,139 | 2,617 | 2,617 | | | | | |
| | 荻窪南口 | 荻窪南第二自転車駐車場 | 国有地 | 荻窪5－15－13 | H16.3.1 | H7.4.1 | 905 | 1,051 | 1,051 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 3,044 | 3,668 | 3,668 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 丸ノ内線 | 新高円寺 | 新高円寺地下自転車駐車場 | 区道(都道と重複認定) | 梅里1－7－20 | H7.5.29 | H7.5.29 | 2,360 | 1,008 | 1,008 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 2,360 | 1,008 | 1,008 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 南阿佐ヶ谷 | 南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場 | 区有地 | 成田東4－37－6 | H10.7.1 | H10.7.1 | 266 | 269 | 269 | | | | | |
| | 南阿佐ヶ谷 | 南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場 | 区有地 | 阿佐谷南1－15－19 | H1.4.1 | H10.7.1 | 110 | 104 | 104 | | | | | |
| | 南阿佐ヶ谷 | 南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場 | 民有地 | 阿佐谷南3－2－32 | R3.4.1 | R3.4.1 | 103 | 51 | 51 | | | | | |
| | 南阿佐ヶ谷 | 南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場 | 区有地 | 成田東5－41－8 | R8.4.1 | R8.4.1 | 296 | 161 | 161 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 775 | 585 | 585 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 方南町 | 方南町東自転車駐車場 | 民有地 | 方南2－20－2 | H4.3.16 | H6.4.1 | 258 | 118 | 118 | | | | 10 | |
| | 方南町 | 方南町西自転車駐車場 | 民有地 | 和泉4－51－7 | H5.4.1 | H6.4.1 | 572 | 416 | 416 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 830 | 534 | 534 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 |
| | 中野富士見町 | 中野富士見町自転車駐車場 | 民有地 | 和田1－1－9 | H17.11.1 | H17.11.1 | 230 | 188 | 188 | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 230 | 188 | 188 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | 駅名 | 名称 | 設置個所 | 所在地 | 開設年月日 | 有料開設日 | 面積(㎡) | 収容台数 | 有料 | 登録 | 一時利用 | 無料 | バイク125cc以下収容台数 | バイク125cc超過収容台数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 井の頭線 | 永福町 | 永福町南自転車駐車場 | 民有地 | 永福2−53−5 | H27.11.1 | H27.11.1 | 191 | 130 | 130 | | | | | |
| | 永福町 | 永福町北第一自転車駐車場 | 区有地 | 永福4−7−8 | H6.11.1 | H7.4.1 | 326 | 295 | 295 | | | | | |
| | 永福町 | 永福町北第二自転車駐車場 | 民有地 | 和泉3−12−15 | H6.11.1 | H7.4.1 | 321 | 270 | 270 | | | | | |
| | 永福町 | 永福町北第三自転車駐車場 | 民有地 | 和泉3−7−3 | H6.11.1 | H7.4.1 | 444 | 315 | 315 | | | | | |
| | | 小計 | | | | | 1,282 | 1,010 | 1,010 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 西永福 | 西永福南第一自転車駐車場 | 区有地 | 永福3−38−10 | R2.4.1 | R2.4.1 | 162 | 79 | 79 | | | | | |
| | 西永福 | 西永福南第二自転車駐車場 | 区有地 | 浜田山1−33−3 | R2.4.1 | R2.4.1 | 680 | 325 | 325 | | | | | |
| | | 小計 | | | | | 842 | 404 | 404 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 浜田山 | 浜田山南自転車駐車場 | 民有地 | 浜田山2−22−12 | H14.4.1 | H14.4.1 | 465 | 280 | 280 | | | | 20 | |
| | 浜田山 | 浜田山北第一自転車駐車場 | 区有地 | 浜田山3−24−13 | S62.9.12 | H8.4.1 | 224 | 215 | 215 | | | | | |
| | 浜田山 | 浜田山北第二自転車駐車場 | 民有地 | 浜田山3−27−21 | H7.8.1 | H8.4.1 | 719 | 504 | 504 | | | | | |
| | | 小計 | | | | | 1,408 | 999 | 999 | 0 | 0 | 0 | 20 | 0 |
| | 高井戸 | 高井戸東自転車駐車場 | 高架下(京王) | 高井戸東2−30−25 | S60.4.1 | H19.4.1 | 413 | 375 | 375 | | | | | |
| | 高井戸 | 高井戸北自転車駐車場 | 国有地・区有地 | 高井戸西2−2−1 | H19.7.1 | H19.7.1 | 801 | 442 | 442 | | | | | |
| | | 小計 | | | | | 1,214 | 817 | 817 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 富士見ヶ丘 | 富士見ヶ丘南自転車駐車場 | 区道(歩専) | 高井戸西1−32先 | S56.3.16 | H25.4.1 | 169 | 298 | 298 | | | | | |
| | 富士見ヶ丘 | 富士見ヶ丘北自転車駐車場 | 民有地(京王)・区有地 | 久我山5−1−24 | H20.4.1 | H25.4.1 | 626 | 280 | 280 | | | | | |
| | | 小計 | | | | | 795 | 578 | 578 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 久我山 | 久我山西自転車駐車場 | 区有地 | 久我山3−35−29 | S50.12.1 | H8.4.1 | 1,508 | 1,102 | 1,102 | | | | | |
| | 久我山 | 久我山南自転車駐車場 | 区有地 | 久我山3−25−6 | H8.4.1 | H8.4.1 | 476 | 364 | 364 | | | | 26 | |
| | 久我山 | 久我山北自転車駐車場 | 区有地 | 久我山5−38−10 | H4.11.2 | H8.4.1 | 436 | 333 | 333 | | | | | |
| | | 小計 | | | | | 2,420 | 1,799 | 1,799 | 0 | 0 | 0 | 26 | 0 |
| 京王線 | 上北沢 | 甲州街道自転車置場 | 国道(首都高下) | 下高井戸4−8 | H10.12.3 | | 255 | 200 | | | | 200 | | |
| | | 小計 | | | | | 255 | 200 | 0 | 0 | 0 | 200 | 0 | 0 |
| | 桜上水 | 桜上水北自転車駐車場 | 区有地 | 下高井戸1−24−15 | H8.2.14 | H8.4.1 | 495 | 383 | 383 | | | | | |
| | | 小計 | | | | | 495 | 383 | 383 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 明大前 | 明大前北駐車指定箇所 | 都有地 | 永福1−1 | H9.4.1 | | 236 | 310 | | | | 310 | | |
| | | 小計 | | | | | 236 | 310 | 0 | 0 | 0 | 310 | 0 | 0 |
| 合計 | | | | | 42箇所 | 40箇所 | 26,801 | 21,032 | 20,522 | 0 | 0 | 510 | 100 | 12 |

※令和８年４月１日現在

自転車駐車場等の名称について

| | |
|---|---|
| 自転車駐車場 | 「杉並区立自転車駐車場条例」に基づく有料制自転車駐車場の呼称 |
| 自転車置場 | 道路と区分された場所にある駐車施設の呼称 |
| 駐車指定箇所 | 主に道路上にある無料の自転車の駐車指定箇所の呼称 |

(4) 自転車集積所整備状況

| | 施設名称・所在地等 | 整備年月日 | | 面積(㎡) | 収容台数(台) | 撤去対象駅 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 永福自転車集積所 | 平成元年4月1日 | (新設) | 1,216 | 1,200 | 永福町駅 | 区有地 |
| | 永福2－1－11 | 平成5年8月 | (縮小) ※ | 0 | △ 630 | 西永福駅 | ※平成5年8月の縮小はリサイクル作業所の併設による。 |
| | 電話3327－2538 | 平成7年1月 | (拡張) | 702 | 700 | 浜田山駅 | |
| | | 平成16年12月24日 | (拡張) | 741 | 775 | 明大前駅 | |
| | | 平成23年10月 | (拡張) ※ | 124 | 0 | 下高井戸駅 | ※下段出入用 |
| | | 平成25年4月 | (縮小) ※ | 0 | △ 479 | 桜上水駅 | ※施設再編による減 |
| | | 平成28年7月 | (縮小) ※ | △ 363 | △ 328 | 上北沢駅 | ※施設再編による減 |
| | | | | | | 代田橋駅 | |
| | | | | | | 八幡山駅 | |
| | | | | | | 方南町駅 | |
| | | | | | | 中野富士見町 | |
| | | | | | | 富士見ヶ丘駅 | |
| | | | | 2,296 | 1,238 | 久我山駅 | |
| | | | | 124※ | | 高井戸駅 | ※道路用地面積 |
| 2 | 上井草四丁目自転車集積所 | 平成15年4月1日 | (新設) | 1,008 | 920 | 西荻窪駅 | 区有地 |
| | 上井草4－25－22 | 平成24年7月 | (縮小) ※ | 0 | △ 178 | 荻窪駅 | ※施設再編による減 |
| | 電話5303－5677 | | | | | 井荻駅 | |
| | | | | | | 上井草駅 | |
| | | | | 1,008 | 742 | 下井草駅 | |
| 3 | 高円寺自転車集積所 | 平成18年4月1日 | (新設) | 1,159 | 910 | 阿佐ヶ谷駅 | 区有地 |
| | 高円寺北1－5－2 | 平成24年7月 | (縮小) ※ | 0 | △ 121 | 高円寺駅 | ※施設再編による減 |
| | 電話3389－3673 | | | | | 南阿佐ヶ谷駅 | |
| | | | | | | 新高円寺駅 | |
| | | | | 1,159 | 789 | 東高円寺駅 | |
| 3箇所 | | | | 4,463 | 2,769 | | |
| | | | | 124※ | | | ※道路用地面積 |

※令和8年4月1日現在

(注 1) 成田東自転車集積所(成田東4－14－33)は平成7年6月1日新設、平成11年6月15日廃止

(注 2) 清水自転車集積所(清水2－15－24)は平成5年4月1日新設、平成14年6月30日廃止

(注 3) 阿佐谷西自転車集積所(阿佐谷北2－8－3)は平成6年1月4日新設、平成16年4月26日廃止

(注 4) 富士見ヶ丘北自転車集積所(高井戸西2－10－29)は平成5年10月1日新設、
平成9年12月1日変更、平成17年3月31日廃止

(注 5) 和泉自転車集積所(和泉4－16－10)は平成14年4月1日新設、平成22年11月30日廃止

(注 6) 宮前五丁目自転車集積所(宮前5－5－31)は平成6年10月新設、平成24年4月30日廃止

(注 7) 上井草自転車集積所(上井草3－12－4)は昭和60年8月新設、平成24年7月31日廃止

(注 8) 下井草自転車集積所(下井草4－23－11)は昭和58年1月新設、平成29年12月31日廃止

(注 9) 宮前自転車集積所(宮前2－24－28)は平成4年1月新設、平成30年3月31日廃止

(注10) 富士見ケ丘自転車集積所(久我山2-19)は平成30年1月新設、令和2年12月31日廃止

(注11) 高井戸自転車集積所(高井戸西1－9－24)は平成3年4月1日新設、令和7年9月30日廃止

## ３　有料制自転車駐車場

平成２年度に区が実施した「放置自転車問題に対する区民の意識と意向」調査の中で、自転車駐車場の利用についての質問に対し、「受益者負担の考え方に立ち有料利用とする。」と回答した人が38.5%を占め、「現行の利用登録制によるものでよい。」と回答した18.5%を大きく上回りました。

さらに、平成３年度に一般区民（自転車利用者）代表、町会連合会代表、商店会連合会代表、学識経験者等20名で構成する「杉並区自転車駐車場問題検討協議会」を発足し、駅周辺に設置する自転車駐車場の利用者負担のあり方や、施設の管理・運営等の検討を行いました。

その結果、平成４年２月に「自転車駐車場の建設や維持には多額の費用を要し、すべて税金で賄うことは公平性の点で区民の合意は得がたい。自転車利用者に応分の負担をしていただく受益者負担の観点に立った有料制の導入を図っていくべきである。」との提言を区長に提出しました。

区では、これらの提言等を受け、恒久的な自転車駐車場を確保し、登録制自転車置場に替わるものとして、有料制自転車駐車場を導入するため、「杉並区立自転車駐車場条例」を制定・施行しました。

令和８年４月１日現在、有料制自転車駐車場は、40箇所、自転車の収容台数は20,522台です。

| 年　月　日 | 概　　要 |
|---|---|
| 平成５年９月30日 | ・杉並区立自転車駐車場条例制定。翌年４月１日施行、有料制自転車駐車場を４箇所開設。 |
| 平成８年４月１日 | ・６か月定期及び回数券制度を導入。 |
| 平成13年４月１日 | ・駅から250m以上の遠距離の自転車駐車場４箇所（浜田山北、下井草南、下井草北第一、荻窪北第三）の定期使用料の値下げを実施。 |
| 平成14年４月１日 | ・使用料を改定。定期使用料を平均で6.7%引き下げ、一日使用料を150円から100円に引き下げた。また、一部自転車駐車場において一日使用券の自動券売機を設置したことなどにより、平成13年度をもって回数券販売を廃止。 |
| 平成16年４月１日 | ・高円寺北自転車駐車場に、収容台数の確保を図りつつ、利用者の利便性を向上するため、スライド式ラックを導入。 |
| 平成18年７月１日 | ・６箇所の自転車駐車場内にミニバイク置場を設置。 |
| 平成19年３月26日 | ・阿佐ヶ谷東自転車駐車場に、買い物客等への利便性向上及び未収対策のため、機械式ゲート（阿佐ヶ谷東自転車駐車場）を導入。合わせて、条例改正を行い、入場から24時間まで100円（内、最初の一時間は無料）の一回使用を新設。 |
| 平成19年７月１日 | ・機械式ゲートによる一回使用の駐車場（高井戸北自転車駐車場）を設置。 |
| 平成20年７月30日 | ・機械式駐車ラックによる一回使用の駐車場（西荻窪北自転車駐車場）を設置。 |
| 平成21年４月１日 | ・杉並行政サービス民間事業化提案制度により、東高円寺自転車駐車場の民営化を実施。 |

| 年　月　日 | 概　　要 |
|---|---|
| 平成 25 年４月１日 | ・高円寺北自転車駐車場に、買い物客等への利便性向上のため、機械式駐車ラック 30 台（短時間利用専用エリア）を設置。 |
| 平成 25 年４月１日 | ・富士見ヶ丘駅の登録制自転車置場を廃止し、有料制自転車駐車場として開設。 |
| 平成 25 年 10 月１日 | ・荻窪駅周辺の収容台数の増加を図るため、荻窪西第一自転車駐車場を拡張。 |
| 平成 26 年９月８日 | ・荻窪東地下自転車駐車場（地上部）に買い物客等への利便性向上のため、機械式駐車ラック 40 台（短時間利用）を設置。 |
| 平成 26 年 12 月 10 日 | ・久我山北自転車駐車場の改修に合わせ、定期使用 170 台、買物客等への利便性の向上も含め一回使用 146 台の機械式駐車ラックを設置。 |
| 平成 27 年１月１日 | ・平成 25 年度の「使用料等の見直し」により、使用料を改定。受益者負担の適正化の観点から、定期使用料を引き上げた。また、65 歳以上を対象とした減額制度を廃止。（一日使用及び一回使用料は据え置き） |
| 平成 27 年 10 月１日 | ・新高円寺地下自転車駐車場に、買い物客等への利便性向上のため、機械式駐車ラック 30 台（短時間利用）を設置。<br>・永福町南自転車駐車場を廃止。 |
| 平成 27 年 11 月１日 | ・永福町南自転車駐車場を新たに開設。 |
| 平成 28 年 12 月７日 | ・５箇所の自転車駐車場に自動二輪車を受け入れるため、条例改正を行い、自動二輪車の使用料を新設。（平成 29 年４月１日施行） |
| 平成 29 年３月１日 | ・西荻北自転車駐車場を廃止。<br>・下井草南、浜田山南自転車駐車場内に自動二輪車置場を整備。 |
| 平成 29 年３月 22 日 | ・久我山西自転車駐車場隣接用地を取得し、駐車場用地を拡張。<br>・久我山西自転車駐車場の改修に合わせ、２段ラック設置、南北通路の整備、ミニバイク置場を廃止。 |
| 平成 29 年３月 31 日 | ・久我山南自転車駐車場内に自動二輪車置場を整備。<br>・下井草北第一自転車駐車場を縮小。 |
| 平成 29 年４月１日 | ・５箇所の自転車駐車場内自動二輪車置場の運用を開始。 |
| 令和２年２月１日 | ・西永福北自転車駐車場を新たに開設。 |
| 令和２年３月 31 日 | ・西永福駅の登録制自転車置場を廃止。 |
| 令和２年４月１日 | ・西永福南第一・西永福南第二自転車駐車場を新たに開設。 |
| 令和２年５月 18 日 | ・上井草北自転車駐車場に、機械式駐車ラックを廃止し、機械式ゲートを導入。 |
| 令和３年４月１日 | ・南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場を新たに開設。 |
| 令和３年８月 16 日 | ・上井草北自転車駐車場を移転。 |
| 令和５年 12 月 28 日 | ・久我山西自転車駐車場を拡張。 |

| 年　月　日 | 概　　要 |
|---|---|
| 令和６年７月１日 | ・JR への移管に伴い、高円寺東高架下自転車駐車場、阿佐ヶ谷東自転車駐車場、阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場、西荻窪西自転車駐車場を廃止。 |
| 令和８年３月 31 日 | ・西永福北自転車駐車場を廃止。 |
| 令和８年４月１日 | ・南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場を新たに開設。<br>・新高円寺地下自転車駐車場、南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場、南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場、高円寺北自転車駐車場、南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場、南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場について杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）を導入。 |

(1)　利用対象

どなたでも利用することができます。

(2)　利用形態

定期使用　１か月、３か月、６か月を単位に前払いし、使用する方法

一日使用　一日単位で使用する前払方法（1 日 100 円、バイクは 200 円（125ｃｃ以下）または 400 円（125ｃｃ超））。一日（午前０時まで）の間であれば何度でも出し入れ可能です。

一回使用　入場から 24 時間まで、１回 100 円（バイクは 200 円（125ｃｃ以下））で使用する後払方法（内、最初の１時間は無料）。機械式ゲートや機械式駐車ラックを設置した自転車駐車場（※）で利用できます。

※高井戸北、上井草北、方南町東、久我山北、西永福南第一、西永福南第二、高円寺北の一部、荻窪東地下の一部、新高円寺地下の一部、久我山南の一部（バイクのみ）の各自転車駐車場

(3)　定期使用料金

定期使用は、屋根の有無や建物の利用階層、駅からの距離により、金額に差を設けています（２階の定期使用は、１階の定期使用よりも使用料金が安くなります。）。

①自転車　　（単位：円）

| 区　分 | 屋根の有無 | 1か月 | | 3か月 | | 6か月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一　般 | 学生 | 一　般 | 学生 | 一　般 | 学生 |
| 1階 | あり | 2,600 | 2,400 | 7,400 | 6,800 | 12,500 | 11,300 |
| | なし | 2,100 | 1,900 | 6,000 | 5,400 | 10,100 | 8,900 |
| 2階 | あり | 2,300 | 2,100 | 6,600 | 6,000 | 11,000 | 9,800 |
| | なし | 1,900 | 1,700 | 5,400 | 4,800 | 9,100 | 7,900 |
| 3階 | あり | 1,300 | 1,100 | 3,700 | 3,100 | 6,200 | 5,000 |
| | なし | 1,000 | 800 | 2,900 | 2,300 | 4,800 | 3,600 |
| 地下1階 | あり | 2,300 | 2,100 | 6,600 | 6,000 | 11,000 | 9,800 |
| 地下2階 | あり | 1,300 | 1,100 | 3,700 | 3,100 | 6,200 | 5,000 |
| ※駅から遠距離の自転車駐車場 | 1階あり | 2,100 | 1,900 | 6,000 | 5,400 | 10,100 | 8,900 |
| | 1階なし | 1,700 | 1,500 | 4,800 | 4,200 | 8,200 | 7,000 |

※　浜田山北第二、下井草南、下井草北第一、荻窪北第三及び西永福南第二の各自転車駐車場

※　新高円寺地下のみ、地下１階だが、料金は１階屋根ありの区分と同じ。

②バイク

＜バイク（125ｃｃ以下）＞　（単位：円）

| 区　分 | 屋根の有無 | 1か月 | | 3か月 | | 6か月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一　般 | 学生 | 一　般 | 学生 | 一　般 | 学生 |
| 1階 | なし | 4,200 | 3,800 | 12,000 | 10,800 | 20,200 | 17,800 |
| ※駅から遠距離の自転車駐車場 | 1階あり | 4,200 | 3,800 | 12,000 | 10,800 | 20,200 | 17,800 |

※　下井草南自転車駐車場、久我山南自転車駐車場

＜バイク（125ｃｃ超）＞　（単位：円）

| 区　分 | 屋根の有無 | 1か月 | | 3か月 | | 6か月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一　般 | 学生 | 一　般 | 学生 | 一　般 | 学生 |
| ※駅から遠距離の自転車駐車場 | 1階あり | 8,400 | 7,600 | 23,900 | 21,500 | 40,300 | 35,500 |

※　下井草南自転車駐車場

(4)　使用料の減免

①一日使用

以下に該当する場合、利用の都度、証明書類等を提示することで、使用料免除となります。

ア　身体障害者手帳保持者

イ　精神障害者保健福祉手帳保持者

ウ　生活保護受給者

エ　中国残留邦人等への支援給付の給付決定の確認証保持者

オ　被爆者健康手帳保持者

カ　特定医療費（指定難病）受給者証保持者

キ　東京都愛の手帳保持者

ク　上記免除者（ウ及びエを除く。）の介助者

②定期使用

＜減額＞

学生は、学生証等を提示することで、一般料金から１ヶ月あたり 200 円（バイクは 125ｃｃ以下 400 円、125ｃｃ超 800 円）を減額した使用料になります。

＜免除＞

「①一日使用」と同様の要件に該当する場合、申請時および更新時に証明書類等を提示することで、使用料免除となります。

(5)　自転車駐車場施設一覧

令和８年４月１日現在

| | 自転車駐車場名 | 所在地 | 開設年月日 | 自転車収容台数 | バイク125cc以下収容台数 | バイク125cc超過収容台数 | 利用時間 | 管理事務所の受付時間 | 構造 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 下井草南自転車駐車場 | 下井草2－36－16 | H10.4.1 | 166 | 28 | 12 | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 2 | 下井草北第一自転車駐車場 | 井草1－10－17 | H10.4.1 | 192 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 3 | 下井草北第二自転車駐車場 | 井草1－2－4 | H10.4.1 | 120 | --- | --- | 24時間 | 7:00～19:00 | 平　面 |
| 4 | 井荻南地下自転車駐車場 | 上井草1－24－16 | H10.4.1 | 688 | --- | --- | ★3 | 6:30～20:00 | 地下1階 |
| 5 | 井荻北地下自転車駐車場 | 井草3－3－10 | H10.4.1 | 315 | --- | --- | ★3 | 6:30～20:00 | 地下1階 |
| 6 | 上井草北自転車駐車場 | 井草5－5－2 | H7.4.1 | 450 | 16 | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 7 | 高円寺北自転車駐車場 | 高円寺北3－20－23 | H16.4.1 | 2,065 | --- | --- | ★4 | 6:30～20:00 | 3階建て |
| 8 | 荻窪東地下自転車駐車場 | 上荻1－2－1 | H6.4.1 | 555 | --- | --- | ★1 | 6:00～20:00 | 地下2階 |
| 9 | 荻窪北第一自転車駐車場 | 天沼3－3－19 | H6.4.1 | 933 | --- | --- | 24時間 | 6:00～20:00 | 3階建て |
| 10 | 荻窪北第二自転車駐車場 | 天沼3－2－13 | H13.4.1 | 352 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 3階建て |
| 11 | 荻窪北第三自転車駐車場 | 天沼3－30－40 | H17.1.4 | 660 | --- | --- | 24時間 | 6:00～20:00 | 平　面 |
| 12 | 荻窪西第一自転車駐車場 | 上荻1－20－3 | H9.4.1 | 1,769 | --- | --- | 24時間 | 6:00～20:00 | 2階建て |
| 13 | 荻窪西第二自転車駐車場 | 上荻1－21－25 | H16.9.1 | 284 | --- | --- | 24時間 | 6:00～20:00 | 平　面 |
| 14 | 荻窪南第一自転車駐車場 | 荻窪4－21－16 | H7.4.1 | 2,617 | --- | --- | ★1 | 6:00～20:00 | 3階建て |
| 15 | 荻窪南第二自転車駐車場 | 荻窪5－15-13 | H7.4.1 | 1,051 | --- | --- | ★1 | 6:00～20:00 | 地下1階 |
| 16 | 新高円寺地下自転車駐車場 | 梅里1－7－20 | H7.5.29 | 1,008 | --- | --- | ★2 | 6:00～20:00 | 地下1階 |
| 17 | 南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場 | 成田東4－37－6 | H10.7.1 | 269 | --- | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 18 | 南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場 | 阿佐谷南1－15－19 | H10.7.1 | 104 | --- | --- | 24時間 | 7:00～19:00 | 平　面 |
| 19 | 南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場 | 阿佐谷南3－2－32 | R3.4.1 | 51 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 20 | 南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場 | 成田東5－41－8 | R8.4.1 | 161 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 21 | 中野富士見町自転車駐車場 | 和田1－1－9 | H17.11.1 | 188 | --- | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 22 | 方南町東自転車駐車場 | 方南2－20－2 | H6.4.1 | 118 | 10 | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 23 | 方南町西自転車駐車場 | 和泉4－51－7 | H6.4.1 | 416 | --- | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 3階建て |
| 24 | 永福町南自転車駐車場 | 永福2－53－5 | H27.11.1 | 130 | --- | --- | 24時間 | 7:00～19:00 | 平　面 |
| 25 | 永福町北第一自転車駐車場 | 永福4－7－8 | H7.4.1 | 295 | --- | --- | 24時間 | 7:00～19:00 | 平　面 |
| 26 | 永福町北第二自転車駐車場 | 和泉3－12－15 | H7.4.1 | 270 | --- | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 27 | 永福町北第三自転車駐車場 | 和泉3－7－3 | H7.4.1 | 315 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 28 | 浜田山南自転車駐車場 | 浜田山2－22－12 | H14.4.1 | 280 | 20 | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 29 | 浜田山北第一自転車駐車場 | 浜田山3－24－13 | H8.4.1 | 215 | --- | --- | 24時間 | 7:00～19:00 | 平　面 |
| 30 | 浜田山北第二自転車駐車場 | 浜田山3－27－21 | H8.4.1 | 504 | --- | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 31 | 高井戸東自転車駐車場 | 高井戸東2－30－25 | H19.4.1 | 375 | --- | --- | 24時間 | 6:00～19:00 | 平　面 |
| 32 | 高井戸北自転車駐車場 | 高井戸西2－2－1 | H19.7.1 | 442 | --- | --- | ★5 | 6:00～20:00 | 平　面 |
| 33 | 久我山西自転車駐車場 | 久我山3－35－29 | H8.4.1 | 1,102 | --- | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 34 | 久我山南自転車駐車場 | 久我山3－25－6 | H8.4.1 | 364 | 26 | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 35 | 久我山北自転車駐車場 | 久我山5－38－10 | H8.4.1 | 333 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 36 | 桜上水北自転車駐車場 | 下高井戸1－24－15 | H8.4.1 | 383 | --- | --- | 24時間 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 37 | 富士見ヶ丘北自転車駐車場 | 久我山5－1－24 | H25.4.1 | 280 | --- | --- | ★4 | 6:30～19:00 | 平　面 |
| 38 | 富士見ヶ丘南自転車駐車場 | 高井戸西1－32先 | H25.4.1 | 298 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 39 | 西永福南第一自転車駐車場 | 永福3－38－10 | R2.4.1 | 79 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| 40 | 西永福南第二自転車駐車場 | 浜田山1－33－3 | R2.4.1 | 325 | --- | --- | 24時間 | 巡回管理 | 平　面 |
| | 合　計 | | 40箇所 | 20,522 | 100 | 12 | | | |

＊1　利用時間

★1　午前4時15分～午前1時30分
★2　午前4時45分～午前0時30分
★3　午前4時30分～午前1時30分
★4　午前4時～午前1時30分
★5　午前4時20分～午前1時20分
荻窪東地下などの短時間無料エリアの利用時間は午前10時より各施設の終了時間まで。

＊2　立体自転車駐車場の各階収容台数

| | 自転車駐車場名 | 台数 | 1階 | 2階 | 3階 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 高円寺北自転車駐車場 | 2,065台 | 786台 | 636台 | 643台 |
| 8 | 荻窪東地下自転車駐車場 | 555台 | 140台 | 地下1階　210台 | 地下2階　205台 |
| 9 | 荻窪北第一自転車駐車場 | 933台 | 309台 | 306台 | 318台 |
| 10 | 荻窪北第二自転車駐車場 | 352台 | 136台 | 115台 | 101台 |
| 12 | 荻窪西第一自転車駐車場 | 1,769台 | 844台 | 925台 | |
| 14 | 荻窪南第一自転車駐車場 | 2,617台 | 661台＋外側462台 | 711台 | 783台 |
| 22 | 方南町西自転車駐車場 | 416台 | 109台 | 137台 | 170台 |

＊3　定期使用専用の自転車駐車場
富士見ヶ丘南自転車駐車場、久我山南自転車駐車場

## 4　放置自転車の撤去・返還・処分・再利用

(1)　放置自転車と自転車放置禁止区域

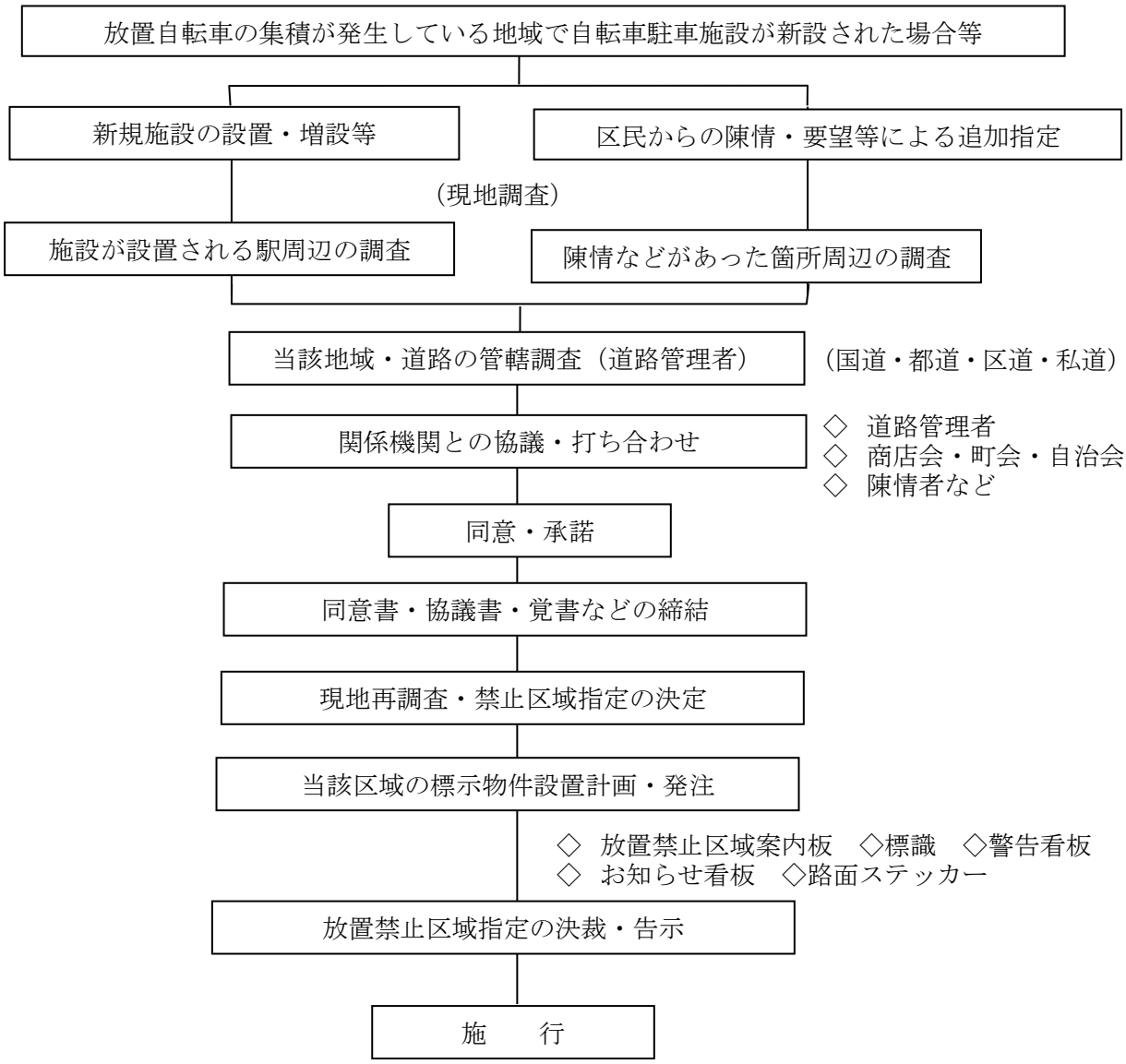
①　放置自転車の定義

自転車駐車場等以外の場所に置かれている自転車等であって、**当該自転車の利用者が自転車を離れて直ちに移動できない状態のもの**をさします。（自転車法第５条６項）

②　放置禁止区域の指定

自転車駐車場施設の整備が進められている地域で、放置自転車が大量に集積され、又は大量の集積をおこす恐れのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域として指定します。

③　放置禁止区域指定事務の流れ



(2)　撤去・保管・返還・処分

①　撤去

区では、自転車放置禁止区域内の放置自転車を撤去しています。

また、自転車放置禁止区域外の駅周辺及び公共の場所にある放置自転車で、良好な生活環境を阻害している自転車は警告から７日間を経過した後、撤去しています。

撤去作業は、区職員・撤去移送業務委託業者が警告札を貼付し、一定時間経過後撤去しています。

②　保管・返還

撤去した自転車は、自転車集積所で保管（撤去の翌日から 30 日間）し、引取りに来た方には、自転車集積所の開設時間に返還しています。返還の際には、撤去手数料（5,000 円）が必要です。

また、自転車所有者の住所・氏名が明記されているもの、防犯登録番号から所轄警察署に所有者を照会して確認ができたもの等については、返還期限を定め、自転車返還通知書により自転車所有者に通知をします。

返還業務は、業務委託し、各自転車集積所に２名以上の返還業務員を配置しています。自転車集積所の開設時間は、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く、午前 11 時～午後７時（土･日･祝日は午後５時まで）となっています。

※　平成 26 年 3 月 18 日条例改正　平成 27 年 1 月 1 日から「3,000 円」を「5,000 円」とした。

③　処分

住所・氏名の明記や防犯登録がなく所有者の確認ができない自転車、返還通知書を送付後、引取りのない自転車は、処分の告示後、売却処分します。

(3)　撤去自転車の再利用

撤去自転車で引取りのないものは、売却事業者を通じて海外で再利用されています。

○　海外への売却

平成 19 年度から、海外へ売却することを条件に、民間事業者に売却しています。

（単位：台）

| 年　度 | 平成 19～30 年度 | 令和元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 台　数 | 106,937 | 3,840 | 2,465 | 2,158 | 1,786 | 2,136 | 3,196 | 3,013 | 125,531 |

○　シルバー人材センターへの譲渡(令和５年度事業終了)

シルバー人材センターの自転車リサイクル事業へ引取りのない撤去自転車を譲渡し、整備のうえで再生自転車として再利用していました。

平成５年～令和５年　累計台数：23,498 台

○　その他　国内・国外等への譲渡

（単位：台）

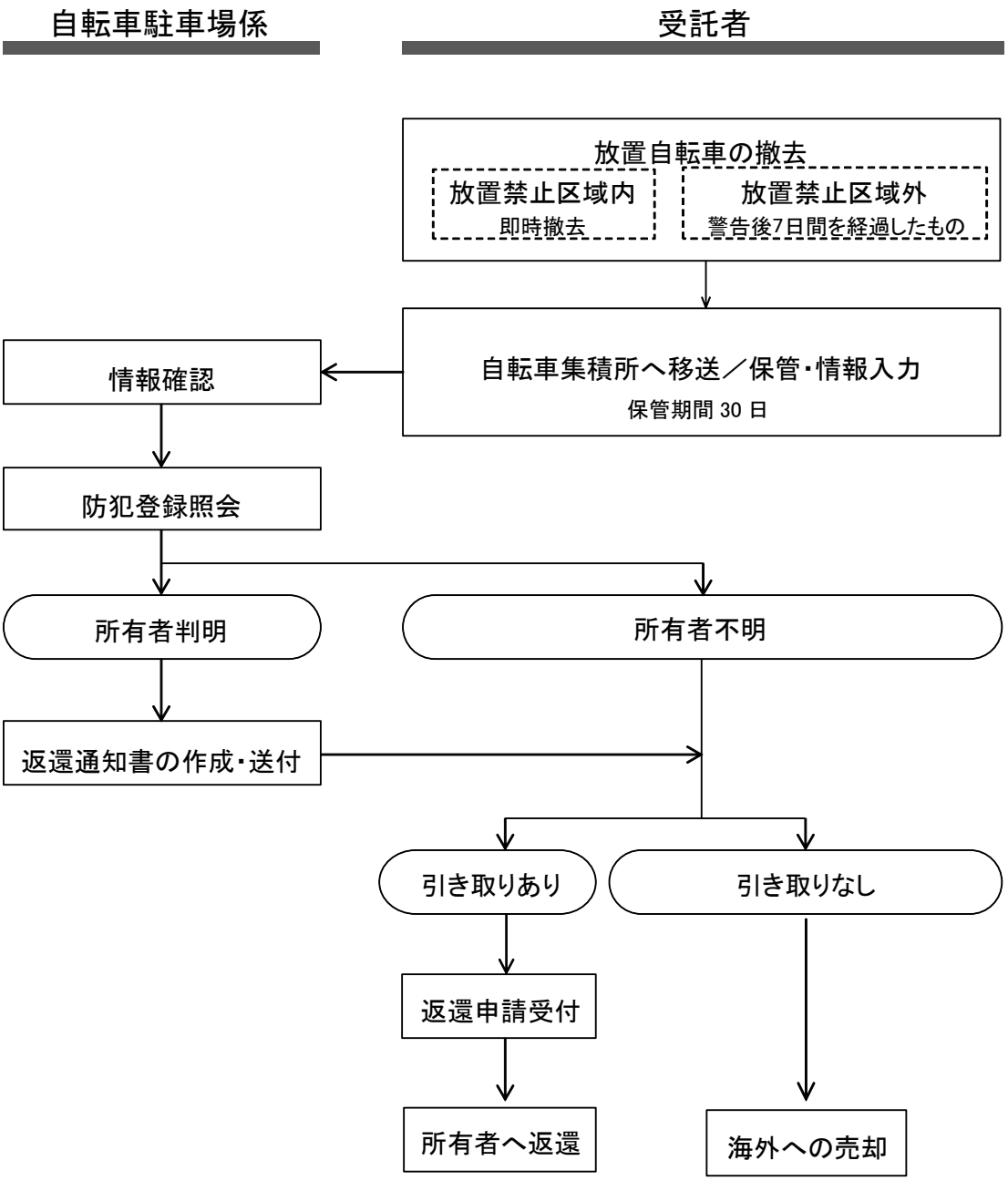
| 年　度 | 平成<br>16 年度 | 17～18<br>年度 | 19 年度 | 20～21<br>年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24～令和 7<br>年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 台　数 | 180 | 0 | 10 | 0 | 50 | 200 | 0 |
| 内　訳 | フィリピン | | タンザニア<br>（東京都と<br>協議で搬出） | | 南相馬市<br>（東日本大震災<br>復興応援自転車） | 南相馬市ほか<br>（東日本大震災<br>復興応援自転車） | |

○　杉並区自転車放置禁止区域指定経過

| 路線／年度 | 西武新宿線 | | | JR中央線 | | | | | 丸の内線 | | | | | 京王井の頭線 | | | | | | 京王線 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 下井草 | 井荻 | 上井草 | 高円寺 | 阿佐ヶ谷 | 荻窪北口 | 荻窪南口 | 西荻窪 | 東高円寺 | 新高円寺 | 南阿佐ヶ谷 | 中野富士見町 | 方南町 | 永福町 | 西永福 | 浜田山 | 高井戸 | 富士見ヶ丘 | 久我山 | 代田橋 | 明大前 | 桜上水 | 上北沢 | 下高井戸 | 八幡山 |
| 昭和60年度 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| 昭和61年度 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和62年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和63年度 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成元年度 | ○ | ○ | ☆ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 平成2年度 | | | | | | | | ○<br>☆ | | | | | | | | | | | ☆ | | | | | | |
| 平成3年度 | | ○ | | ○ | ○<br>● | ☆ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成4年度 | | | | ○ | ○ | | | ○<br>☆ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ◎ |
| 平成5年度 | | | | | ○ | ☆ | | | | | | | ◎ | | | | | ○ | | | | | | | |
| 平成6年度 | | | | ○ | | ② | | ○ | ○ | ○ | | | | ◎ | | | | | | ◎ | | | | | |
| 平成7年度 | | | | | ○ | ○ | ② | | | ○ | | | | | | ◎ | | | | | | | | | |
| 平成8年度 | | | | ○ | | ○ | | ② | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | ◎ | | | |
| 平成9年度 | | | ● | ② | ○<br>● | ○<br>● | | ● | | | | | ● | ● | | | | | ● | | | | | | |
| 平成10年度 | ○<br>● | ○<br>● | | | | | | | | | ②<br>● | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 平成11年度 | | | | | | | | ○ | ② | | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| 平成12年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 平成13年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 平成14年度 | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 平成15年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | | | | ○<br>● | | ○ | ○<br>● | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | | ◎ | |
| 平成17年度 | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 平成17年度 | | ○ | | ○ | ② | | | ○ | | ○ | ○ | ◎ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | |
| 平成18年度 | | | | ○ | | ② | | | | | | | | | | | ☆<br>● | ②<br>● | | | | | | | |
| 平成19年度 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | ②<br>● | | | | | | | | |
| 平成20年度 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○<br>● | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| 平成21年度 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 平成22年度 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | | | | | | ② | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度から平成28年度　新・追加指定等なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 令和2年度から令和7年度　新・追加指定等なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

凡例　◎=新指定　○=追加指定　②=1年度内に2回追加指定　☆=駐車場のみの追加指定　●=一部廃止

≪撤去・返還・処分・再利用の流れ図≫



## 5　放置防止啓発活動

区では自転車の放置防止と適正利用を図るため、次の啓発活動を実施しています。

（1）　放置防止協力員

区では、駅周辺における放置自転車による交通環境の悪化防止に地域住民が主体的に取り組むことができるように、平成６年度から「杉並区自転車放置防止協力員」制度を開始しました。

駅周辺の自治会、商店会、町会等から自転車対策事業（放置防止）に理解と熱意のある方に、3 年間の委嘱期間（平成 16 年度までは２年間）で、以下の活動に従事していただいています。平成 21 年度より、スーパーなど大型店舗の方も協力員になって活動をしています。

①　自転車の放置防止の指導に関すること。

②　自転車の放置防止の PR 及び啓発に関すること。

③　自転車の放置防止について区及び関係官公署との協力に関すること。

（2）放置防止協力員活動状況　　令和８年４月１日現在

| 名　　称 | 設置年月日 | 人数 |
|---|---|---|
| 方南町自転車放置防止協力員 | 平成　6 年　6 月 27 日 | 33 |
| 西荻窪自転車放置防止協力員 | 平成　6 年　6 月 29 日 | 11 |
| 東高円寺自転車放置防止協力員 | 平成 13 年　1 月　1 日 | 5 |
| 久我山自転車放置防止協力員 | 平成 13 年 12 月　1 日 | 5 |
| 井荻自転車放置防止協力員 | 平成 14 年　8 月　1 日 | 9 |
| 新高円寺自転車放置防止協力員 | 平成 14 年 10 月　1 日 | 15 |
| 西永福自転車放置防止協力員 | 平成 14 年 12 月　1 日 | 6 |
| 高円寺北自転車放置防止協力員 | 平成 14 年 12 月　1 日 | 32 |
| 高円寺南自転車放置防止協力員 | 平成 15 年　4 月　1 日 | 50 |
| 下井草自転車放置防止協力員 | 平成 15 年　6 月　1 日 | 5 |
| 南阿佐ヶ谷自転車放置防止協力員 | 平成 15 年　8 月　1 日 | 27 |
| 浜田山自転車放置防止協力員 | 平成 15 年　9 月　1 日 | 6 |
| 荻窪南自転車放置防止協力員 | 平成 16 年　3 月　1 日 | 17 |
| 富士見ヶ丘自転車放置防止協力員 | 平成 17 年　5 月　1 日 | 10 |
| 中野富士見町自転車放置防止協力員 | 平成 17 年 11 月　1 日 | 22 |
| 荻窪北自転車放置防止協力員 | 平成 19 年　9 月　1 日 | 30 |
| 代田橋自転車放置防止協力員 | 平成 21 年　6 月　1 日 | 9 |
| 阿佐ヶ谷自転車放置防止協力員 | 平成 21 年　7 月　1 日 | 1 |
| 合　　計 | | 293 |

○　各協力員についてボランティア保険（東京都社会福祉協議会、掛け金 350 円／人）に加入、活動時の事故等に対応しています。

○　協力員にはジャンパー、ベスト、帽子、腕章、警告札等を配布、活動時に使用しています。

## ６　放置自転車クリーンキャンペーン

駅前放置自転車クリーンキャンペーンは、放置自転車問題を広く社会に訴えるため、首都圏の自治体及び関係機関・団体が相互に協力して一斉に実施しています。区でも、小中学生や町会、商店会、放置防止協力員など、幅広い区民の協力を得て、キャンペーンを実施しています。

（１）実施状況一覧

| 年　度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施期間 | | 10月22日～10月31日<br>（10日間・都実施期間） | 10月22日～10月31日<br>（10日間・都実施期間） | 10月22日～10月31日<br>（10日間・都実施期間） | 10月22日～10月31日<br>（10日間・都実施期間） | 10月22日～10月31日<br>（10日間・都実施期間） |
| 広報・啓発活動 | 対象駅 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭での啓発活動は中止。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭での啓発活動は中止。 | 高円寺駅 | 高円寺駅 | 高円寺駅 |
| | ポスター掲出 | 340枚<br>区施設、区内小・中学校<br>各駐輪場、各集積所 | 330枚<br>区施設、区内小・中学校<br>各駐輪場、各集積所 | 330枚<br>区施設、区内小・中学校<br>各駐輪場、各集積所 | 330枚<br>区施設、区内小・中学校<br>各駐輪場、各集積所 | 330枚<br>区施設、区内小・中学校<br>各駐輪場、各集積所 |
| | 啓発用品配布及び放置防止指導等啓発活動 | | 東京都道路整備保全公社作成ポケットティッシュ5,000個を各駐輪場、各集積所で配布 | 高円寺駅にて東京都と合同でクリーンキャンペーン実施<br>東京都道路整備保全公社作成ポケットティッシュ5,000個を各駐輪場、各集積所で配布 | 高円寺駅にて東京都と合同でクリーンキャンペーン実施<br>東京都道路整備保全公社作成ポケットティッシュ5,000個を各駐輪場、各集積所で配布 | 高円寺駅にて東京都と合同でクリーンキャンペーン実施<br>放置防止協力員、関係団体及び高円寺学園生徒が駅前で呼びかけながらポケットティッシュを配布 |
| | のぼり旗 | | | 10本キャンペーン時に携帯 | 10本キャンペーン時に携帯 | 10本キャンペーン時に携帯 |
| | 駅頭指導 | | | 15：00~16：00 | 15：00~17：00 | 15：00~17：00 |
| | 指導回数 | | | 1回 | 1回 | 1回 |
| | 指導参加人数 | | | 区職員9名<br>東京都15名 | 区職員3名<br>東京都15名<br>バス1名<br>警察1名<br>中学生・教員18名 | 区職員3名<br>東京都15名<br>バス1名<br>警察1名<br>中学生・教員18名 |
| | 放置防止協力員 | | | | 5団体12名 | 4団体20名 |
| | その他の参加団体・個人 | | | | | |
| 撤去活動 | 実施駅<br>○内は回数 | | | 高円寺駅<br>阿佐ヶ谷駅<br>荻窪駅<br>西荻窪駅<br>外20駅 | 高円寺駅<br>阿佐ヶ谷駅<br>荻窪駅<br>西荻窪駅<br>外20駅 | 高円寺駅<br>阿佐ヶ谷駅<br>荻窪駅<br>西荻窪駅<br>外20駅 |
| | 撤去台数 | | | 275台 | 181台 | 186台 |

## 7　自転車駐車場の附置義務

附置義務指定区域内において、商業施設、娯楽施設等自転車の大量駐車需要発生施設を新築、増築する場合及び当該施設に用途を変更する場合は、その施設利用者のため、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設に到達する距離がおおむね 50m以内の場所に自転車駐車場を設置し、管理することが義務付けられています（平成 11 年３月 12 日改正、10 月 1 日施行)。

(1)　附置義務指定区域

区内の都市計画法で定めている地域のうち、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域

(2)　該当する建物

| 施設の用途 | 施設の規模 | 自転車駐車場の規模 |
|---|---|---|
| 百貨店・スーパーマーケット<br>その他の小売店、飲食店 | 店舗面積が<br>３００㎡を超えるもの | 店舗面積の<br>１５㎡ごとに１台 |
| 銀　　行 | 店舗面積が<br>４００㎡を超えるもの | 店舗面積の<br>２０㎡ごとに１台 |
| 遊　技　場 | 店舗面積が<br>２００㎡を超えるもの | 店舗面積の<br>１０㎡ごとに１台 |
| スポーツ施設 | 運動場面積が<br>５００㎡を超えるもの | 運動場面積の<br>２５㎡ごとに１台 |
| 学習施設 | 教室面積が<br>３００㎡を超えるもの | 教室面積の<br>１５㎡ごとに１台 |

なお、店舗等面積が 5,000 ㎡を超える施設は、5,000 ㎡を超えた部分について算定した自転車駐車場の規模の２分の１のとなる措置があります。

また、施設の用途を変更する場合に設置する自転車駐車場の規模についても、算定した自転車駐車場の規模の２分の１となる措置（増加する自転車駐車場について）があります。

◎「店舗等面積」に含まれる床面積の範囲

○　百貨店、スーパー、その他の小売店、飲食店

…売場（飲食店の客席、厨房及び待合室を含む)・売場間の通路・ショーウィンド・ショールーム・サービス部門・承り所・物品の加工修理場及びこれらに類するもの

○　銀行　…銀行室（待合ロビー及びカウンター内)、待合室、応接室、ＡＴＭコーナー、貸し金庫、ショーウィンド及びこれらに類するもの

○　遊技場　…遊戯室・景品交換所・受付及びこれらに類するもの

○　スポーツ施設

…競技場・運動場・練習場・マッサージ室・更衣室・浴室・シャワー室・休憩室・観覧席及びこれらに類するもの

○　学習施設　…教室・講堂・実習室・図書室・資料室及びこれらに類するもの

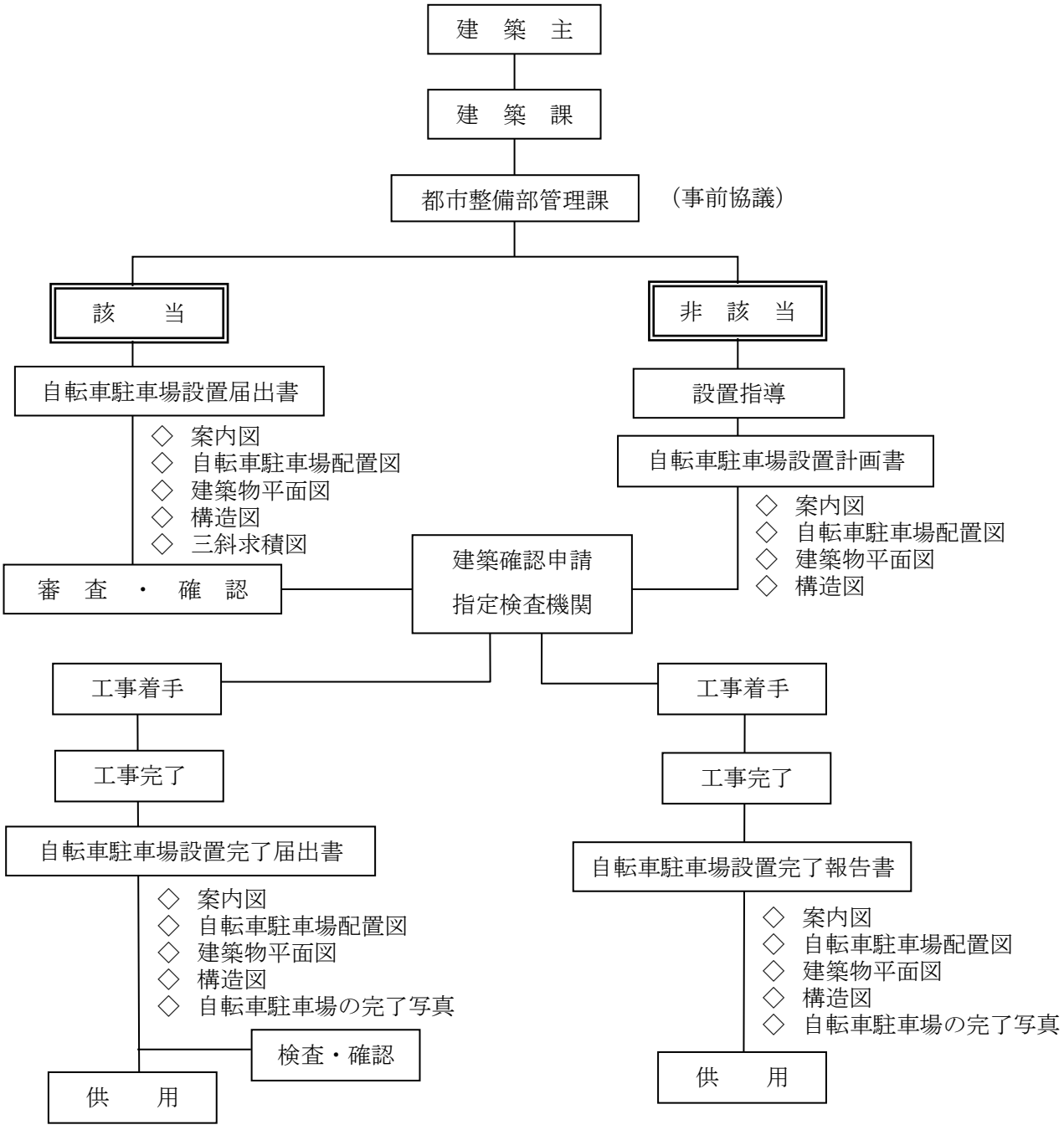
(3)　該当しない建物

附置義務に該当しない建物についても、次の表の施設を新築、増築又は用途変更する場合は、

自転車駐車場を設置し管理することをお願いしています（区内全域が対象です。）。

| 施設の用途 | 施設の規模 | 自転車駐車場の規模 |
|---|---|---|
| 附置義務対象用途の施設 | 店舗等面積に関係なく | 附置義務と同基準 |
| 集合住宅<br>（共同住宅・寄宿舎・長屋も含む。） | 住宅戸数に関係なく | 住宅戸数１戸ごとに１台以上 |
| 事　務　所　、　病　院　等 | 事務所等面積に関係なく | 事務所等面積の<br>２５㎡ごとに１台以上 |

## ―　附置義務手続の流れ図　―



(4)　附置義務自転車駐車場実績

| 年度 | 昭和 63 | 平成元 | 平成２ | 平成３ | 平成４ | 平成５ | 平成６ | 平成７ | 平成８ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 1 | 4 | 0 | 6 | 4 | 4 | 2 | 2 | 3 |
| 設置台数 | 154 | 178 | 0 | 325 | 183 | 212 | 57 | 93 | 101 |

| 年度 | 平成９ | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 | 平成 13 | 平成 14 | 平成 15 | 平成 16 | 平成 17 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 3 | 1 | 1 | 5 | 5 | 3 | 3 | 7 | 13 |
| 設置台数 | 195 | 37 | 127 | 458 | 207 | 229 | 380 | 1,289 | 1,074 |

| 年度 | 平成 18 | 平成 19 | 平成 20 | 平成 21 | 平成 22 | 平成 23 | 平成 24 | 平成 25 | 平成 26 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 8 | 5 | 4 | 5 | 11 | 8 | 4 | 9 | 2 |
| 設置台数 | 534 | 481 | 430 | 620 | 1,019 | 539 | 176 | 392 | 143 |

| 年度 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和２ | 令和３ | 令和４ | 令和５ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 5 | 5 | 7 | 4 | 5 | 6 | 4 | 2 | 7 |
| 設置台数 | 593 | 469 | 664 | 247 | 302 | 455 | 236 | 164 | 490 |

| 年度 | 令和６ | 令和７ | 合計 |
|---|---|---|---|
| 件数 | 7 | 4 | 179 |
| 設置台数 | 363 | 340 | 13,956 |

※　件数・台数は、それぞれ自転車駐車場設置完了届出書が提出された年度の実績。

## ８　民営自転車駐車場の育成

区では、駅周辺に民営自転車駐車場を設置し運営する者に対して、その経費の一部を補助しています。

(1)　補助金交付の要件

①　自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること。

②　自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。

③　一般区民の利用する自転車を収容する施設であること。

④　当該自転車駐車場が継続して５年以上運営されること。

⑤　その他区長が必要と認めるもの。

(2)　補助金額

| 種　　別 | 補助金額算出方法 |
|---|---|
| 建　　設　　費<br>限度額<br>1,000 万円 | 区で算出した標準建設費又は建設に要した経費のいずれか低い額の２分の１以内とし 1,000 円未満の端数があるときは切り捨てる。<br>標準建設費<br>収容台数　×　単価　１１０，０００円 |
| 管　　理　　費<br>３年間 | 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価３，０００円を乗じて得た額。 |

算出計算例

（自己所有の土地・５０台収容の場合）

〔建設費〕　標準建設費　＠１１０，０００×５０台＝５，５００，０００円

　　実経費　＝６，０００，０００円　の場合

標準建設費　＜　実経費なので　５，５００，０００円×１／２＝２，７５０，０００円

補助金額　２，７５０，０００円

〔管理費〕

年間駐車実績を１８，９８０台、供用日数を３６５日とした場合

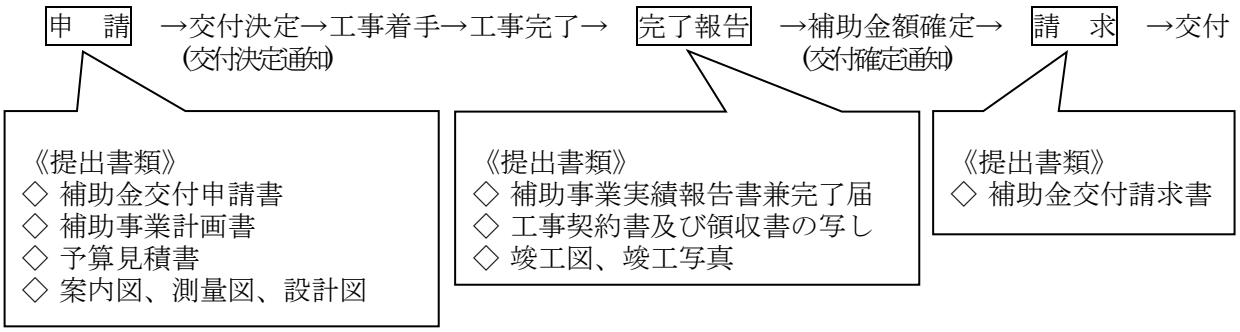
１８，９８０台÷３６５日＝５２台

自転車収容台数（５０台）＜平均駐車台数（５２台）となるので

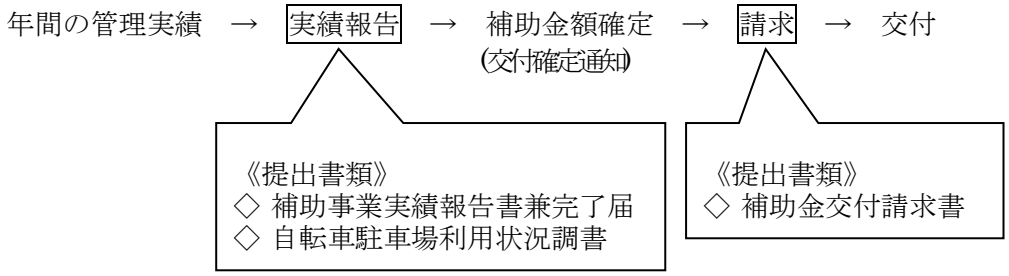
＠３，０００×５０台＝１５０，０００円　　補助金額　１５０，０００円

(1)　補助金交付事務の流れ

◎　建設費




◎　管理費（３年間）




※　申請、完了報告、実績報告に対して都市整備部管理課で審査を行い、条件を満たしていない場合、不適当な場合、補助金は交付されません。

審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、民営自転車駐車場育成補助金不交付決定通知書により申請者に通知します。

## 9　民営バイク駐車場の育成

区では、民営事業者が経営するバイク駐車場の建設に要する経費の一部を補助しています。

※バイクとは道路運送車両法に規定されている原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車が対象となります。

(1)　補助金交付の要件

① 23 区内の主要渋滞箇所周辺や区が推進する違法駐車解消重点地域等（以下「補助対象地域」という。）に位置すること。

② 補助対象地域において、既存の駐車場を改造し、又は土地を取得若しくは賃借して新たに２台以上整備したものであること。

③ 構造及び設備は、利用者の安全を確保し、かつ、バイクの駐車が有効に行えるものであること。

④ 収容台数のうち半数以上は、時間貸し駐車に充てること。

⑤ 当該バイク駐車場が継続して２年以上運営されること。

(2)　補助金額

建設費の範囲内とし、１バイク駐車場当たり 30 台を限度とし、１台につき 75,000 円を補助限度額とする。

算出計算例１

（２５台収容の場合）

〔建設費〕　実経費　＝２，０００，０００円

限度額　＠７５，０００×２５台＝１，８７５，０００円　の場合

限度額　＜　実経費なので　補助金額　１，８７５，０００円

算出計算例２

（２５台収容の場合）

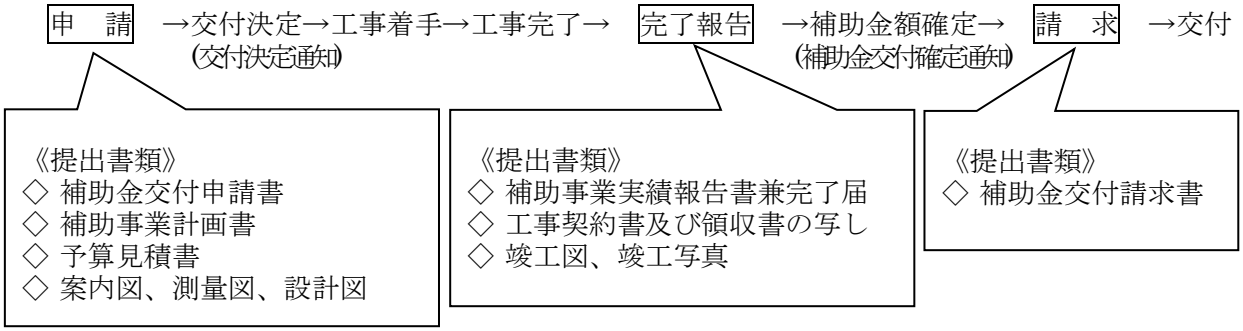
〔建設費〕　実経費　＝１，２３４，５６０円

限度額　＠７５，０００×２５台＝１，８７５，０００円　の場合

限度額　＞　実経費なので　補助金額　１，２３４，０００円

※建設費とは、専用料金精算機設置、バイク施錠設備設置、入口改造・床面破損防止工事及び転倒防止ガードパイプ設置に要する費用、その他、区長が必要と認めたもので、土地の取得費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

(3)　補助金交付事務の流れ




※申請、完了報告、実績報告に対して都市整備部管理課で審査を行い、条件を満たしていない場合、不適当な場合、補助金は交付されません。

審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、民営バイク駐車場育成補助金不交付決定通知書により申請者に通知します。

# １０　自転車対策事業に関する委託業務

区では次の業務を委託し、放置自転車対策を実施しています。

(1)　自転車置場等整理指導業務委託

<table>
<tr><td>業務内容</td><td>（整理員）<br>①自転車の整理等を行い駐車スペースの確保をするなど、利用者が自転車置場を利用しやすい状態を保持する。<br>②置場利用者に対し自転車置場の案内・誘導等を行う。<br>③自転車置場の清掃作業等を行い、置場の利用環境の保全に努める。<br>④区から指示されたパンフレット及びチラシ等の配布及び貼付を行う。</td></tr>
<tr><td>業務時間</td><td>上北沢：　年末年始及び土曜・日曜・祝日を除く<br>明大前：　年末年始及び夏季（７月から９月）の日曜・祝日を除く<br>（整理員）
<table>
<tr><th>駅　名</th><th>就業時間</th></tr>
<tr><td>上　北　沢</td><td>午前８時～午前 10 時<br>夏季(７月から９月)午前９時～午前 11 時</td></tr>
<tr><td>明　大　前</td><td>午前８時～午前 11 時、午後１時～午後４時<br>土曜・日曜・祝日：午前 10 時～正午<br>夏季(７月から９月)　午前９時～午前 11 時</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(2)　杉並区立自転車駐車場（有料制）業務委託

<table>
<tr><td>業務内容</td><td>①自転車駐車場内の自転車整理<br>②自転車駐車場の使用受付・案内業務<br>③自転車駐車場使用料の収納及び還付業務<br>④自転車駐車場の巡回及び点検業務<br>⑤自転車駐車場内の清掃業務</td></tr>
<tr><td>業務時間</td><td>（委託日）<br>年末年始を除く毎日（ただし、一部の駐車場は日曜、祝日休業）<br>（委託時間）<br>おおむね午前６時 30 分～午後８時</td></tr>
</table>

(3)　自転車放置防止指導、撤去・移送、返還業務委託

| | |
|---|---|
| 放置防止指導 | ①　自転車を放置しないよう指導、自転車駐車場への案内･誘導を行う。<br>②　撤去する旨の警告札を放置自転車に貼付する。<br>③　撤去･移送業務従事者に撤去開始指示を行う。 |
| 業務時間 | 午前９時から午後６時までの８時間を基本とする。<br>（土曜･日曜・祝日：午前９時～午後５時までの７時間を基本とする。） |
| 放置自転車の撤去･移送 | ①　放置自転車を撤去用トラックに積み込み、自転車集積所へ移送する。<br>②　自転車集積所で撤去自転車を撤去用トラックから降ろし整列する。 |
| 業務時間 | 午前 10 時から午後６時までの７時間を基本とする。<br>（土曜･日曜・祝日：午前９時～午後５時までの７時間を基本とする。） |
| 撤去自転車の返還 | （撤去した自転車の返還業務）<br>①撤去した自転車を整理し、撤去自転車の保管データを端末入力する。<br>②保管自転車の返還業務を行う。その際、撤去手数料の徴収事務を行い、日々の収入日報を作成する。<br>③処分する自転車を整理し、処分自転車引取業者への引き渡しをする。<br>④その他自転車集積所に関する業務を行う。<br>（撤去手数料の徴収事務）<br>⑤自転車の返還申請に伴う、手数料の徴収及び領収書の発行<br>⑥徴収した手数料の金融機関への払込等、徴収事務に係わる関連事務 |
| 業務時間 | 12 月 29 日～１月３日を除く毎日<br>午前 11 時から午後７時（土曜･日曜･祝日：午前 11 時～午後５時） |

(4)　自転車駐車場利用案内・誘導業務委託

| | |
|---|---|
| 業務内容 | ①　自転車を放置しようとする方に、自転車駐車場を案内・誘導する。<br>②　放置されている自転車に、啓発用の自転車駐車場案内等を貼付する。<br>③　歩行者等の通行や交通の支障とならないよう、自転車を整理する。 |
| 実施場所 | 区内駅周辺（自転車放置禁止区域内） |
| 業務時間 | ８月を除く土曜・日曜・祝日<br>４月～10 月は午前 12 時から午後５時まで<br>11 月～３月は午前 12 時から午後４時まで |

## １１　組織

昭和５１年　４月　　土木部　管　　理　　課　監察係（放置自転車の整理・撤去）
昭和５７年　４月　　〃　　計　　画　　課　自転車対策係
昭和５９年１２月　　〃　　交 通 安 全 課　自転車対策係
昭和６１年　４月　　〃　　交 通 対 策 課　自転車対策係
平成　２年　４月　　〃　　交 通 対 策 課　自転車対策係　自転車駐車場整備主査
平成　４年　４月　　〃　　自転車対策課　自転車対策係　自転車駐車場整備主査
平成　７年　４月　　〃　　自転車対策課　自転車対策係　自転車駐車場整備主査　計画主査
平成　９年　７月　　〃　　自転車対策課　自転車対策係　自転車駐車場整備主査
平成１３年　４月　　都市整備部　交 通 対 策 課　自転車対策係　自転車駐車場整備主査
平成１４年　４月　　〃　　交 通 対 策 課　自転車対策係　自転車駐車場整備担当係長
平成２６年　４月　　〃　　交通対策課　自転車対策係
平成３０年　４月　　〃　　土 木 管 理 課　自転車対策係
令和　６年　４月　　〃　　管　　理　　課　自転車駐車場係　自転車活用推進係
令和　７年　４月　　〃　　管　　理　　課　自転車駐車場係

＜年度別組織一覧＞

| | 令和<br>２年度 | 令和<br>３年度 | 令和<br>４年度 | 令和<br>５年度 | 令和<br>６年度 | 令和<br>７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 課　長 | 1<br>（造園技術） | 1<br>（造園技術） | 1<br>（土木技術） | 1<br>（土木技術） | 1<br>（電気技術） | 1<br>（造園技術） |
| 係　長 | 1<br>（土木技術） | 1<br>（土木技術） | 1<br>（土木技術） | 1<br>（土木技術） | 2<br>（事務・土木技術） | 1<br>（土木技術） |
| 主　査 | 2<br>（事務・土木技術） | 1<br>（事務・土木技術） | 1<br>（事務） | 1<br>（事務） | ― | 1<br>（土木技術） |
| 事　務 | 8 | 8 | 8 | 6 | 6 | 6 |
| 土木技術 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 作　業 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 計 | １５ | １５ | １５ | １２ | １２ | １２ |

## １２　杉並区自転車等駐車対策協議会

(1)　協議会の設置

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」は、自転車対策をより総合的かつ計画的に推進することを目的として一部改正され、平成６年６月に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下「改正自転車法」という。)が施行されました。

この改正自転車法では、新たに、区市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより「自転車等駐車対策協議会」を設置することができる（同法第８条）と規定し、また自転車対策の総合的かつ計画的推進のため、区市町村は、「自転車等駐車対策協議会」の意見を聴いて、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定することができる（同法第７条）と規定しました。

杉並区では、この法改正を機に、自転車対策事業に関して、広く区民・関係行政機関等の意見を求め事業を推進していくため、「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」を改正し、平成７年６月１日に、杉並区長の附属機関として「杉並区自転車等駐車対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

(2)　協議会の構成及び委員の任期

協議会は、以下の２３名で構成され、各委員の任期は２年です。

| | 選出区分 | 選出団体等 | 人数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 区　民　代　表 | 杉並区立小学校ＰＴＡ連合協議会 | １名 |
| | | 杉並区立中学校ＰＴＡ協議会 | １名 |
| | | 杉並区町会連合会 | １名 |
| | | 杉並区商店会連合会 | １名 |
| | | 高円寺北庚申文化会 | １名 |
| | | 杉並交通安全協議会 | １名 |
| | | 杉並区障害者団体連合会 | １名 |
| 2 | 区 議 会 議 員 | | ４名 |
| 3 | 学 識 経 験 者 | | ２名 |
| 4 | 鉄 道 事 業 者 | 東日本旅客鉄道（株） | １名 |
| | | 京王電鉄（株） | １名 |
| | | 西武鉄道（株） | １名 |
| | | 東京地下鉄（株） | １名 |
| 5 | 関係行政機関 | 警視庁杉並管内各警察署・交通課長 | ３名 |
| | | 東京消防庁杉並消防署・警防課長 | １名 |
| | | 国土交通省東京国道事務所・交通対策課長 | １名 |
| | | 東京都第三建設事務所・管理課長 | １名 |

(3)　協議会の役割

協議会は、改正自転車法第８条の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議を行っています。

# １３　杉並区自転車活用推進計画（杉並区自転車利用総合計画を包含）

平成６年に、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下、「自転車法」という。）が改正され、鉄道事業者への協力義務、放置自転車撤去の制度化等が盛り込まれるとともに、区市町村は、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を定めることができるようになりました。

こうした自転車法の改正や駅周辺における自転車利用の状況を背景に、自転車の利用及び駐車に関する総合的かつ体系的な指針として、平成 10 年２月に杉並区自転車等駐車対策協議会の答申を経て、「杉並区自転車利用総合計画」を策定しました。

平成 14 年７月には、より強力に「杉並区自転車利用総合計画」を推進するため、具体的な施策や数値目標を定めた「杉並区サイクルアクションプログラム」を策定しました。

「杉並区サイクルアクションプログラム」については、平成 20 年２月に「杉並区自転車利用行動計画」として改定したのち、平成 26 年３月に、具体的な施策等を「杉並区自転車利用総合計画」へ取り込み、自転車利用に関する計画を一つに統合しました。

さらに令和６年２月に「杉並区自転車利用総合計画」と「杉並区自転車ネットワーク」を包含する「杉並区自転車活用推進計画」を策定しました。

## 杉並区自転車活用推進計画の概要

①　計画期間

令和６年度から令和 12 年度まで

②　基本方針

「自転車の魅力に気づき、活用し、まちとわたしの未来を創る」

③　放置自転車対策としての具体的な取組

・区立自転車駐車場の管理・運営の見直し
・短時間の利用者を対象とした区立自転車駐車場の無料時間の拡大
・区立自転車駐車場に駐車できる自転車の車種拡大
・民間事業者との協働による自転車駐車場シェアサービスの実施
・自転車駐車場への案内・誘導
・駐車需要に応じた自転車駐車場の整備
・大規模店舗等に対する自転車駐車場の附置義務の指導徹底
・民営自転車駐車場の整備支援
・民営自転車駐車場に関する情報発信
・自転車の放置防止指導の実施
・放置自転車クリーンキャンペーンの実施
・放置禁止区域の案内看板等の設置・管理
・自転車放置防止協力員の活動支援
・放置自転車の撤去

# 参　考　資　料

1　駅周辺自転車駐車状況　（令和３年度～令和７年度）

2　放置自転車の撤去台数　（同上）

3　放置自転車の返還・処分・再利用台数　（同上）

4　年度別自転車対策費の推移　（令和４年度～令和８年度）

5　自転車駐車場平日平均利用率　（令和３年度～令和７年度）

# 1　駅周辺自転車駐車状況

（単位：台）

| 駅　名 | 令和3年度(2021年度) | | | 令和4年度(2022年度) | | | 令和5年度(2023年度) | | | 令和6年度(2024年度) | | | 令和7年度(2025年度) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 駐車場内台数 | 放置台数 | 合計(乗入台数) | 駐車場内台数 | 放置台数 | 合計(乗入台数) | 駐車場内台数 | 放置台数 | 合計(乗入台数) | 駐車場内台数 | 放置台数 | 合計(乗入台数) | 駐車場内台数 | 放置台数 | 合計(乗入台数) |
| 下井草 | 473 | 21 | 494 | 450 | 24 | 474 | 482 | 19 | 501 | 466 | 17 | 483 | 436 | 26 | 462 |
| 井荻 | 604 | 39 | 643 | 617 | 39 | 656 | 654 | 26 | 680 | 680 | 32 | 712 | 655 | 32 | 687 |
| 上井草 | 337 | 5 | 342 | 353 | 10 | 363 | 416 | 9 | 425 | 406 | 10 | 416 | 414 | 17 | 431 |
| 高円寺 | 1,932 | 248 | 2,180 | 1,964 | 254 | 2,218 | 2,056 | 220 | 2,276 | 2,311 | 226 | 2,537 | 2,132 | 208 | 2,340 |
| 阿佐ヶ谷 | 2,625 | 84 | 2,709 | 2,838 | 91 | 2,929 | 3,003 | 75 | 3,078 | 2,735 | 70 | 2,805 | 2,770 | 74 | 2,844 |
| 荻窪北口 | 4,029 | 53 | 4,082 | 4,148 | 98 | 4,246 | 4,468 | 92 | 4,560 | 4,318 | 89 | 4,407 | 4,479 | 93 | 4,572 |
| 荻窪南口 | 2,695 | 18 | 2,713 | 2,883 | 22 | 2,905 | 3,094 | 22 | 3,116 | 3,072 | 21 | 3,093 | 3,145 | 21 | 3,166 |
| 西荻窪 | 2,315 | 42 | 2,357 | 2,459 | 33 | 2,492 | 2,682 | 32 | 2,714 | 2,628 | 37 | 2,665 | 2,502 | 35 | 2,537 |
| 東高円寺 | 482 | 17 | 499 | 500 | 22 | 522 | 502 | 22 | 524 | 494 | 18 | 512 | 479 | 15 | 494 |
| 新高円寺 | 700 | 35 | 735 | 596 | 39 | 635 | 640 | 35 | 675 | 841 | 44 | 885 | 918 | 39 | 957 |
| 南阿佐ヶ谷 | 602 | 107 | 709 | 676 | 107 | 783 | 776 | 128 | 904 | 683 | 117 | 800 | 619 | 97 | 716 |
| 中野富士見町 | 117 | 6 | 123 | 116 | 6 | 122 | 123 | 7 | 130 | 132 | 7 | 139 | 135 | 6 | 141 |
| 方南町 | 395 | 32 | 427 | 407 | 38 | 445 | 422 | 38 | 460 | 416 | 44 | 460 | 425 | 47 | 472 |
| 永福町 | 686 | 48 | 734 | 740 | 57 | 797 | 771 | 50 | 821 | 788 | 34 | 822 | 786 | 38 | 824 |
| 西永福 | 219 | 4 | 223 | 259 | 2 | 261 | 250 | 2 | 252 | 243 | 2 | 245 | 285 | 2 | 287 |
| 浜田山 | 606 | 33 | 639 | 709 | 26 | 735 | 730 | 28 | 758 | 730 | 29 | 759 | 738 | 29 | 767 |
| 高井戸 | 731 | 16 | 747 | 848 | 17 | 865 | 974 | 22 | 996 | 896 | 18 | 914 | 927 | 18 | 945 |
| 富士見ヶ丘 | 304 | 6 | 310 | 304 | 5 | 309 | 343 | 7 | 350 | 347 | 7 | 354 | 364 | 5 | 369 |
| 久我山 | 1,542 | 5 | 1,547 | 1,720 | 8 | 1,728 | 1,849 | 7 | 1,856 | 1,832 | 6 | 1,838 | 1,990 | 6 | 1,996 |
| 代田橋 | 70 | 2 | 72 | 68 | 0 | 68 | 72 | 1 | 73 | 82 | 1 | 83 | 70 | 1 | 71 |
| 明大前 | 444 | 0 | 444 | 482 | 0 | 482 | 461 | 0 | 461 | 465 | 0 | 465 | 483 | 1 | 484 |
| 下高井戸 | 0 | 5 | 5 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1 | 1 | 29 | 1 | 30 |
| 桜上水 | 337 | 12 | 349 | 374 | 15 | 389 | 328 | 12 | 340 | 446 | 16 | 462 | 448 | 15 | 463 |
| 上北沢 | 108 | 0 | 108 | 113 | 1 | 114 | 122 | 0 | 122 | 110 | 0 | 110 | 125 | 0 | 125 |
| 八幡山 | 230 | 6 | 236 | 192 | 4 | 196 | 208 | 6 | 214 | 231 | 8 | 239 | 258 | 4 | 262 |
| 合　計 | 22,583 | 844 | 23,427 | 23,816 | 921 | 24,737 | 25,426 | 863 | 26,289 | 25,352 | 854 | 26,206 | 25,612 | 830 | 26,442 |

※台数は年５回調査の１日当たりの平均値

※原動機付自転車は含まない。

## ２　放置自転車の撤去台数

（単位：台）

| 駅名 | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 台数 | 台数 | 台数 | 台数 | 台数 |
| 下井草 | 90 | 74 | 69 | 100 | 104 |
| 井荻 | 282 | 274 | 257 | 320 | 274 |
| 上井草 | 62 | 42 | 55 | 63 | 45 |
| 高円寺 | 2,249 | 2,371 | 2,462 | 2,204 | 2,203 |
| 阿佐ヶ谷 | 785 | 839 | 948 | 848 | 669 |
| 荻窪北口 | 826 | 911 | 825 | 824 | 607 |
| 荻窪南口 | 396 | 430 | 319 | 342 | 283 |
| 西荻窪 | 532 | 535 | 576 | 568 | 447 |
| 東高円寺 | 123 | 146 | 125 | 141 | 132 |
| 新高円寺 | 259 | 268 | 276 | 384 | 269 |
| 南阿佐ヶ谷 | 238 | 207 | 198 | 226 | 202 |
| 中野富士見町 | 41 | 68 | 57 | 60 | 60 |
| 方南町 | 204 | 267 | 300 | 290 | 288 |
| 永福町 | 490 | 585 | 588 | 481 | 518 |
| 西永福 | 82 | 75 | 89 | 63 | 63 |
| 浜田山 | 184 | 202 | 189 | 205 | 207 |
| 高井戸 | 125 | 82 | 90 | 66 | 64 |
| 富士見ヶ丘 | 41 | 33 | 26 | 29 | 26 |
| 久我山 | 121 | 124 | 127 | 121 | 135 |
| 代田橋 | 16 | 15 | 14 | 18 | 18 |
| 明大前 | 104 | 86 | 59 | 65 | 58 |
| 下高井戸 | 12 | 6 | 4 | 7 | 5 |
| 桜上水 | 38 | 28 | 16 | 29 | 25 |
| 上北沢 | 38 | 33 | 44 | 21 | 25 |
| 八幡山 | 37 | 12 | 34 | 24 | 27 |
| 小計 | 7,375 | 7,713 | 7,747 | 7,499 | 6,754 |
| 土木･公園事務所･公園･水路･その他 | 760 | 739 | 677 | 624 | 550 |
| 合計 | 8,135 | 8,452 | 8,424 | 8,123 | 7,304 |

※各年度末の撤去自転車管理システムによる数値

## 3　放置自転車の返還・処分・再利用台数

（単位：台）

| 駅名 | 令和3年度(2021年度) | | | | 令和4年度(2022年度) | | | | 令和5年度(2023年度) | | | | 令和6年度(2024年度) | | | | 令和7年度(2025年度) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 返還 | 廃棄 | 再利用 | 売却 | 返還 | 廃棄 | 再利用 | 売却 | 返還 | 廃棄 | 再利用 | 売却 | 返還 | 廃棄 | 再利用 | 売却 | 返還 | 廃棄 | 再利用 | 売却 |
| 下井草 | 51 | 9 | 8 | 29 | 45 | 4 | 7 | 18 | 40 | 15 | 6 | 14 | 55 | 0 | 0 | 36 | 56 | 0 | 0 | 51 |
| 井荻 | 155 | 41 | 27 | 80 | 166 | 29 | 25 | 39 | 161 | 43 | 15 | 50 | 221 | 0 | 0 | 93 | 194 | 0 | 0 | 92 |
| 上井草 | 38 | 9 | 5 | 21 | 22 | 10 | 8 | 6 | 28 | 4 | 3 | 9 | 38 | 0 | 0 | 30 | 29 | 0 | 0 | 15 |
| 高円寺 | 1,533 | 116 | 202 | 454 | 1,576 | 98 | 241 | 427 | 1,754 | 47 | 147 | 556 | 1,634 | 0 | 0 | 588 | 1,598 | 0 | 0 | 601 |
| 阿佐ヶ谷 | 357 | 64 | 72 | 281 | 461 | 112 | 73 | 190 | 548 | 106 | 51 | 270 | 480 | 0 | 0 | 363 | 395 | 0 | 0 | 309 |
| 荻窪北口 | 491 | 73 | 99 | 164 | 553 | 76 | 123 | 177 | 528 | 89 | 57 | 160 | 555 | 0 | 0 | 273 | 395 | 0 | 0 | 229 |
| 荻窪南口 | 195 | 45 | 33 | 99 | 246 | 47 | 59 | 99 | 184 | 30 | 25 | 83 | 194 | 0 | 0 | 136 | 147 | 0 | 0 | 141 |
| 西荻窪 | 307 | 55 | 68 | 125 | 316 | 56 | 46 | 109 | 356 | 75 | 38 | 125 | 370 | 0 | 0 | 195 | 292 | 0 | 0 | 167 |
| 東高円寺 | 48 | 17 | 8 | 44 | 63 | 23 | 13 | 49 | 66 | 18 | 8 | 42 | 70 | 0 | 0 | 63 | 62 | 0 | 0 | 77 |
| 新高円寺 | 120 | 36 | 20 | 83 | 101 | 51 | 21 | 95 | 145 | 41 | 12 | 97 | 217 | 0 | 0 | 153 | 162 | 0 | 0 | 117 |
| 南阿佐ヶ谷 | 129 | 32 | 9 | 82 | 104 | 37 | 14 | 48 | 100 | 34 | 8 | 62 | 108 | 0 | 0 | 113 | 98 | 0 | 0 | 111 |
| 中野富士見町 | 13 | 10 | 3 | 15 | 41 | 5 | 6 | 9 | 35 | 6 | 3 | 19 | 33 | 0 | 0 | 24 | 34 | 0 | 0 | 28 |
| 方南町 | 90 | 21 | 19 | 72 | 146 | 43 | 24 | 53 | 162 | 41 | 17 | 74 | 159 | 0 | 0 | 147 | 160 | 0 | 0 | 113 |
| 永福町 | 346 | 19 | 19 | 91 | 458 | 41 | 25 | 70 | 437 | 44 | 15 | 86 | 373 | 0 | 0 | 136 | 404 | 0 | 0 | 100 |
| 西永福 | 47 | 8 | 2 | 26 | 53 | 10 | 3 | 10 | 58 | 14 | 0 | 20 | 39 | 0 | 0 | 24 | 37 | 0 | 0 | 22 |
| 浜田山 | 120 | 13 | 9 | 45 | 148 | 14 | 9 | 33 | 123 | 17 | 6 | 41 | 144 | 0 | 0 | 60 | 158 | 0 | 0 | 56 |
| 高井戸 | 68 | 18 | 7 | 31 | 45 | 10 | 2 | 29 | 50 | 5 | 4 | 27 | 37 | 0 | 0 | 37 | 26 | 0 | 0 | 37 |
| 富士見ヶ丘 | 24 | 2 | 2 | 9 | 20 | 7 | 1 | 5 | 10 | 10 | 0 | 9 | 17 | 0 | 0 | 9 | 10 | 0 | 0 | 13 |
| 久我山 | 48 | 13 | 5 | 49 | 50 | 21 | 4 | 48 | 63 | 23 | 5 | 41 | 59 | 0 | 0 | 59 | 74 | 0 | 0 | 63 |
| 代田橋 | 4 | 5 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 1 | 2 | 8 | 0 | 5 | 4 | 0 | 0 | 16 | 7 | 0 | 0 | 12 |
| 明大前 | 35 | 20 | 0 | 51 | 26 | 19 | 10 | 32 | 14 | 8 | 3 | 27 | 21 | 0 | 0 | 48 | 22 | 0 | 0 | 40 |
| 下高井戸 | 4 | 4 | 0 | 5 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 桜上水 | 14 | 4 | 4 | 15 | 8 | 10 | 3 | 7 | 5 | 3 | 0 | 9 | 8 | 0 | 0 | 17 | 9 | 0 | 0 | 20 |
| 上北沢 | 6 | 10 | 0 | 18 | 7 | 13 | 3 | 17 | 8 | 14 | 2 | 15 | 4 | 0 | 0 | 20 | 5 | 0 | 0 | 25 |
| 八幡山 | 10 | 10 | 3 | 11 | 6 | 4 | 2 | 3 | 15 | 2 | 0 | 11 | 7 | 0 | 0 | 20 | 6 | 0 | 0 | 22 |
| 小計 | 4,253 | 654 | 626 | 1,904 | 4,666 | 746 | 726 | 1,576 | 4,893 | 697 | 426 | 1,854 | 4,848 | 0 | 0 | 2,666 | 4,383 | 0 | 0 | 2,463 |
| 土木･公園事務所･公園･水路･その他 | 62 | 386 | 82 | 254 | 95 | 367 | 46 | 210 | 78 | 313 | 32 | 282 | 76 | 0 | 0 | 530 | 55 | 0 | 0 | 550 |
| 合計 | 4,315 | 1,040 | 708 | 2,158 | 4,761 | 1,113 | 772 | 1,786 | 4,971 | 1,010 | 458 | 2,136 | 4,924 | 0 | 0 | 3,196 | 4,438 | 0 | 0 | 3,013 |

※各年度末の撤去自転車管理システムによる数値

※令和６年度から引取りのない撤去自転車（機能喪失自転車を含む）の全量を売却処分としたため、廃棄・再利用がなくなっています。

# 4　年度別自転車対策費の推移

（単位:円）

| 項目＼年度 | | | 令和4年度決算 | 令和5年度決算 | 令和6年度決算 | 令和7年度決算 | 令和8年度予算 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 自転車駐車場使用料 | | 569,006,800 | 591,517,700 | 512,400,000 | 500,597,595 | 403,230,000 |
| | | 自転車駐車場使用料 | 564,008,200 | 586,298,900 | 507,289,400 | 495,506,495 | 398,470,000 |
| | | 原動機付自転車及び自動二輪車置場使用料 | 4,998,600 | 5,218,800 | 5,110,600 | 5,091,100 | 4,760,000 |
| | 自転車撤去手数料 | | 22,690,000 | 23,630,000 | 23,470,000 | 21,725,000 | 23,500,000 |
| | 自転車売却 | | 3,339,620 | 7,075,555 | 10,105,512 | 8,843,311 | 6,000,000 |
| | その他（土地・建物貸付収入ほか） | | 12,148,007 | 9,235,740 | 26,671,695 | 23,931,345 | 20,168,000 |
| | 小計 | | 607,184,427 | 631,458,995 | 572,647,207 | 555,097,251 | 452,898,000 |
| | 東京都道路整備保全公社自転車駐車場整備事業費助成金 | | 0 | 0 | 0 | 5,000,000 | 4,242,000 |
| | **合　　計** | | **607,184,427** | **631,458,995** | **572,647,207** | **560,097,251** | **457,140,000** |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳出 | 自転車駐車場等整備 | | 56,329,729 | 20,236,500 | 94,914,500 | 16,994,477 | 19,124,000 |
| | | 自転車駐車場等整備費 | 0 | 19,750,500 | 92,955,500 | 16,856,477 | 14,000,000 |
| | | 民営自転車駐車場育成補助 | 636,000 | 486,000 | 1,959,000 | 138,000 | 5,124,000 |
| | | 民営バイク駐車場整備促進 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 用地購入費 | 55,693,729 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 自転車駐車場等維持 | | 1,030,828,695 | 1,049,870,707 | 997,865,258 | 1,135,620,322 | 1,242,353,000 |
| | | 有料制駐車場運営 | 828,073,485 | 855,028,470 | 792,244,039 | 911,976,396 | 1,031,016,000 |
| | | | 駐車場運営委託 | 410,062,653 | 442,899,002 | 422,383,710 | 495,358,311 | 524,032,000 |
| | | | 光熱水費 | 31,091,544 | 26,745,300 | 25,446,604 | 23,282,981 | 17,404,000 |
| | | | 駐車場維持管理 | 88,604,518 | 86,956,928 | 96,951,414 | 141,372,530 | 175,101,000 |
| | | | （内、保守警備委託） | 41,065,005 | 36,247,128 | 36,164,139 | 34,921,909 | 37,134,000 |
| | | | （内、駐車場管理） | 47,539,513 | 50,709,800 | 60,787,275 | 106,450,621 | 137,967,000 |
| | | | 用地・施設賃借料 | 298,314,770 | 298,427,240 | 247,462,311 | 251,962,574 | 256,179,000 |
| | | | 指定管理運営 | 0 | 0 | 0 | 0 | 58,300,000 |
| | | 放置自転車の撤去・返還・処分 | | 189,242,208 | 180,956,851 | 193,761,720 | 212,974,270 | 196,854,000 |
| | | | 撤去業務委託等 | 76,115,574 | 73,495,112 | 89,621,307 | 95,628,005 | 8,988,000 |
| | | | 返還業務管理 | 15,806,851 | 10,405,989 | 12,331,663 | 22,406,429 | 17,368,000 |
| | | | 処分業務 | 878,823 | 626,340 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 放置防止撤去返還業務 | 96,440,960 | 96,429,410 | 91,808,750 | 94,939,836 | 170,498,000 |
| | | 放置防止啓発 | | 13,508,002 | 13,516,586 | 11,530,149 | 10,280,276 | 14,186,000 |
| | | | 放置防止活動 | 13,117,186 | 13,418,586 | 11,276,669 | 10,175,976 | 13,839,000 |
| | | | 放置防止指導員・協力員 | 390,816 | 98,000 | 253,480 | 104,300 | 347,000 |
| | | 自転車等駐車対策協議会等 | | 5,000 | 368,800 | 329,350 | 389,380 | 297,000 |
| | **合　　計** | | | **1,087,158,424** | **1,070,107,207** | **1,092,779,758** | **1,152,614,799** | **1,261,477,000** |

※「放置自転車の撤去・返還・処分」の「処分業務」に関しては、令和６年度から引取りのない撤去自転車の全量を売却処分としたため、歳出なしとなっています。

※令和８年度より指定管理者制度を導入

## 5　自転車駐車場平日平均利用率

（単位：%）

| | 駐車場名 | 令和３年度<br>(2021 年度) | 令和４年度<br>(2022 年度) | 令和５年度<br>(2023 年度) | 令和６年度<br>(2024 年度) | 令和７年度<br>(2025 年度) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 下井草南 | 26.8 | 28.6 | 34.3 | 39.2 | 36.3 |
| | | 48.7 | 54.0 | 49.9 | 53.7 | 59.3 |
| 2 | 下井草北第一 | 9.8 | 11.7 | 11.6 | 12.8 | 15.2 |
| 3 | 下井草北第二 | 53.0 | 60.2 | 66.7 | 72.3 | 68.5 |
| 4 | 井荻南地下 | 28.4 | 30.4 | 32.6 | 30.6 | 31.0 |
| 5 | 井荻北地下 | 62.9 | 64.8 | 63.9 | 66.2 | 66.6 |
| 6 | 上井草北 | 48.0 | 66.7 | 72.7 | 78.1 | 84.2 |
| | | 68.6 | 72.4 | 74.8 | 75.5 | 73.4 |
| 7 | 高円寺北 | 57.6 | 58.5 | 60.1 | 64.2 | 65.0 |
| 8 | 荻窪東地下 | 74.3 | 82.1 | 82.0 | 79.1 | 79.0 |
| 9 | 荻窪北第一 | 79.2 | 82.8 | 85.3 | 85.2 | 85.9 |
| 10 | 荻窪北第二 | 60.8 | 72.5 | 94.8 | 85.9 | 91.6 |
| 11 | 荻窪北第三 | 58.2 | 64.2 | 63.4 | 76.3 | 78.5 |
| 12 | 荻窪西第一 | 72.3 | 78.9 | 81.1 | 80.8 | 81.7 |
| 13 | 荻窪西第二 | 76.3 | 84.2 | 86.5 | 87.1 | 89.1 |
| 14 | 荻窪南第一 | 61.1 | 69.8 | 71.6 | 71.2 | 72.4 |
| 15 | 荻窪南第二 | 58.1 | 62.7 | 67.8 | 65.3 | 68.7 |
| 16 | 新高円寺地下 | 54.8 | 59.7 | 63.7 | 63.4 | 66.4 |
| 17 | 南阿佐ヶ谷第一 | 87.3 | 93.7 | 87.0 | 86.9 | 88.9 |
| 18 | 南阿佐ヶ谷第二 | 86.4 | 88.9 | 87.2 | 85.5 | 89.4 |
| 19 | 南阿佐ヶ谷第三 | 32.6 | 67.3 | 77.8 | 81.0 | 89.5 |
| 20 | 中野富士見町 | 58.2 | 59.5 | 60.7 | 61.3 | 67.5 |
| 21 | 方南町東 | 78.8 | 86.2 | 84.6 | 82.3 | 82.6 |
| | | 68.4 | 73.1 | 68.8 | 79.3 | 80.7 |
| 22 | 方南町西 | 65.3 | 67.5 | 73.8 | 74.4 | 76.0 |
| 23 | 永福町南 | 75.0 | 81.0 | 81.1 | 77.5 | 80.4 |
| 24 | 永福町北第一 | 41.4 | 47.6 | 49.0 | 48.9 | 51.4 |
| 25 | 永福町北第二 | 63.2 | 66.0 | 63.4 | 62.1 | 62.6 |
| 26 | 永福町北第三 | 30.4 | 30.8 | 36.6 | 32.4 | 33.4 |
| 27 | 浜田山南 | 27.3 | 34.1 | 46.8 | 44.3 | 44.3 |
| | | 36.6 | 27.7 | 34.9 | 44.4 | 45.9 |
| 28 | 浜田山北第一 | 58.2 | 67.6 | 76.3 | 72.1 | 72.2 |
| 29 | 浜田山北第二 | 42.8 | 49.1 | 51.1 | 50.2 | 52.2 |
| 30 | 高井戸東 | 48.2 | 55.0 | 59.1 | 59.4 | 58.3 |
| 31 | 高井戸北 | 54.7 | 58.2 | 65.6 | 65.4 | 71.5 |
| 32 | 久我山西 | 53.4 | 60.7 | 66.9 | 85.6 | 91.2 |
| 33 | 久我山南 | 44.5 | 50.2 | 59.0 | 65.9 | 70.5 |
| | | 54.3 | 58.7 | 65.8 | 66.1 | 66.4 |
| 34 | 久我山北 | 53.7 | 57.0 | 61.7 | 62.0 | 67.0 |
| 35 | 桜上水北 | 52.3 | 56.7 | 60.5 | 64.7 | 65.6 |
| 36 | 富士見ヶ丘南 | 27.6 | 26.1 | 28.0 | 29.9 | 32.3 |
| 37 | 富士見ヶ丘北 | 65.4 | 74.4 | 77.9 | 78.0 | 85.1 |
| 38 | 西永福北 | 73.3 | 79.4 | 74.6 | 73.0 | 80.6 |
| 39 | 西永福南第一 | 65.6 | 85.0 | 82.3 | 78.2 | 81.2 |
| 40 | 西永福南第二 | 20.4 | 19.6 | 21.8 | 21.3 | 22.3 |
| | **合　　計** | **59.1** | **64.8** | **67.9** | **67.6** | **69.2** |
| | | **51.3** | **54.1** | **49.9** | **60.3** | **62.5** |

※利用率は平日晴天時の平均値

※下井草南、上井草北、方南町東、浜田山南、久我山南自転車駐車場及び合計欄の下段は自動二輪車置場の利用率

# 関　係　法　令

○　杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（自転車条例）・・・　４２

○　杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則・・・・・・４９

○　杉並区立自転車駐車場条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３

○　杉並区立自転車駐車場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

○　杉並区自転車放置防止協力員設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・７２

○　杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・７３

○　杉並区民営バイク駐車場育成補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・７７

○　杉並区民営バイク・自転車駐車場設置等事業者候補者選定実施取扱要綱　８０

○　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する
　　法律（自転車法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１

# ○杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例

昭和59年９月29日
条例第46号

〔注〕平成26年３月から改正経過を注記した。

改正　平成５年９月30日条例第31号　平成７年３月14日条例第11号
平成11年３月12日条例第14号　平成13年12月３日条例第56号
平成26年３月18日条例第11号　平成27年12月８日条例第44号
令和元年12月６日条例第23号

目次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　自転車の放置禁止（第10条―第15条）
第３章　削除
第４章　自転車駐車場の附置義務（第20条―第29条）
第５章　民営自転車駐車場の育成（第30条）
第６章　杉並区自転車等駐車対策協議会（第30条の２―第30条の７）
第７章　雑則（第31条―第34条）
第８章　罰則（第35条・第36条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もつて区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　公共の場所　道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。

（２）　自転車　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。

（３）　放置　自転車の利用者が当該自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態をいう。

（区長の責務）

第３条　区長は、第１条の目的を達成するため、自転車駐車場の設置を推進するとともに、必要な施策の実施に努めなければならない。

（区民の責務）

第４条　区民は、自転車の放置防止について、区長の実施する施策に協力しなければならない。

（自転車利用者等の責務）

第５条　自転車を利用する者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所において、自転車を放置することのないように努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

２　自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

（鉄道事業者の責務）

第６条　鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（施設の設置者又は管理者の責務）

第７条　公共施設、商業施設及び娯楽施設等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、その施設の利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

（自転車の小売を業とする者の責務）

第８条　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、購入者に対し、当該自転車に住

所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

（自転車利用の自粛）

第９条　駅周辺の居住者等は、通勤又は通学等のために、当該駅への交通の手段として、自転車を利用することを自粛するように努めなければならない。

## 第２章　自転車の放置禁止

（放置禁止区域の指定等）

第10条　区長は、第１条の目的を達成するために、自転車駐車施設の整備が進められている地域で、放置された自転車が、大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として、指定することができる。

２　区長は、前項の禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

３　前項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

（自転車の放置禁止）

第11条　自転車の利用者等は、禁止区域内に自転車を放置してはならない。

（禁止区域内の放置自転車に対する措置）

第12条　区長は、前条の規定に違反して、禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

（禁止区域外の放置自転車に対する措置）

第13条　禁止区域外の公共の場所において、自転車が放置されており、区民の良好な生活環境が阻害されている場合、区長は、自転車の利用者等に対し、放置することのないよう指導するものとする。

２　前項の措置を講じても、なお、自転車が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車を撤去することができる。

（撤去した自転車に対する措置）

第14条　区長は、第12条又は前条第２項の規定により自転車を撤去したときは、現場において撤去した旨を公示し、当該自転車を一定の期間保管するとともに当該自転車の利用者等の確認に努め、利用者等が確認できた自転車については、その利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

２　区長は、前項の措置を講じた後、引取りのない自転車及び利用者等が明らかでない自転車については、区において処分する旨の告示をした後、当該自転車の処分をすることができる。

３　前２項の規定にかかわらず、区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに、当該自転車を処分することができる。

（費用の徴収）

第15条　区長は、第12条又は第13条第２項の規定により、自転車を撤去したときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車の利用者等から、１台につき5,000円を徴収することができる。

一部改正〔平成26年条例11号〕

## 第３章　削除

削除〔令和元年条例23号〕

第16条から第19条まで　削除

削除〔令和元年条例23号〕

## 第４章　自転車駐車場の附置義務

（区域の指定）

第20条　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第５条第４項の規定に基づき条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、杉並区内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する地域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域とする。

（施設の新築の場合の自転車駐車場の設置）

第21条　指定区域内において、次の表中(イ)欄の用途に供する施設で(ロ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ハ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければ

ならない。

| （イ） | （ロ） | （ハ） |
|---|---|---|
| 施設の用途 | 施設の規模 | 自転車駐車場の規模 |
| 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 | 店舗面積が300平方メートルを超えるもの | 店舗面積15平方メートルごとに１台（１台に満たない端数は切り捨てる。） |
| 銀行 | 店舗面積が400平方メートルを超えるもの | 店舗面積20平方メートルごとに１台（１台に満たない端数は切り捨てる。） |
| 遊技場 | 店舗面積が200平方メートルを超えるもの | 店舗面積10平方メートルごとに１台（１台に満たない端数は切り捨てる。） |
| スポーツ施設 | 運動場面積が500平方メートルを超えるもの | 運動場面積25平方メートルごとに１台（１台に満たない端数は切り捨てる。） |
| 学習施設 | 教室面積が300平方メートルを超えるもの | 教室面積15平方メートルごとに１台（１台に満たない端数は切り捨てる。） |

２　前項の表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積及び教室面積（以下「店舗等面積」という。）の算定方法は、規則で定める。

（混合用途施設に係る自転車駐車場の規模）

第22条　前条第１項の表中(イ)欄の２以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

（大規模施設に係る自転車駐車場の規模）

第23条　店舗等面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第21条の規定にかかわらず、店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分について第21条第１項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に２分の１を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

２　混合用途施設で各用途の店舗等面積の合計（以下本項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗等面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗等面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもつて、同条の自転車駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の規模）

第24条　指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定地域が定められる前に建築された部分を除く。）をすべて新築したとみなして前３条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

（１）　第21条第１項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

（２）　混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第１項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模）

第24条の２　指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第１項の規定により、建築確認が必要なものについて、次の各号に掲げる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされていない部分を除く。）をすべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転

車駐車場の規模（以下本項において「用途変更後の規模」という。）から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模（以下本項において「既存の規模」という。）を控除した規模に２分の１を乗じて得た規模（１台に満たない端数は切り捨てる。）の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、既存の規模が用途変更後の規模を上回る場合は、用途変更後の規模をもつて、当該施設の自転車駐車場の規模とする。

（１）　第21条第１項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる用途の変更又は当該施設で当該規模のものについての用途の変更

（２）　混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第１項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

２　前項の用途の変更と同時に、前条に規定する増築をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に、増築がされるものとして自転車駐車場の規模を算定する。

（その敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車駐車場の設置）

第25条　施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして、第21条から前条までの規定を適用する。

（自転車駐車場の構造及び設備）

第26条　第21条から第24条の２までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数１台につき、１平方メートル以上としなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたものについては、前項の規定によらないことができる。

（自転車駐車場の設置の届出）

第27条　第21条から第24条の２までの規定により、自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

第28条　削除

（自転車駐車場の管理）

第29条　第21条から第24条の２までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

## 第５章　民営自転車駐車場の育成

（補助金の交付）

第30条　区長は、民営自転車駐車場の整備育成を図るため、公共の用に供すると認める自転車駐車場を設置した者に対して予算の範囲内で、その設置及び管理に要する経費の一部を補助することができる。

## 第６章　杉並区自転車等駐車対策協議会

（協議会の設置）

第30条の２　自転車法第８条第１項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、杉並区自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の組織）

第30条の３　協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱した委員24人以内をもつて組織する。

（１）　区民　８人以内

（２）　区議会議員　４人以内

（３）　学識経験者　２人以内

（４）　鉄道事業者　４人以内

（５）　関係行政機関の職員　６人以内

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の会長）

第30条の４　協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（協議会の招集）
第30条の５　協議会は、会長が招集する。
（協議会の会議）
第30条の６　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
２　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。
（委員以外の者の出席）
第30条の７　協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

## 第７章　雑則

（関係機関との協議）
第31条　区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。
（立入検査）
第32条　区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。
（措置命令）
第33条　区長は、第21条から第24条の２まで、第26条又は第29条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
２　前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。
（委任）
第34条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

## 第８章　罰則

（罰則）
第35条　第33条第１項の規定による区長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処する。
２　第27条の規定に違反した者及び第32条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、３万円以下の罰金に処する。
（両罰規定）
第36条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

## 附　則

１　この条例は、昭和60年４月１日から施行する。ただし、第３章の規定は、昭和60年１月１日から施行する。
２　平成11年10月１日前に、杉並区内の都市計画法第８条第１項第１号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「特定区域」という。）において、第21条第１項の表に規定する飲食店、スポーツ施設又は学習施設（以下「新適用施設」という。）の施設の用途として新築、増築又は用途の変更がされた施設（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）を、同日以後に増築又は用途の変更をする場合は、第24条中「指定区域が定められる前に建築された部分」とあるのは「平成11年10月１日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）」と、第24条の２中「指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「平成11年10月１日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）で、かつ、同日以後に」と読み替えて適用する。
３　特定区域において、第21条第１項の表中新適用施設を除いた施設の用途として、昭和60年10月１

日から平成11年10月１日までの間に新築又は増築された施設及び同日前に用途の変更がされた施設（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）を、同日以後に増築又は用途の変更をする場合は、第22条中「の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模」とあるのは「を合計した自転車駐車場の規模」と、第24条中「指定区域が定められる前に建築された部分」とあるのは「昭和60年10月１日前に建築された部分又は平成11年10月１日前に当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）」と、「をすべて新築したとみなして前３条の規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるのは「のうち昭和60年10月１日から平成11年10月１日までの間に新築又は増築された部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。以下「既建築部分」という。）をすべて新築したとみなして杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を改正する条例（平成11年杉並区条例第14号）による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、当該増築後の施設から既建築部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模（増築後の施設が5,000平方メートルを超える場合は、新たに5,000平方メートルを超えることとなる部分について算定した自転車駐車場の規模に２分の１を乗じて得た規模を控除した規模とする。）を加えた規模」と、第24条の２中「指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「昭和60年10月１日前に建築された部分又は平成11年10月１日前に当該施設の用途の変更がされた部分（同日前に建築確認の申請がされたものを含む。）で、かつ、同日以後に」と、「をすべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるのは「のうち同日以後に用途の変更がされた部分（以下「新変更部分」という。）について、すべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、当該用途の変更後の施設から新変更部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして改正前の条例第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模を加えた規模」と読み替えて適用する。

附　則（平成５年９月30日条例第31号）抄

１　この条例は、平成６年４月１日から施行する。ただし、附則第２項（東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例第17条第１項の改正規定に限る。）、第４項及び第６項の規定は、同年１月１日から、別表第１及び別表第３の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る部分は、規則で定める日から施行する。

３　前項の規定による改正後の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定は、平成６年４月１日（以下「適用日」という。）以後に撤去した自転車について適用する。

４　改正後の条例第17条第１項の規定は、適用日以後に自転車置場等を利用しようとする者の登録手数料について適用し、適用日前に自転車駐車場等を利用しようとする者の登録手数料については、なお従前の例による。

５　改正後の条例第15条の規定の適用については、適用日から平成７年３月31日までの間に撤去した自転車に限り、同条中「2,000円」とあるのは「1,500円」とする。

６　改正後の条例第17条第１項の規定の適用については、適用日から平成７年３月31日までの間に自転車置場等を利用しようとする者の登録手数料に限り、同条中「4,000円」とあるのは「3,000円」とする。

附　則（平成７年３月14日条例第11号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。ただし、第１条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第７章を第８章とし、第６章を第７章とし、第５章の次に１章を加える改正規定並びに第２条の規定は同年６月１日から、第３条中杉並区立自転車駐車場条例別表第１の改正規定（杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

附　則（平成11年３月12日条例第14号）

１　この条例は、平成11年10月１日から施行する。

２　この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例は、平成11年10月１日（以下「施行日」という。）以後に建築確認の申請を受けたものから適用し、施行日前に建築

確認の申請を受けたものについては、なお従前の例による。

附　則（平成13年12月３日条例第56号）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、平成14年４月１日以後に撤去した自転車について適用する。

附　則（平成26年３月18日条例第11号）抄

改正　　平成27年12月８日条例第44号

1　この条例は、平成27年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　附則第14項の規定　公布の日

（２）　第１条の規定　平成26年４月１日

（３）　第16条の規定　平成27年４月１日

（４）　第３条、第５条、第７条、第９条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第26条及び第28条の規定　平成29年４月１日

一部改正〔平成27年条例44号〕

10　第17条による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、施行日以後に撤去した自転車について適用する。

附　則（平成27年12月８日条例第44号）抄

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年12月６日条例第23号）抄

1　この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

## ○杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則

昭和59年12月26日
規則第104号

〔注〕平成18年３月から改正経過を注記した。

改正　昭和60年４月24日規則第26号　昭和60年８月27日規則第43号
昭和62年３月23日規則第６号　平成元年３月31日規則第39号
平成元年12月27日規則第71号　平成３年３月26日規則第17号
平成４年１月13日規則第１号　平成４年３月25日規則第110号
平成４年10月26日規則第89号　平成５年６月25日規則第55号
平成５年９月30日規則第78号　平成５年10月12日規則第102号
平成５年12月24日規則第114号　平成７年３月31日規則第23号
平成８年３月29日規則第16号　平成９年３月31日規則第40号
平成９年５月13日規則第66号　平成10年３月27日規則第23号
平成10年６月17日規則第68号　平成11年３月31日規則第42号
平成12年３月31日規則第56号　平成14年８月29日規則第77号
平成14年11月20日規則第86号　平成16年３月19日規則第10号
平成17年３月31日規則第24号　平成18年３月15日規則第13号
平成19年３月19日規則第28号　平成26年12月12日規則第101号
平成28年３月23日規則第42号　令和２年２月14日規則第３号
令和２年２月28日規則第７号

（目的）

第１条　この規則は、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（放置禁止区域の指定）

第２条　条例第10条第１項の規定により放置禁止区域を指定したときは、自転車放置禁止区域標識（第１号様式）を当該地域に、設置するものとする。

（禁止区域外の放置自転車に対する措置）

第３条　条例第13条第１項の規定による指導は、当該地域又は場所に、自転車を放置してはならない旨を明示した立看板の設置等により行うものとする。

２　条例第13条第２項の規定による撤去する旨の警告は、放置自転車を撤去する日の７日前までに警告書（第２号様式）により行うものとする。

（保管期間）

第４条　条例第14条第１項の保管期間は、撤去した日の翌日から起算して30日間とする。

（自転車保管台帳）

第５条　条例第14条第１項の規定により保管した自転車は、当該自転車の形状等を自転車保管台帳（第３号様式）に登載し、処理するものとする。

（返還通知書）

第６条　条例第14条第１項の規定による通知は、自転車返還通知書（第４号様式）によるものとする。

（処分の方法）

第６条の２　条例第14条第２項の規定による処分は、売却、無償譲渡、廃棄その他区長が適当と認める処分とする。

２　条例第14条第３項の規定による処分は、廃棄とする。

追加〔平成19年規則28号〕

第７条から第11条まで　削除

削除〔令和２年規則７号〕

（施設の用途）

第12条　条例第21条第２項に規定する施設の用途の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店　顧客に対して物品を販売する業務及び生活協同組合等団体がその構成員に対して物品を供給する業務を行う店舗並びに飲食を営む

ための店舗をいう。
（２） 銀行　銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）に規定する信託銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫をいう。
（３） 遊技場　パチンコ屋、ゲームセンターその他施設を設けて顧客に遊技をさせる施設をいう。
（４） スポーツ施設　競技場、運動場、練習場等を常設し、これをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。
（５） 学習施設　教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。
一部改正〔令和２年規則３号〕
（店舗等面積の算定）
第13条　条例第21条第２項に規定する店舗等面積の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。
（１） 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店　売場（飲食店の客席、ちゅう房及び待合室を含む。）、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場及びこれらに類するもの
（２） 銀行　銀行室、待合室、ショーウィンド及びこれらに類するもの
（３） 遊技場　遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの
（４） スポーツ施設　競技場、運動場、練習場、マッサージ室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの
（５） 学習施設　教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの
（設置の届出）
第14条　条例第27条の規定により、自転車駐車場の設置又は変更の届出をしようとする者は、自転車駐車場設置（変更）届出書（第９号様式）を区長に提出しなければならない。
２　前項に規定する届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。
（１） 案内図
（２） 配置図
（３） 各階平面図
（４） 構造図（特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。）
３　施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届出書（第10号様式）を、区長に提出しなければならない。
（身分証明書）
第15条　条例第32条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）によるものとする。
（措置命令書）
第16条　条例第33条第１項に規定する措置命令は、措置命令書（第12号様式）によるものとする。
附　則
この規則は、昭和60年４月１日から施行する。ただし、第８条から第11条までの規定は、昭和60年１月１日から施行する。
附　則（昭和60年４月24日規則第26号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和60年８月27日規則第43号）
この規則は、昭和60年９月１日から施行する。
附　則（昭和62年３月23日規則第６号）
この規則は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則（平成元年３月31日規則第39号）
この規則は、平成元年４月１日から施行する。
附　則（平成元年12月27日規則第71号）

この規則は、平成２年１月４日から施行する。

附　則（平成３年３月26日規則第17号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年１月13日規則第１号）

この規則は、平成４年１月16日から施行する。

附　則（平成４年10月26日規則第89号）

この規則は、平成４年11月２日から施行する。

附　則（平成４年３月25日規則第110号）

この規則は、平成５年１月４日から施行する。

附　則（平成５年６月25日規則第55号）

この規則は、平成５年７月１日から施行する。

附　則（平成５年９月30日規則第78号）

１　この規則は、平成５年10月１日から施行する。

２　この規則による改正前の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で、この規則の施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附　則（平成５年10月12日規則第102号）

この規則は、平成５年10月19日から施行する。

附　則（平成５年12月24日規則第114号）

１　この規則は、平成６年１月１日から施行する。ただし、第７条の改正規定及び別表の改正規定は、平成６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成６年１月１日から同年３月31日の間に自転車駐車場等を利用しようとする者の利用登録については、なお従前の例による。

附　則（平成７年３月31日規則第23号）

１　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第４号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成８年３月29日規則第16号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日規則第40号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年５月13日規則第66号）

１　この規則は、平成９年６月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第８号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成10年３月27日規則第23号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成10年６月17日規則第68号）

この規則は、平成10年７月１日から施行する。

附　則（平成11年３月31日規則第42号）

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、第12条の改正規定、第13条の改正規定及び第９号様式の改正規定は、平成11年10月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第２号様式から第10号様式まで及び第12号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附　則（平成12年３月31日規則第56号）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第２号様式から第６号様式の２まで及び第９号様式から第12号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成14年８月29日規則第77号）

この規則は、平成14年９月１日から施行する。

附　則（平成14年11月20日規則第86号）

この規則は、平成14年12月１日から施行する。

附　則（平成16年３月19日規則第10号）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第４条の規定は、平成16年４月１日以後に撤去した自転車について適用し、同日前に撤去した自転車については、なお従前の例による。

附　則（平成17年３月31日規則第24号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月15日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表高井戸西自転車置場の項を削る改正規定は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月19日規則第28号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月12日規則第101号）

この規則は、平成26年12月22日から施行する。ただし、第４号様式裏の改正規定は、平成27年１月１日から施行する。

附　則（平成28年３月23日規則第42号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月14日規則第３号）

この規則は、令和２年２月17日から施行する。

附　則（令和２年２月28日規則第７号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

第２号様式
（第３条関係）

一部改正〔平成26年規則101号〕

第３号様式
（第５条関係）

第４号様式
（第６条関係）

一部改正〔平成26年規則101号〕

第５号様式から第８号様式まで　削除

削除〔令和２年規則７号〕

第９号様式
（第14条関係）

第10号様式
（第14条関係）

第11号様式
（第15条関係）

第12号様式
（第16条関係）

全部改正〔平成28年規則42号〕

平成５年９月30日
条例第31号

〔注〕平成17年10月から改正経過を注記した。

改正　平成６年３月24日条例第９号　平成７年３月14日条例第11号
平成８年３月25日条例第11号　平成９年３月21日条例第９号
平成10年３月25日条例第15号　平成10年６月12日条例第27号
平成11年３月12日条例第13号　平成12年６月26日条例第50号
平成12年12月１日条例第60号　平成13年３月23日条例第24号
平成13年12月３日条例第57号　平成14年３月19日条例第25号
平成16年３月19日条例第15号　平成16年６月21日条例第25号
平成16年10月12日条例第33号　平成17年10月11日条例第30号
平成17年12月６日条例第48号　平成18年３月20日条例第22号
平成19年３月13日条例第３号　平成20年６月27日条例第25号
平成21年３月13日条例第10号　平成25年３月21日条例第16号
平成26年３月18日条例第11号　平成26年６月13日条例第17号
平成27年６月16日条例第28号　平成27年10月16日条例第34号
平成27年12月８日条例第44号　平成28年12月７日条例第45号
令和元年12月６日条例第23号　令和２年12月４日条例第42号
令和３年３月12日条例第10号　令和３年３月12日条例第13号
令和３年６月17日条例第22号　令和５年10月16日条例第30号
令和７年６月19日条例第36号　令和８年３月19日条例第10号
令和８年６月12日条例第36号

（設置）

第１条　自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第１及び別表第２のとおり設置する。

一部改正〔令和７年条例36号〕

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　自転車　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。

（２）　原動機付自転車　道路交通法第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

（３）　自動二輪車　道路交通法第３条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

（４）　１日使用　規則で定める使用時間（以下「使用時間」という。）内の駐車場の使用をいう。

（５）　１回使用　24時間を限度とする１回の駐車場の使用をいう。

（６）　定期使用　１月、３月又は６月を単位とする使用時間内の駐車場の使用をいう。

一部改正〔平成18年条例22号・19年３号・28年45号〕

（駐車することができる車両）

第２条の２　駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる。

追加〔平成18年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例45号〕

（使用の手続等）

第３条　１日使用し、又は１回使用しようとする者は、使用する際に区長に申請し、その承認を受けなければならない。

２　定期使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

３　区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、前２項の承認を与えないことができる。

（１） 駐車場の収容台数を超えるとき。
（２） 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。
一部改正〔平成19年条例３号〕
（使用料等）
第４条 駐車場（別表第１に規定する駐車場に限る。）の使用料は、別表第３のとおりとする。
一部改正〔令和７年条例36号〕
２ 使用料は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、１回使用の使用料は、出場の際に納付しなければならない。
一部改正〔平成18年条例22号・19年３号〕
３ 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、適用しない。
追加〔令和８年３月19日条例第10号〕
（使用料の減免）
第５条 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
（使用料の不還付）
第６条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（使用制限）
第７条 区長は、駐車場の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。
（１） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
（２） 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。
（３） 前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。
（使用権の譲渡等の禁止）
第８条 駐車場の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（損害賠償の義務）
第９条 駐車場の施設又は設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。
（管理上支障がある自転車の保管等）
第10条 区長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、管理上支障があると認める自転車があるときは、規則で定める期間保管し、撤去することができる。
２ 前項の規定により自転車を撤去するときは、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号）第14条及び第15条の規定を準用する。
（指定管理者による管理）
第11条 区長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。
（１） 第３条第１項及び第２項の規定により駐車場の使用を承認すること又は同条第３項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めたときに、使用を承認しないこと。
（２） 第７条の規定により、同条第１号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、駐車場の使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと。
（３） 前条第１項に規定する自転車の保管に関する業務
（４） 駐車場の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務
（５） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
追加〔令和７年条例36号〕
（管理の業務を行うことができない法人等）
第12条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体

は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
2　区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
3　杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
追加〔令和７年条例36号〕
（指定管理者の指定）
第13条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。
2　指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
3　区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
（１）　管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。
（２）　関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。
（３）　駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、自転車の利用者の利便を図ることができること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準
追加〔令和７年条例36号〕
（指定管理者の指定の取消し等）
第14条　区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第３項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
（１）　管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
（２）　前条第３項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
2　前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第３に定める使用料を徴収する。
3　前項の場合における第４条の規定の適用については、同条第１項中「別表第１」とあるのは「別表第２」とする。
追加〔令和７年条例36号〕
（指定管理者の告示）
第15条　区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。
追加〔令和７年条例36号〕
（事業報告書の作成及び提出）
第16条　指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。
追加〔令和７年条例36号〕
（協定の締結）
第17条　区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
（１）　管理の業務の実施及びその報告に関する事項
（２）　個人情報の取扱いその他の駐車場の管理の基準に関する事項
（３）　前２号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項
追加〔令和７年条例36号〕
（利用料金等）

第18条　駐車場（別表第２に規定する駐車場に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
２　駐車場の利用料金は、別表第３のとおりとする。
３　利用料金は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、１回使用の利用料金は、出場の際に納付しなければならない。
４　利用料金は、指定管理者の収入とする。
５　第５条及び第６条の規定は、指定管理者が駐車場の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第５条及び第６条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
追加〔令和７年条例36号〕
（委任）
第19条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成17年条例48号・令和７年36号〕
附　則　抄
１　この条例は、平成６年４月１日から施行する。ただし、附則第２項（東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例第17条第１項の改正規定に限る。）、第４項及び第６項の規定は、同年１月１日から、別表第１及び別表第３の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る部分は、規則で定める日から施行する。
（平成７年規則第48号で平成７年５月29日から施行）
２　東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附　則（平成６年３月24日条例第９号）
この条例は、平成６年４月１日から施行する。
附　則（平成７年３月14日条例第11号）
この条例は、平成７年４月１日から施行する。ただし、第１条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第７章を第８章とし、第６章を第７章とし、第５章の次に１章を加える改正規定並びに第２条の規定は同年６月１日から、第３条中杉並区立自転車駐車場条例別表第１の改正規定（杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。）は規則で定める日から施行する。
（平成８年規則第27号で、第３条の改正規定（杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。）は、平成８年４月１日から施行）
附　則（平成８年３月25日条例第11号）
この条例は、平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成９年３月21日条例第９号）
この条例は、平成９年４月１日から施行する。
附　則（平成10年３月25日条例第15号）
この条例は、平成10年４月１日から施行する。
附　則（平成10年６月12日条例第27号）
この条例は、平成10年７月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定中杉並区立永福町南自転車駐車場に係る部分は、同年８月１日から施行する。
附　則（平成11年３月12日条例第13号）
この条例は、平成11年４月１日から施行する。
附　則（平成12年６月26日条例第50号）
この条例は、平成12年10月１日から施行する。
附　則（平成12年12月１日条例第60号）
１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。
２　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第２の規定は、平成13年４月１日以後の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。
附　則（平成13年３月23日条例第24号）
１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪北自転車駐車場の使用の承認を受けている者は、この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪北第一自転車駐車場の使用の承認を受けている者とみなす。

附　則（平成13年12月３日条例第57号）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第２の規定は、平成14年４月１日以後の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。

3　この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例別表第２の規定により交付を受けた回数券については、当分の間、使用することができる。

附　則（平成14年３月19日条例第25号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月19日条例第15号）

1　この条例は、平成16年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第１に規定する杉並区立高円寺北自転車駐車場及び杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則（平成16年６月21日条例第25号）

1　この条例は、平成16年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第１に規定する杉並区立荻窪西第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3　この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪西自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立荻窪西第一自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。

附　則（平成16年10月12日条例第33号）

1　この条例は、平成17年１月４日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第１に規定する杉並区立荻窪北第三自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則（平成17年10月11日条例第30号）

1　この条例は、平成17年11月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第１に規定する杉並区立中野富士見町自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則（平成17年12月６日条例第48号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月20日条例第22号）

1　この条例は、平成18年７月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第２条の２に規定する原動機付自転車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則（平成19年３月13日条例第３号）

1　この条例は、平成19年３月26日から施行する。ただし、別表第１の改正規定中杉並区立高井戸東自転車駐車場に係る部分は同年４月１日から、同表の改正規定中杉並区立高井戸北自転車駐車場に係る部分は規則で定める日から、次項及び第３項の規定は公布の日から施行する。

（平成19年規則第78号で平成19年７月１日から施行）

2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第１に規定する杉並区立高井戸東自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、平成19年４月１日前に

おいても行うことができる。
3　新条例別表第１に規定する杉並区立高井戸北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、規則で定める日前においても行うことができる。
（平成19年規則第78号で附則第３項の規則で定める日は、平成19年７月１日とする。）
附　則（平成20年６月27日条例第25号）
この条例は、平成20年７月30日から施行する。
附　則（平成21年３月13日条例第10号）
この条例は、平成21年４月１日から施行する。ただし、別表第１杉並区立西荻窪東自転車駐車場の項を削る改正規定及び別表第２の２の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。
（平成21年５月規則第59号で平成21年６月１日から施行）
附　則（平成25年３月21日条例第16号）
1　この条例は、平成25年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第１に規定する杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場及び杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
附　則（平成26年３月18日条例第11号）抄

改正　　平成27年12月８日条例第44号
1　この条例は、平成27年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（１）　附則第14項の規定　公布の日
（２）　第１条の規定　平成26年４月１日
（３）　第16条の規定　平成27年４月１日
（４）　第３条、第５条、第７条、第９条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第26条及び第28条の規定　平成29年４月１日
一部改正〔平成27年条例44号〕
11　第18条による改正後の杉並区立自転車駐車場条例の規定は、施行日以後の期日を始期とする定期使用に係る使用料について適用する。
附　則（平成26年６月13日条例第17号）
この条例は、平成26年９月１日から施行する。
附　則（平成27年６月16日条例第28号）
この条例は、平成27年10月１日から施行する。
附　則（平成27年10月16日条例第34号）
1　この条例は、平成27年11月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第１に規定する杉並区立永福町南自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
附　則（平成27年12月８日条例第44号）抄
1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成28年12月７日条例第45号）
1　この条例は、平成29年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第１の改正規定及び別表第２の２の部の改正規定（「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車駐車場」を「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」に改める部分に限る。）は同年３月１日から施行する。
2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第２条の２ただし書に規定する自動二輪車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
附　則（令和元年12月６日条例第23号）
1　この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第１の改正規定中杉並区立西永福北自転車駐車場に係る部分は同年２月１日

から施行する。
2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第１に規定する杉並区立西永福南第一自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
3　杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附　則（令和２年12月４日条例第42号）
この条例は、令和３年７月１日から施行する。
附　則（令和３年３月12日条例第10号）
1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第１に規定する杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場の定期使用の承認、使用料の納付その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
附　則（令和３年３月12日条例第13号）

改正　　令和３年６月17日条例第22号
1　この条例は、令和３年８月16日から施行する。ただし、次項及び附則第４項の規定は、公布の日から施行する。
一部改正〔令和３年条例22号〕
2　この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第１に規定する杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認、使用料の納付その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
3　この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。
4　杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和２年杉並区条例第42号）は、廃止する。
附　則（令和３年６月17日条例第22号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（令和５年10月16日条例第30号）
この条例は、令和６年７月１日から施行する。
附　則（令和７年６月19日条例第36号）
1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。
2　改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても新条例第13条から第15条まで（第14条第２項及び第３項を除く。）及び第17条の規定の例により行うことができる。
3　新条例別表第２に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場、杉並区立高円寺北自転車駐車場及び杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場（以下「杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等」という。）の使用の承認その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
4　施行日前に区長に対して行われた新条例別表第２に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の施行日以後の使用の申請その他の行為又は区長が行った使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。
5　施行日前に改正前の杉並区立自転車駐車場条例第４条の規定により施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る使用料を納付した者は、新条例第18条の規定により、施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る利用料金を指定管理者に納付したものとみなす。
附　則（令和８年３月19日条例第10号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第４条に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年６月12日条例第36号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第１（第１条、第４条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 杉並区立方南町東自転車駐車場 | 杉並区方南二丁目20番２号 |
| 杉並区立方南町西自転車駐車場 | 杉並区和泉四丁目51番７号 |
| 杉並区立荻窪東地下自転車駐車場 | 杉並区上荻一丁目２番１号・４番８号 |
| 杉並区立荻窪北第一自転車駐車場 | 杉並区天沼三丁目３番19号 |
| 杉並区立永福町北第一自転車駐車場 | 杉並区永福四丁目７番８号 |
| 杉並区立永福町北第二自転車駐車場 | 杉並区和泉三丁目12番15号 |
| 杉並区立永福町北第三自転車駐車場 | 杉並区和泉三丁目７番３号 |
| 杉並区立荻窪南第一自転車駐車場 | 杉並区荻窪四丁目21番16号 |
| 杉並区立荻窪南第二自転車駐車場 | 杉並区荻窪五丁目15番13号 |
| 杉並区立上井草北自転車駐車場 | 杉並区井草五丁目５番２号 |
| 杉並区立浜田山北第一自転車駐車場 | 杉並区浜田山三丁目24番13号 |
| 杉並区立浜田山北第二自転車駐車場 | 杉並区浜田山三丁目27番21号 |
| 杉並区立桜上水北自転車駐車場 | 杉並区下高井戸一丁目24番15号 |
| 杉並区立久我山西自転車駐車場 | 杉並区久我山三丁目35番29号 |
| 杉並区立久我山南自転車駐車場 | 杉並区久我山三丁目25番６号 |
| 杉並区立久我山北自転車駐車場 | 杉並区久我山五丁目38番10号 |
| 杉並区立荻窪西第一自転車駐車場 | 杉並区上荻一丁目20番３号 |
| 杉並区立下井草南自転車駐車場 | 杉並区下井草二丁目36番16号 |
| 杉並区立下井草北第一自転車駐車場 | 杉並区井草一丁目10番17号 |
| 杉並区立下井草北第二自転車駐車場 | 杉並区井草一丁目２番４号 |
| 杉並区立井荻南地下自転車駐車場 | 杉並区上井草一丁目24番16号 |
| 杉並区立井荻北地下自転車駐車場 | 杉並区井草三丁目３番10号 |
| 杉並区立荻窪北第二自転車駐車場 | 杉並区天沼三丁目２番13号 |
| 杉並区立浜田山南自転車駐車場 | 杉並区浜田山二丁目22番12号 |
| 杉並区立荻窪西第二自転車駐車場 | 杉並区上荻一丁目21番25号 |
| 杉並区立荻窪北第三自転車駐車場 | 杉並区天沼三丁目30番40号 |
| 杉並区立中野富士見町自転車駐車場 | 杉並区和田一丁目１番９号 |
| 杉並区立高井戸東自転車駐車場 | 杉並区高井戸東二丁目30番25号 |
| 杉並区立高井戸北自転車駐車場 | 杉並区高井戸西二丁目２番１号 |
| 杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場 | 杉並区高井戸西一丁目32番先 |
| 杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場 | 杉並区久我山五丁目１番24号 |
| 杉並区立永福町南自転車駐車場 | 杉並区永福二丁目53番５号 |
| 杉並区立西永福南第一自転車駐車場 | 杉並区永福三丁目38番10号 |
| 杉並区立西永福南第二自転車駐車場 | 杉並区浜田山一丁目33番３号 |
| 杉並区立西永福北自転車駐車場 | 杉並区永福三丁目55番３号 |

一部改正〔平成17年条例30号・19年３号・20年25号・21年10号・25年16号・26年17号・27年28号・34号・28年45号・令和元年23号・２年42号・３年10号・13号・22号・５年30号・７年36号・８年10号・８年36号〕

別表第２（第１条、第18条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場 | 杉並区梅里一丁目７番20号 |

| | |
|---|---|
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場 | 杉並区成田東四丁目37番６号 |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場 | 杉並区阿佐谷南一丁目15番19号 |
| 杉並区立高円寺北自転車駐車場 | 杉並区高円寺北三丁目20番23号 |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場 | 杉並区阿佐谷南三丁目２番32号 |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場 | 杉並区成田東五丁目41番８号 |

追加〔令和７年条例36号〕

別表第３（第４条、第14条、第18条関係）

| 駐車場の区分 | 種別 | 階数 | 屋根の有無 | 使用料又は利用料金 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 定期使用 | | | １日使用及び１回使用 |
| | | | | １月 | ３月 | ６月 | |
| １　別表第１及び別表第２に掲げる駐車場（２及び３に掲げる駐車場を除く。） | 自転車 | １階 | 有 | 2,600円 | 7,400円 | 12,500円 | 100円 |
| | | | 無 | 2,100円 | 6,000円 | 10,100円 | |
| | | ２階 | 有 | 2,300円 | 6,600円 | 11,000円 | |
| | | | 無 | 1,900円 | 5,400円 | 9,100円 | |
| | | ３階 | 有 | 1,300円 | 3,700円 | 6,200円 | |
| | | | 無 | 1,000円 | 2,900円 | 4,800円 | |
| | | 地下１階 | | 2,300円 | 6,600円 | 11,000円 | |
| | | 地下２階 | | 1,300円 | 3,700円 | 6,200円 | |
| | 原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。） | １階 | 無 | 4,200円 | 12,000円 | 20,200円 | 200円 |
| ２　杉並区立浜田山北第二自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場、杉並区立下井草北第一自転車駐車場、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場 | 自転車 | １階 | 有 | 2,100円 | 6,000円 | 10,100円 | 100円 |
| | | | 無 | 1,700円 | 4,800円 | 8,200円 | |
| | 原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。） | １階 | 有 | 4,200円 | 12,000円 | 20,200円 | 200円 |
| | 自動二輪車 | １階 | 有 | 8,400円 | 23,900円 | 40,300円 | 400円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。） | | | | | | |
| 3　杉並区立新高円寺地下自転車駐車場 | 自転車 | 地下１階 | | 2,600円 | 7,400円 | 12,500円 | 100円 |

付記

1　規則で定める学生が定期使用する場合の使用料又は利用料金は、自転車にあっては規定使用料又は規定利用料金から１月当たり200円を減じた額とし、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。）にあっては規定使用料から１月当たり400円を減じた額とし、自動二輪車（総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。）にあっては規定使用料から１月当たり800円を減じた額とする。

2　１回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料又は利用料金は、無料とする。

全部改正〔平成26年条例11号〕、一部改正〔平成28年条例45号・令和元年23号・７年36号〕

平成６年３月10日
規則第８号

〔注〕平成17年10月から改正経過を注記した。

改正　平成７年３月31日規則第24号　平成７年５月22日規則第49号
平成８年３月29日規則第26号　平成９年３月31日規則第41号
平成９年５月13日規則第67号　平成10年３月27日規則第24号
平成10年６月17日規則第69号　平成11年３月31日規則第43号
平成11年10月22日規則第100号　平成12年３月31日規則第57号
平成12年６月28日規則第155号　平成13年３月30日規則第46号
平成14年３月20日規則第19号　平成16年３月19日規則第11号
平成16年７月27日規則第75号　平成16年12月22日規則第99号
平成17年10月24日規則第119号　平成18年２月27日規則第７号
平成18年６月13日規則第79号　平成19年３月19日規則第27号
平成19年３月30日規則第31号　平成19年６月22日規則第79号
平成19年12月17日規則第138号　平成20年７月29日規則第57号
平成20年11月27日規則第92号　平成21年３月17日規則第16号
平成21年５月12日規則第60号　平成22年３月１日規則第４号
平成23年９月27日規則第36号　平成25年３月21日規則第19号
平成26年12月12日規則第102号　平成27年９月16日規則第80号
平成27年10月26日規則第93号　平成29年２月28日規則第２号
令和２年１月31日規則第１号　令和２年２月28日規則第８号
令和２年５月15日規則第49号　令和３年３月19日規則第19号
令和３年６月16日規則第58号　令和６年６月21日規則第69号
令和７年６月19日規則第51号　令和８年１月30日規則第４号
令和８年３月19日規則第26号　令和８年９月30日規則第98号

（目的）
第１条　この規則は、杉並区立自転車駐車場条例（平成５年杉並区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用時間）
第２条　条例第２条第４号及び第６号の規則で定める使用時間は、別表第１のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときはこれを変更することができる。

一部改正〔平成18年規則79号・19年27号・令和２年１号〕

（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる駐車場）
第２条の２　条例第２条の２ただし書の規則で定める駐車場は、杉並区立方南町東自転車駐車場、杉並区立上井草北自転車駐車場、杉並区立久我山南自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場及び杉並区立浜田山南自転車駐車場とする。

追加〔平成18年規則79号〕、一部改正〔平成29年規則２号〕

（１日使用の手続）
第３条　条例第３条第１項の規定により１日使用しようとする者は、駐車場の使用の際に使用料を納付（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）し、１日使用券（第１号様式）の交付を受けなければならない。

一部改正〔令和８年規則26号〕

（１回使用することができる駐車場）
第３条の２　条例第３条第１項の規定により１回使用することができる駐車場は、別表第２のとおりとする。

追加〔平成19年規則27号〕

（１回使用の手続）

第３条の３　条例第３条第１項の規定により別表第２(１)に規定する駐車場を１回使用しようとする者は、駐車場の使用の際に１回使用券（第１号の２様式）の交付を受けなければならない。
２　前項の交付を受けた者は、自転車を出場させる際に１回使用券を提出するとともに、使用料を納付しなければならない。
３　条例第３条第１項の規定により別表第２(２)に規定する駐車場を１回使用しようとする者は、駐車場の使用の際に所定の操作を行うことにより自転車、原動機付自転車又は自動二輪車（以下「自転車等」という。）を当該駐車場の駐車設備に駐車しなければならない。
４　前項の規定により駐車した者は、自転車等を出場させる際に所定の操作を行うとともに、使用料を納付（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）しなければならない。
追加〔平成19年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則57号・29年２号・令和８年98号〕
（定期使用の手続）
第４条　条例第３条第２項の規定により定期使用しようとする者は、自転車駐車場使用申請書兼減額・免除申請書（第２号様式。以下「使用申請書兼使用料減免申請書」という。）を区長に提出しなければならない。
２　駐車場の定期使用の承認は、申請の順序による。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、抽せんその他の方法により定期使用の承認をすることができる。
３　区長は、定期使用の承認をしたときは、定期駐車券（第３号様式）及び駐車票（第４号様式）を交付しなければならない。
４　引き続き定期使用の承認を受けようとする者は、定期使用しようとする月の前月の10日から末日までに使用申請をしなければならない。
５　交付された駐車票は、駐車する自転車等に貼付しなければならない。
６　前各項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する駐車場の定期使用の手続については、区長の承認を得て指定管理者が定める。
追加〔令和８年規則26号〕、一部改正〔平成18年規則79号・20年57号・22年４号・令和８年26号〕
（使用期間の起算日）
第５条　定期使用の使用期間は、使用を開始する日の属する月の１日から起算する。
（学生の範囲）
第６条　条例別表第３付記１の規則で定める学生は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（通信制の課程又は通信による教育を行う学校にあっては、区長が適当と認める学校に限る。）で修業する学生
（２）　学校教育法第124条及び第134条に規定する学校のうち区長が適当と認めるもので修業する学生
（３）　前２号に掲げる者のほか区長が適当と認める学生
一部改正〔平成18年規則79号・19年27号・138号・令和７年51号〕
（１回使用の使用料を無料とする時間）
第６条の２　条例別表第３付記２の規則で定める時間は、１時間とする。
追加〔平成19年規則27号〕、一部改正〔令和７年規則51号〕
（使用料の減免）
第７条　条例第５条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
（１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受けている場合
（２）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により身体障害者手帳の交付を受けている場合
（３）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
（４）　前３号のほか、区長が特別の理由があると認める場合
２　使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用申請の際に提出する使用申請書兼使用料減免申請書にその旨を記載しなければならない。
（使用料の還付）

第８条　条例第６条ただし書に規定する使用料を還付することができる特別の理由とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に定める額を還付することができる。

（１）　定期使用の使用期間の開始前に駐車場の使用をとりやめる旨の申し出があった場合　全額

（２）　定期使用の使用期間の中途で駐車場の使用を中止した場合　次に掲げる額

ア　３月を単位とする定期使用（残りの使用期間が１月以上の場合に限る。）　既納の使用料の額から当該駐車場の１月の使用料の額に使用開始月から使用を中止した日の属する月までの月数（以下「使用月数」という。）を乗じた額を減じた額

イ　６月を単位とする定期使用（残りの使用期間が２月以上の場合に限る。）　既納の使用料の額から当該駐車場の１月の使用料の額に使用月数を乗じた額（使用月数が３月以上の場合は、当該駐車場の３月の使用料の額に使用月数から３月を減じた月数に当該駐車場の１月の使用料の額を乗じた額を加えた額）を減じた額

（３）　定期使用の使用期間中に、駐車場の定期使用者の責めに帰することができない事由により当該駐車場の使用が不能となった日がある場合　次に掲げる額

ア　１月を単位とする定期使用　全額

イ　３月を単位とする定期使用　既納の使用料を３で除した額に、当該駐車場の使用が不能となった期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの月数（以下「使用不能月数」という。）を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。以下この号において同じ。）

ウ　６月を単位とする定期使用　既納の使用料を６で除した額に、使用不能月数を乗じて得た額

追加〔令和８年規則４号〕、一部改正〔令和８年規則４号〕

２　前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（第６号様式）を区長に提出しなければならない。

（定期駐車券等の再交付）

第９条　駐車場の定期使用者が、定期駐車券及び駐車票を紛失又は毀損したときは、定期駐車券等再交付申請書（第７号様式）により、区長に申請し再交付を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する駐車場の定期駐車券及び駐車票の再交付の手続については、区長の承認を得て指定管理者が定める。

追加〔令和８年規則26号〕、一部改正〔令和８年規則26号〕

（休業日）

第10条　区長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の休業日を定めることができる。

（自転車の保管期間）

第11条　条例第10条第１項の規則で定める期間は、７日とする。

（指定管理者の指定方法等）

第12条　条例第13条第１項に規定する規則で定める方法は、特別の事情があると区長が認める場合を除き、公募による方法とする。

２　条例第13条第２項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（第８号様式）に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

（１）　事業計画書

（２）　定款その他これに類する書類

（３）　法人にあっては、登記事項証明書

（４）　自転車駐車場又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類

（５）　収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類

（６）　団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

（７）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

３　前２項の規定にかかわらず、区長は、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた別に定める書類を審査し、かつ、条例第13条第３項各号に掲げるもののほか、条例第11条に規定する管理の業務（以下「管理の業務」という。）の実績、事業の継続性等を総合的に勘案して、現指定管理者に引き続き管理を行わせることが相当と認めるときは、公募をしないで現指定管理者を区議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

追加〔令和７年規則51号〕

第13条　条例第16条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　管理の業務の実施状況

（２）　管理する施設等の使用状況

（３）　条例第18条第２項に規定する利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況

（４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

追加〔令和７年規則51号〕

（指定管理者に関する読替え）

第14条　条例第11条の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合についての第２条ただし書、第３条の３第２項及び第４項、第６条の２（見出しを含む。）、第７条（見出しを含む。）、第８条（見出しを含む。）並びに第10条の規定の適用については、第２条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」と、第３条の３第２項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第４項中「使用料を納付（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）」とあるのは「利用料金を納付」と、第６条の２の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「１時間」とあるのは「区長の承認を得て指定管理者が定める時間」と、第７条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第１項中「条例第５条」とあるのは「条例第18条第５項の規定により読み替えて準用される条例第５条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第２項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「使用申請の際に提出する使用申請書兼使用料減免申請書にその旨を記載しなければ」とあるのは「区長の承認を得て指定管理者が定める方法により、指定管理者に利用料金の減額又は免除を申請しなければ」と、第８条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第１項中「条例第６条ただし書」とあるのは「条例第18条第５項の規定により読み替えて準用される条例第６条ただし書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第２項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「使用料還付請求書（第６号様式）を区長に提出しなければ」とあるのは「区長の承認を得て指定管理者が定める方法により、指定管理者に利用料金の還付を申請しなければ」と、第10条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」とする。

追加〔令和７年規則51号〕、一部改正〔令和８年規則26号・８年98号〕

附　則

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月31日規則第24号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年５月22日規則第49号）

この規則は、平成７年５月29日から施行する。

附　則（平成８年３月29日規則第26号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日規則第41号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年５月13日規則第67号）

１　この規則は、平成９年６月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第５号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成10年３月27日規則第24号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成10年６月17日規則第69号）

この規則は、平成10年７月１日から施行する。ただし、別表の改正規定中杉並区立永福町南自転車駐車場に係る部分は、同年８月１日から施行する。

附　則（平成11年３月31日規則第43号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年10月22日規則第100号）

この規則は、平成11年11月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日規則第57号）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第１号様式から第２号様式まで、第６号様式及び第７号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成12年６月28日規則第155号）

この規則は、平成12年10月１日から施行する。

附　則（平成13年３月30日規則第46号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月20日規則第19号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月19日規則第11号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年７月27日規則第75号）

この規則は、平成16年９月１日から施行する。

附　則（平成16年12月22日規則第99号）

この規則は、平成17年１月４日から施行する。

附　則（平成17年10月24日規則第119号）

この規則は、平成17年11月１日から施行する。

附　則（平成18年２月27日規則第７号）

この規則は、平成18年３月１日から施行する。

附　則（平成18年６月13日規則第79号）

この規則は、平成18年７月１日から施行する。

附　則（平成19年３月19日規則第27号）

この規則は、平成19年３月26日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第31号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年６月22日規則第79号）

この規則は、平成19年７月１日から施行する。

附　則（平成19年12月17日規則第138号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附　則（平成20年７月29日規則第57号）

この規則は、平成20年７月30日から施行する。

附　則（平成20年11月27日規則第92号）

この規則は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成21年３月17日規則第16号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年５月12日規則第60号）

この規則は、平成21年６月１日から施行する。

附　則（平成22年３月１日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年９月27日規則第36号）

この規則は、平成23年10月３日から施行する。

附　則（平成25年３月21日規則第19号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月12日規則第102号）

１　この規則は、平成26年12月25日から施行する。

２　この規則による改正後の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第２号様式は、平成27年１月以後の定期使用に係る申請について適用し、同月前の定期使用に係る申請については、なお従前の例によ

る。
3　この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立自転車駐車場条例施行規則第２号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成27年９月16日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（杉並区立永福町南自転車駐車場の項を削る部分に限る。）及び別表第２（２）の改正規定（

「

| |
|---|
| 杉並区立上井草北自転車駐車場 |

」

を

「

| |
|---|
| 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場 |
| 杉並区立上井草北自転車駐車場 |

」

に改める部分に限る。）は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（平成27年10月26日規則第93号）

この規則は、平成27年11月１日から施行する。

附　則（平成29年２月28日規則第２号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。ただし、別表第２（２）杉並区立西荻窪北自転車駐車場の項を削る改正規定は、同年３月１日から施行する。

附　則（令和２年１月31日規則第１号）

この規則は、令和２年２月１日から施行する。

附　則（令和２年２月28日規則第８号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月15日規則第49号）

この規則は、令和２年５月18日から施行する。

附　則（令和３年３月19日規則第19号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年６月16日規則第58号）

この規則は、令和３年６月30日から施行する。

附　則（令和６年６月21日規則第69号）

この規則は、令和６年７月１日から施行する。

附　則（令和７年６月19日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第６条の改正規定、第６条の２の改正規定及び第11条の次に３条を加える改正規定（第12条第３項、第13条及び第14条に係る部分に限る。）は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１月30日規則第４号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、改正前の第６号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和８年３月19日規則第26号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

| 名称 | 種別 | 使用時間 | |
|---|---|---|---|
| | | 定期使用 | １日使用 |
| 杉並区立方南町東自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 午前０時から午後12時まで | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 杉並区立方南町西自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立荻窪東地下自転車駐車場（杉並区上荻一丁目２番１号に設置する部分に限る。） | 自転車 | 午前４時15分から翌日の午前１時30分まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時45分から翌日の午前０時30分まで | |
| 杉並区立荻窪北第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立永福町北第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前７時から午後12時まで |
| 杉並区立永福町北第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立永福町北第三自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前０時から午後12時まで |
| 杉並区立荻窪南第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時15分から翌日の午前１時30分まで | 午前４時15分から午後12時まで |
| 杉並区立荻窪南第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時15分から翌日の午前１時30分まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立上井草北自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立浜田山北第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前７時から午後12時まで |
| 杉並区立浜田山北第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立桜上水北自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立久我山西自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立久我山南自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立久我山北自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立荻窪西第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立下井草南自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 杉並区立下井草北第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前０時から午後12時まで |
| 杉並区立下井草北第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前７時から午後12時まで |
| 杉並区立井荻南地下自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時30分から翌日の午前１時30分まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立井荻北地下自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時30分から翌日の午前１時30分まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立荻窪北第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立浜田山南自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前０時から午後12時まで |
| | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 午前０時から午後12時まで | 午前０時から午後12時まで |
| 杉並区立高円寺北自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時から翌日の午前１時30分まで | |
| 杉並区立荻窪西第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立荻窪北第三自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立中野富士見町自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立高井戸東自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前６時から午後12時まで |
| 杉並区立高井戸北自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時20分から翌日の午前１時20分まで | |
| 杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場 | 自転車 | 午前４時から翌日の午前１時30分まで | 午前６時30分から午後12時まで |
| 杉並区立永福町南自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | 午前７時から午後12時まで |
| 杉並区立西永福南第一自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立西永福南第二自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場 | 自転車 | 午前０時から午後12時まで | |

全部改正〔平成18年規則79号〕、一部改正〔平成19年規則27号・31号・79号・20年92号・21年16号・60号・22年４号・23年36号・25年19号・27年80号・93号・29年２号・令和２年８号・３年19号・６年69号・８年26号〕

別表第２（第３条の２、第３条の３関係）

（１）　１回使用券を交付する駐車場

| 名称 |
| --- |
| 杉並区立高井戸北自転車駐車場 |
| 杉並区立上井草北自転車駐車場 |

（２）　１回使用券を交付しない駐車場

| |
| --- |
| 杉並区立方南町東自転車駐車場 |
| 杉並区立荻窪東地下自転車駐車場（杉並区上荻一丁目４番８号に設置する部分に限る。） |
| 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場 |
| 杉並区立久我山南自転車駐車場 |
| 杉並区立久我山北自転車駐車場 |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場 |
| 杉並区立高円寺北自転車駐車場 |
| 杉並区立西永福南第一自転車駐車場 |
| 杉並区立西永福南第二自転車駐車場 |
| 杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場 |
| 杉並区立西永福北自転車駐車場 |

全部改正〔平成20年規則57号〕、一部改正〔平成22年規則４号・23年36号・25年19号・27年80号・29年２号・令和２年１号・８号・49号・３年58号・６年69号・８年26号・８年98号〕

第１号様式

（第３条関係）

一部改正〔平成18年規則79号〕

第１号の２様式

（第３条の３関係）

追加〔平成19年規則27号〕

第２号様式

（第４条、第７条関係）

一部改正〔平成26年規則102号〕

第３号様式

（第４条関係）

第４号様式

（第４条関係）

第６号様式

（第８条関係）

第７号様式

（第９条関係）

第８号様式

（第12条関係）

追加〔令和７年規則51号〕

平成６年３月25日
杉土自発第223号

改正　平成12年10月23日杉土自発第101号　平成13年３月23日杉土自発第196号
平成17年３月23日杉並第97711号　平成30年３月８日杉並第64509号
令和６年３月26日杉並第69229号

（設置）
第１条　杉並区（以下「区」という。）内の駅及び別表に掲げる駅周辺における、放置自転車による交通環境の悪化防止に地域住民が主体的に取り組むことを目的に、杉並区自転車放置防止協力員（以下「協力員」という。）を設置する。
（職務）
第２条　協力員の職務は、次のとおりとする。
（１）　自転車の放置防止の指導に関すること。
（２）　自転車の放置防止のＰＲ及び啓発に関すること。
（３）　自転車の放置防止について区及び関係官公署との協力に関すること。
（依頼）
第３条　区長は、駅周辺の商店会及び町会・自治会の会員並びに自転車の放置防止に理解及び熱意のある者へ協力員として前条の職務を依頼する。
（協力員の数）
第４条　協力員の人数は、原則として鉄道の駅を単位におおむね20人とする。ただし、区長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
（協力期間）
第５条　区長は、協力員に対し、３年間の協力を依頼する。
２　前項の規定にかかわらず、区長は、その協力期間の中途においても別の者に協力員としての従事を依頼することができる。この場合において、当該協力員への依頼期間は、当初の協力期間の残りの期間とする。
（庶務）
第６条　この要綱に関する事務は、都市整備部管理課において処理する。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか協力員に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成６年５月１日から施行する。

附　則（平成30年３月８日杉並第64509号）
この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月26日杉並第69229号）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第１条関係）

| 駅名 |
|---|
| 中野富士見町駅 |
| 三鷹台駅 |
| 代田橋駅 |
| 明大前駅 |
| 下高井戸駅 |
| 桜上水駅 |
| 上北沢駅 |
| 芦花公園駅 |

# ○杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱

昭和60年３月30日
杉土交発第136号

改正　昭和63年12月21日杉土交発第203号　平成10年４月30日杉土自発第32号
平成19年３月29日杉並第83781号　平成20年10月14日杉並第40386号
平成31年３月11日杉並第66332号　令和４年８月３日杉並第23637号

（目的）

第１条　この要綱は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止、交通の安全・円滑化及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、民営自転車駐車場の設置及び管理に要する経費に対して民営自転車駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業及び補助対象者）

第２条　この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助事業」という。）及びその対象者は、自転車の放置防止に寄与する民営自転車駐車場の設置事業を行う者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

（１）　自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること。

（２）　自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。

（３）　一般区民の利用する自転車を収容する施設であること。

（４）　当該自転車駐車場が継続して５年以上運営されること。

（５）　その他区長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。

（１）　鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場

（２）　条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場

（補助の対象経費）

第３条　補助の対象となる経費は、前条に定める自転車駐車場の建設費及び管理費とし、土地取得費、建物等解体費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

２　前項の規定により補助の対象となる建設費は、自転車駐車場建設費及び駐車用機械器具等整備費とする。ただし、他の用途の施設と併設する場合にあっては、自転車駐車場部分の経費に限るものとし、その建設が毎年度２月末までに完了する予定のものとする。

３　第１項の規定により補助の対象となる管理費は、当該自転車駐車場の供用開始日の翌年度４月１日から３月31日までを１年目として起算し、３年を超えて補助金の交付を受けることができないものとする。

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、次のとおりとする。

（１）　建設費

標準建設費（収容台数１台につき、単価110,000円を乗じて得た額）又は建設に要した経費のいずれか低い額の２分の１以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。

（２）　管理費

自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。

２　補助金の交付は、予算額の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　前条第１項第１号の建設費に係る補助金の交付を受けようとする者は、自転車駐車場の建設を始める前に民営自転車駐車場育成補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて区

長に提出するものとする。
（１） 補助事業計画書
（２） 補助金額計算書
（３） 建設工事見積書の写し
（４） 自転車駐車場の位置図
（５） 自転車駐車場の求積図
（６） 自転車駐車場の整備平面図
（７） 自転車駐車場予定地の土地登記簿（借地等の場合にあっては、賃貸借契約書の写し及び印鑑証明書）
（８） 自転車駐車場予定地の公図
（９） 自転車駐車場予定地の現況写真
(10) 工事工程表
(11) 収支計算書
(12) 設置機器等の資料（機器の規格・仕様の内容が分かるパンフレット等）
(13) 補助金の交付を受けようとする者が法人の場合にあっては、履歴事項全部証明書、代表者事項証明書及び当該法人の概要が分かるパンフレット等
(14) その他区長が指示する書類
２ 前条第１項第２号の管理費に係る補助金の交付を受けようとする者は、自転車駐車場の開設後３年間（供用開始日の翌年度４月１日から３月31日までを１年目として起算し、以降３年目までをいう。第８条第２項において同じ。）、次に掲げる書類を毎年度区長に提出するものとする。
（１） 民営自転車駐車場育成補助金交付申請書
（２） 補助事業計画書
（３） 建設費に係る民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書の写し
（４） その他区長が指示する書類

（補助金の交付決定）
第６条 区長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書（第２号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは、民営自転車駐車場育成補助金不交付決定通知書（第３号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）
第７条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助申請者」という。）が補助金交付決定後、自転車駐車場建設工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合又は工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第４号様式。以下「承認申請」という。）により、区長の承認を受けるものとする。
２ 区長は、前項の承認申請があった場合は、当該内容を確認し、承認したときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認通知書（第５号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）
第８条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに民営自転車駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第６号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。
（１） 工事写真及び完成写真
（２） 竣工図
（３） 工事に係る請求書の写し（補助対象経費の内訳が分かる書類）
（４） 領収書の写し
（５） その他区長が指示する書類
２ 補助申請者は、自転車駐車場の開設後３年間、利用状況について毎年度次に掲げる書類を区長に提出して報告するものとする。

（１） 実績報告書
（２） 自転車の年間駐車台数の実績が分かる書類
（３） その他区長が指示する書類
（補助金の交付確定）
第９条　区長は、実績報告書の内容を確認し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営自転車駐車場育成補助金交付確定通知書（第７号様式）により、補助申請者に通知するものとする。
（補助金の請求及び交付）
第10条　補助申請者は、前条の通知を受けた後、民営自転車駐車場育成補助金交付請求書（第８号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
（交付決定の取消し及び返還）
第11条　区長は、補助金の交付を受けた補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１） 条例又はこの要綱に違反したとき。
（２） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
（３） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
（４） 自転車駐車場の開設後５年の間に第２条第１項第２号から第４号までのうち、いずれかを満たさなくなったとき。
２　区長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助申請者に対し、期限を定めて民営自転車駐車場育成補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（第８号の２様式）により次に掲げる額の返還を命じるものとする。
（１） 運営期間（自転車駐車場の開設日から取消しの日までをいう。以下この項において同じ。）が１年未満の場合　補助金交付額（建設費補助金の額をいう。）の全額
（２） 運営期間が１年以上２年未満の場合　補助金交付額（建設費補助金及び管理費補助金の合計額をいう。次号から第５号までにおいて同じ。）の５分の４の額
（３） 運営期間が２年以上３年未満の場合　補助金交付額の５分の３の額
（４） 運営期間が３年以上４年未満の場合　補助金交付額の５分の２の額
（５） 運営期間が４年以上５年未満の場合　補助金交付額の５分の１の額
（補助金交付の承継）
第12条 相続、譲渡又はその他の事由により、補助申請者から当該自転車駐車場を引き継ぐ者は、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認申請書（第９号様式）を、区長に提出するものとする。ただし、補助事業の期間を５年経過した場合は、この限りでない。
２ 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認し、承継することが適当と認める者には、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認書（第10号様式）により通知するものとする。
（調査）
第13条　区長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において、補助申請者から報告を求め、補助金により設置された自転車駐車場の調査確認をすることができる。
（帳簿の保存）
第14条　補助申請者は、補助事業に関する収支等を明らかにした帳簿を備え、補助事業により設置した自転車駐車場の共用開始後、５年間保存するものとする。
２ 補助申請者は、区長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出するものとする。
（財産処分の制限）
第15条　補助申請者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、区長の承認を受けることなく、取得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保に供してはならないものとする。ただし、補助事業の期間を５年経過した場合は、この限りでない。
２　補助申請者は、前項の処分をしようとするときは、民営自転車駐車場財産処分承認申請書（第11号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

３　区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、民営自転車駐車場財産処分承認通知書（第12号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第16条　区長は、第11条第１項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをし、返還を命じたときは、補助申請者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

２　区長は、補助申請者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助申請者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18条　第16条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第19条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（令和４年８月３日杉並第23637号）

１　この要綱は、令和４年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日前に第６条の規定による交付の決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

様式　略

平成18年３月24日
杉並第89868号

改正　平成20年10月14日杉並第40404号　令和２年７月20日杉並第20818号
令和４年７月25日杉並第22810号

（目的）

第１条　この要綱は、道路運送車両法に規定されている原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「バイク」という。）の違法駐車を防止し、交通の安全及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、民営のバイク駐車場（以下「バイク駐車場」という。）の設置に要する経費に対して、民営バイク駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、次条に定める要件を満たした公共の用に供するバイク駐車場を設置し、経営する事業者等であって、鉄道事業者及び財団法人を除くものとする。

（補助対象となるバイク駐車場の要件）

第３条　補助の対象となるバイク駐車場は、次に掲げる要件を備えるものとする。

（１）　23区内の主要渋滞箇所周辺や区が推進する違法駐車解消重点地域等（以下「補助対象地域」という。）に位置すること。

（２）　補助対象地域において、既存の駐車場を改造し、又は土地を取得若しくは賃借して新たに２台以上整備したものであること。

（３）　構造及び設備は、利用者の安全を確保し、かつ、バイクの駐車が有効に行えるものであること。

（４）　収容台数のうち半数以上は、時間貸し駐車に充てること。

（５）　当該バイク駐車場が継続して２年以上運営されること。

（補助の対象経費及び交付額）

第４条　補助の対象となる経費は、前条第２号に定めるバイク駐車場の新たな整備にかかる建設費とし、その建設が毎年度２月末までに完了する予定のものとする。

２　建設費とは、専用料金精算機設置、バイク施錠設備設置、入口改造・床面破損防止工事及び転倒防止ガードパイプ設置に要する費用、その他、区長が必要と認めたもので、土地の取得費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

３　補助金の交付額は、建設費の範囲内とし、１バイク駐車場当たり30台を限度として、１台につき75,000円を補助限度とする。ただし、補助金に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。

４　補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民営バイク駐車場育成補助金交付申請書（第１号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに民営バイク駐車場育成補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　区長は前項の確認の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、申請者に対して民営バイク駐車場育成補助金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助金交付の決定を受けた申請者（以下「補助申請者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに民営バイク駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第４号様式、以下「実績報告書」という。）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付確定）

第８条　区長は、実績報告書の内容を確認し、現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営バイク駐車場育成補助金交付確定通知書（第５号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第９条　前条の通知を受けた補助申請者は、民営バイク駐車場育成補助金交付請求書（第６号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助事業の変更・中止）

第10条　補助申請者が補助金交付決定後、バイク駐車場建設工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合又は工事を中止するときは、民営バイク駐車場育成補助金補助事業変更・中止承認申請書（第７号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

２　区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、民営バイク駐車場育成補助金補助事業変更・中止承認通知書（第８号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条　区長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　申請又は実績報告の内容に不備（補助金等の額に係るものに限る。）があったとき。

（２）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）　補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

（４）　その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

２　区長は、前項の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、民営バイク駐車場育成補助金交付決定取消通知書（第９号様式）により、補助申請者に対し速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条　区長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助申請者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第13条　区長は、第11条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助申請者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

２　区長は、補助申請者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助申請者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

４　第１項の規定による違約加算金は、補助事業の成果等を勘案し、決定するものとする。

（違約加算金の計算）

第14条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第15条　第13条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（帳簿の保存）
第16条　補助申請者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業により設置したバイク駐車場の共用開始後、５年間保存するものとする。
２　補助申請者は、区長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出するものとする。
（財産処分の制限）
第17条　補助申請者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、区長の承認を受けることなく、取得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
２　補助申請者は、前項の処分をしようとするときは、民営バイク駐車場財産処分承認申請書（第10号様式）により、区長の承認を受けるものとする。
３　区長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、民営バイク駐車場財産処分承認通知書（第11号様式）により、補助申請者に通知するものとする。
（委任）
第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
（補則）
第19条　この補助金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和２年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附 則（令和４年７月25日杉並第22810号）

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

様式 略

## ○杉並区民営バイク・自転車駐車場設置等事業者候補者選定実施取扱要綱

平成18年10月３日
杉並第46119号

改正　平成27年８月17日杉並第26301号　平成30年３月８日杉並第62594号
令和６年３月27日杉並第69183号

（目的）

第１条　区有地又は区が借り受けた土地において、民営バイク・自転車駐車場の整備及び管理運営を行う事業者候補者（以下「事業者」という。）を選定する場合の事務取扱は、杉並区プロポーザル選定委員会条例（平成26年条例第４号。以下「条例」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（事業者の選定）

第２条　事業者の選定は、条例に基づき、杉並区民営バイク・自転車駐車場設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行うものとする。

（所掌事項）

第３条　選定委員会は、杉並区民営バイク・自転車駐車場設置事業者選定基準を定め、区長の諮問に応じ、事業者の選定に関し必要な事項を調査審議する。

（構成員）

第４条　選定委員会は、次に掲げる者（以下「選定委員」という。）をもって構成し、区長が委嘱又は任命する。

（１）　委員　学識経験者　１名
（２）　委員　区民　２名
（３）　委員　都市整備部長
（４）　委員　都市整備部土木担当部長

２　委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

４　委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第５条　選定委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から事業者の選定を完了した日までとする。

（選定の方法）

第６条　事業者は、区が提示する民営バイク・自転車駐車場の整備及び管理運営の目的に照らし、企画書及びそれに伴う付属資料（以下「企画書等」という。）を作成し、提出する。

２　選定委員会は、各事業者から提出された企画書等により事業者を選定する。

（委員会の庶務）

第７条　委員会の庶務は、都市整備部管理課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

附　則（平成30年３月８日杉並第62594号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月　日杉並第69183号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

## ○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

発令　　：昭和55年11月25日法律第87号
最終改正：平成5年12月22日号外法律第97号
改正内容：平成5年12月22日号外法律第97号[平成6年6月20日]

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　自転車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二　自転車等　自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

三　自転車等駐車場　一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

四　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五　道路管理者　道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

（良好な自転車交通網の形成）

第四条　道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2　都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3　道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

（自転車等の駐車対策の総合的推進）

第五条　地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2　鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3　官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技

場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4　地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5　都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まつて、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6　地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第六条　市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3　市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4　第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5　第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6　都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第七条　市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2　総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合計画の対象とする区域

二　総合計画の目標及び期間

三　自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四　第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五　放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六　自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
七　自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
3　総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
4　市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
5　市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
7　総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第八条　市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。
2　協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
3　協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
4　前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

（自転車等駐車場の構造及び設備の基準）

第九条　一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。
2　国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

（都市計画等における配慮）

第十条　道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

（交通安全活動の推進）

第十一条　国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

（自転車等の利用者の責務）

第十二条　自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。
2　自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。
3　自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（自転車の安全性の確保）

第十三条　国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

（自転車製造業者等の責務）

第十四条　自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3　国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

（国の助成措置等）

第十五条　国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2　国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3　国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4　国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5　国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五六年四月政令一四九号により、昭和五六・五・二〇から施行〕

附　則〔平成五年一二月二二日法律第九七号〕

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成六年六月政令一四八号により、平成六・六・二〇から施行〕

2　改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3　国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

杉並区の放置自転車対策事業概要

令和7年度

令和8年 10 月発行

編集・発行　　杉並区都市整備部 管理課

〒166－8570　杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL （03）3312－2111（代表）

☆ 区のホームページでご覧になれます。

https://www.city.suginami.tokyo.jp/s092/1601.html

| 登録印刷物番号 |
| --- |
| 08－0046 |




# 自転車の
# 代わりに置こう
# 思いやり